

令和3年6月

第204回国会（常会）
通過議案要旨集

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和3年6月16日現在で取りまとめたものです。

なお、この電子ファイルには、取りまとめ日（6月16日）の後に公布された法律の公布日と法律番号も記載しました。

目 次

I	第204回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第204回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	8
	○参法	20
	○予算	23
	○条約	24
	○承認	25
	○承諾	26
	○決算・国有財産等	27
	○決議案	28
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会等における附帯決議等	
	○内閣委員会	31
	○総務委員会	61
	○法務委員会	83
	○外務委員会	90
	○財務金融委員会	101
	○文部科学委員会	107
	○厚生労働委員会	120
	○農林水産委員会	134
	○経済産業委員会	148
	○国土交通委員会	154
	○環境委員会	169
	○安全保障委員会	178
	○予算委員会	179
	○決算行政監視委員会	190
	○議院運営委員会	197
	○災害対策特別委員会	199
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	204
	○消費者問題に関する特別委員会	207
	○地方創生に関する特別委員会	212
	○憲法審査会	214
IV	決議案	217
V	通過議案概要一覧	219
VI	決算等概要一覧	241
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	243

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党（～令和元年7月2日）
	自由民主党・無所属の会（令和元年7月2日～）
立憲	立憲民主党・市民クラブ（～平成31年1月16日）
	立憲民主党・無所属フォーラム（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
立国社	立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム（令和元年9月30日～令和2年9月16日）
	立憲民主・国民・社民・無所属（令和2年9月16日～10月27日）
立民	立憲民主党・社民・無所属（令和2年10月27日～令和3年1月15日）
	立憲民主党・無所属（令和3年1月15日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
維新	日本維新の会（～令和2年2月19日）
	日本維新の会・無所属の会（令和2年2月19日～）
国民	国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）
希望	希望の党・無所属クラブ（～平成30年5月7日）
国民	国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）
無会	無所属の会（～平成31年1月16日）
社保	社会保障を立て直す国民会議（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
社民	社会民主党・市民連合（～令和元年9月30日）
未来	未来日本（平成30年10月18日～令和元年7月2日）
自由	自由党（～平成30年9月13日、同年10月18日～平成31年1月24日）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「国民」が、

「国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）」と

「国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）」

のいずれを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

I 第204回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

令和3年1月18日から6月16日までの150日間

2 議案件数

閣 法	64件（成立62件、継続2件）
衆 法	114件（成立20件、継続89件、審査未了2件、 撤回3件）
参 法	37件（成立2件、参議院審査未了1件、 参議院未付託未了32件、参議院撤回2件）
予 算	5件（成立5件）
条 約	11件（承認11件）
承 認	3件（承認3件）
承 諾	9件（承諾3件、継続6件）
決 算 等	16件（本院議了8件、継続6件、審査未了2件）
決 議 案	4件（可決1件、否決2件、撤回1件）
（参考）	
委員会決議	10件（総務委員会2件、文部科学委員会、 厚生労働委員会2件、農林水産委員会3件、 国土交通委員会、災害対策特別委員会）

Ⅱ 第 204 回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第201回国会閣法第53号)	総務	1/18	5/18	修正	有	5/20	修正	6/3	可決	6/4	可決	6/11 (63)
204	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	総務	1/22	1/26	可決		1/26	可決	1/28	可決	1/28	可決	2/3 (3)
204	国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	総務	1/25	1/26	可決	有	1/26	可決	1/28	可決	1/28	可決	2/3 (1)
204	令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第3号)	財務金融	1/25	1/26	可決		1/26	可決	1/28	可決	1/28	可決	2/3 (4)
204	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	財務金融	2/19	3/2	可決	有	3/2	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (13)
204	国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	文部科学	1/25	1/26	可決	有	1/26	可決	1/28	可決	1/28	可決	2/3 (2)
204	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	内閣	1/29	2/1	修正	有	2/1	修正	2/3	可決	2/3	可決	2/3 (5)
204	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	財務金融	2/9	3/2	可決	有	3/2	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (11)
204	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	内閣	2/24	3/5	可決	有	3/9	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (16)
204	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	総務	2/16	3/2	可決		3/2	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (7)
204	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	総務	2/16	3/2	可決		3/2	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (8)
204	関税込率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	財務金融	3/4	3/16	可決	有	3/18	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (12)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	国土交通	3/9	3/12	可決	有	3/18	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (17)
204	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	国土交通	3/16	3/19	可決		3/23	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (9)
204	子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	内 閣	4/1	4/14	可決	有	4/15	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28 (50)
204	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	法 務	3/9	3/12	可決	有	3/18	可決	4/6	可決	4/7	可決	4/14 (20)
204	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	文部科学	3/9	3/17	可決	有	3/18	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (14)
204	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	厚生労働	3/18	4/7	可決	有	4/8	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28 (49)
204	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	国土交通	3/23	4/7	可決	有	4/8	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/10 (31)
204	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	安全保障	4/5	4/9	可決		4/13	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (23)
204	文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)	文部科学	3/23	4/7	可決		4/8	可決	4/15	可決	4/16	可決	4/23 (22)
204	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	厚生労働	4/8	5/7	可決		5/11	可決	6/3	可決	6/4	可決	6/11 (66)
204	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)	厚生労働	5/12	5/19	可決		5/20	可決	6/10	可決	6/11	可決	6/18 (78)
204	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第23号)	経済産業	4/27	5/19	可決	有	5/20	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (70)
204	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	国土交通	4/13	4/16	可決	有	4/20	可決	5/13	可決	5/14	可決	5/21 (43)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	国土交通	4/20	4/23	可決	有	4/27	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28 (48)
204	デジタル社会形成基本法案(内閣提出第26号)	内閣	3/9	4/2	修正	有	4/6	修正	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (35)
204	デジタル庁設置法案(内閣提出第27号)	内閣	3/9	4/2	可決	有	4/6	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (36)
204	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第28号)	内閣	3/9	4/2	可決	有	4/6	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (37)
204	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(内閣提出第29号)	内閣	3/9	4/2	可決	有	4/6	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (38)
204	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(内閣提出第30号)	内閣	3/9	4/2	可決	有	4/6	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (39)
204	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出第31号)	総務	4/6	4/15	修正	有	4/16	修正	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (40)
204	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第32号)	外務	3/9	3/17	可決		3/18	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (6)
204	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第33号)	農林水産	3/9	3/17	可決	有	3/18	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (15)
204	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	地方創生	4/5	4/13	可決	有	4/15	可決	5/7	可決	5/12	可決	5/19 (33)
204	少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)	法務	3/25	4/16	可決	有	4/20	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28 (47)
204	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第36号)	法務	4/16					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)(参議院送付)	内閣	6/1	6/4	可決	有	6/8	可決	4/15	可決	4/16	可決	6/16 (69)
204	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)	総務	4/5	4/8	可決	有	4/13	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (27)
204	放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	総務	6/16					閉会中 審査					
204	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	農林水産	4/5	4/7	可決	有	4/8	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (26)
204	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)(参議院送付)	内閣	4/27	5/12	可決	有	5/18	可決	4/8	可決	4/9	可決	5/26 (45)
204	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(参議院送付)	厚生労働	5/21	6/2	可決	有	6/3	可決	4/15	可決	4/16	可決	6/9 (58)
204	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)(参議院送付)	環境	5/27	6/1	可決	有	6/3	可決	4/8	可決	4/9	可決	6/9 (59)
204	国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)	文部科学	4/13	4/21	可決	有	4/22	可決	5/13	可決	5/14	可決	5/21 (41)
204	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案(内閣提出第45号)	農林水産	4/13	4/21	可決	有	4/22	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (34)
204	特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)	経済産業	4/8	4/21	可決	有	4/22	可決	5/13	可決	5/14	可決	5/21 (42)
204	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	環境	4/15	4/27	可決	有	4/27	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (54)
204	自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)	環境	3/18	4/2	可決	有	4/6	可決	4/22	可決	4/23	可決	5/6 (29)
204	海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)(参議院送付)	国土交通	5/18	5/21	可決		5/25	可決	4/8	可決	4/9	可決	6/2 (53)
204	災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)	災害対策	4/7	4/15	可決	有	4/16	可決	4/23	可決	4/28	可決	5/10 (30)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）	地方創生	4/19	4/27	可決		5/11	可決	5/14	可決	5/19	可決	5/26 (44)
204	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	財務金融	4/19	4/23	可決	有	4/27	可決	5/18	可決	5/19	可決	5/26 (46)
204	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（内閣提出第53号）	消費者問題	4/5	4/13	可決	有	4/15	可決	4/23	可決	4/28	可決	5/10 (32)
204	消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	消費者問題	4/22	5/14	修正		5/18	修正	6/4	可決	6/9	可決	6/16 (72)
204	民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	法 務	3/16	3/30	可決	有	4/1	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (24)
204	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出第56号）	法 務	3/16	3/30	可決	有	4/1	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (25)
204	著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	文部科学	5/11	5/14	可決		5/18	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (52)
204	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	農林水産	5/11	5/19	可決		5/20	可決	5/27	可決	5/28	可決	6/4 (55)
204	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	内 閣	4/13	4/16	可決	有	4/20	可決	5/27	可決	5/28	可決	6/4 (56)
204	航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	国土交通	5/11	5/14	可決	有	5/18	可決	6/3	可決	6/4	可決	6/11 (65)
204	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（内閣提出第61号）	環 境	5/10	5/21	可決	有	5/25	可決	6/3	可決	6/4	可決	6/11 (60)
204	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（内閣提出第62号）	内 閣	5/11	5/28	可決	有	6/1	可決	6/15	可決	6/16	可決	6/23 (84)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第63号)	内 閣	4/20	4/23	可決		4/27	可決	6/3	可決	6/4	可決	6/11 (61)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
195	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号)	内 閣	1/18					閉会中 審査					
195	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号)	総 務	1/18					閉会中 審査					
195	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号)	法 務	1/18					閉会中 審査					
196	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号)	震災復興	1/18					閉会中 審査					
196	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号)	震災復興	1/18					閉会中 審査					
196	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号)	震災復興	1/18					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
196	対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号)	環 境	1/18						閉会中 審査					
196	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号)	経済産業	1/18						閉会中 審査					
196	主要農作物種子法案(後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号)	農林水産	1/18						閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号)	農林水産	1/18						閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号)	農林水産	1/18						閉会中 審査					
196	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号)	内 閣	1/18						閉会中 審査					
196	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号)	決算行政監視	1/18						閉会中 審査					
196	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号)	農林水産	1/18						閉会中 審査					
196	国家公務員法等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号)	内 閣	1/18						閉会中 審査					
196	国家公務員の労働関係に関する法律案(後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号)	内 閣	1/18						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
196	公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号）	内閣	1/18					閉会中 審査					
196	農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号）	農林水産	1/18					閉会中 審査					
196	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号）	内閣	1/18					閉会中 審査					
196	民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号）	法務	1/18					閉会中 審査					
196	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号）	厚生労働	1/18					閉会中 審査					
196	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第196回国会衆法第42号）	憲法審査会	1/18	5/6	修正		5/11	修正	6/9	可決	6/11	可決	6/18 (76)
196	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（森山浩行君外7名提出、第196回国会衆法第43号）	国土交通	1/18					閉会中 審査					
197	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号）	倫理選挙	1/18					閉会中 審査					
197	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号）	倫理選挙	1/18					閉会中 審査					
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号）	倫理選挙	1/18					閉会中 審査					
197	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外11名提出、第197回国会衆法第11号）	内閣	1/18					閉会中 審査					
197	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号）	内閣	1/18					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号）	内閣	1/18					閉会中 審査					
198	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号）	憲法審査会	1/18					閉会中 審査					
198	民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号）	法務	1/18					閉会中 審査					
198	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号）	厚生労働	1/18					閉会中 審査					
198	青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（遠藤利明君外8名提出、第198回国会衆法第20号）	文部科学	1/18					閉会中 審査					
198	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第21号）	経済産業	1/18					閉会中 審査					
198	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（近藤昭一君外5名提出、第198回国会衆法第22号）	経済産業	1/18					閉会中 審査					
198	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第23号）	経済産業	1/18					閉会中 審査					
198	エネルギー協同組合法案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第24号）	経済産業	1/18					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
198	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号)	内閣	1/18						閉会中 審査					
198	手話言語法案(山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第26号)	内閣	1/18						閉会中 審査					
198	視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案(山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第27号)	内閣	1/18						閉会中 審査					
198	多文化共生社会基本法案(中川正春君外4名提出、第198回国会衆法第28号)	内閣	1/18						閉会中 審査					
198	自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通安全のために講ずべき措置に関する法律案(古本伸一郎君外2名提出、第198回国会衆法第29号)	財務金融	1/18						閉会中 審査					
198	認知症基本法案(後藤茂之君外5名提出、第198回国会衆法第30号)	厚生労働	1/18						閉会中 審査					
198	行政監視院法案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第31号)	議院運営	1/18						閉会中 審査					
198	国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第32号)	議院運営	1/18						閉会中 審査					
198	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第34号)	農林水産	1/18						閉会中 審査					
198	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号)	法務	1/18						閉会中 審査					
198	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外6名提出、第198回国会衆法第36号)	震災復興	1/18						閉会中 審査					
200	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(城井崇君外5名提出、第200回国会衆法第10号)	文部科学	1/18						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
201	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案(安住淳君外19名提出、第201回国会衆法第1号)	内閣	1/18						閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案(小川淳也君外8名提出、第201回国会衆法第3号)	内閣	1/18						閉会中 審査					
201	独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外5名提出、第201回国会衆法第4号)	文部科学	1/18						閉会中 審査					
201	中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案(後藤祐一君外7名提出、第201回国会衆法第9号)	経済産業	1/18						閉会中 審査					
201	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第11号)	厚生労働	1/18						閉会中 審査					
201	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第12号)	厚生労働	1/18						閉会中 審査					
201	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第13号)	厚生労働	1/18						閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案(川内博史君外5名提出、第201回国会衆法第14号)	文部科学	1/18						閉会中 審査					
201	児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案(尾辻かな子君外10名提出、第201回国会衆法第15号)	厚生労働	1/18						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案(西村智奈美君外6名提出、第201回国会衆法第18号)	厚生労働	1/18					閉会中 審査					
201	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案(新藤義孝君外5名提出、第201回国会衆法第19号)	内 閣	1/18	3/10	撤回 許可								
201	新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案(田嶋要君外6名提出、第201回国会衆法第20号)	経済産業	1/18					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案(吉川元君外5名提出、第201回国会衆法第21号)	総 務	1/18					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(階猛君外3名提出、第201回国会衆法第25号)	法 務	1/18					閉会中 審査					
201	電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外7名提出、第201回国会衆法第27号)	総 務	1/18					閉会中 審査					
203	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外5名提出、第203回国会衆法第1号)	厚生労働	1/18	3/5	撤回 許可								
203	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外6名提出、第203回国会衆法第2号)	厚生労働	1/18					閉会中 審査					
203	低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案(長妻昭君外8名提出、第203回国会衆法第3号)	厚生労働	1/18	1/29	撤回 許可								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
203	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外7名提出、第203回国会衆法第8号)	内 閣	1/18						閉会中 審査					
203	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、第203回国会衆法第9号)	法 務	1/18						閉会中 審査					
204	新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外7名提出、衆法第1号)	厚生労働	3/18						閉会中 審査					
204	児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案(逢坂誠二君外9名提出、衆法第2号)	厚生労働	6/15						閉会中 審査					
204	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(早稲田夕季君外10名提出、衆法第3号)	厚生労働	6/15						閉会中 審査					
204	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(川内博史君外14名提出、衆法第4号)	厚生労働	6/15						閉会中 審査					
204	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(総務委員長提出、衆法第5号)	審査省略						3/12	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31 (19)
204	我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外3名提出、衆法第6号)	議院運営	6/15						閉会中 審査					
204	国会法の一部を改正する法律案(階猛君外3名提出、衆法第7号)	議院運営	6/15						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第8号）	審査省略					3/18	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (18)
204	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第9号）	審査省略					3/23	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (10)
204	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、衆法第10号）	経済産業	6/15					閉会中 審査					
204	高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出、衆法第11号）	厚生労働	4/8					閉会中 審査					
204	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第12号）	審査省略					4/13	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/21 (21)
204	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外6名提出、衆法第13号）	国土交通	6/15					閉会中 審査					
204	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第14号）	審査省略					4/20	可決	4/23	可決	4/23	可決	4/30 (28)
204	消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（川内博史君外10名提出、衆法第15号）	消費者問題	4/22		審査 未了								
204	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている茶業等に係る緊急の支援等に関する法律案（山井和則君外17名提出、衆法第16号）	農林水産	6/15					閉会中 審査					
204	プラスチック廃棄物等の削減等の推進に関する法律案（金子恵美君外1名提出、衆法第17号）	環 境	5/10		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
204	自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第18号）	審査省略					5/25	可決	6/2	可決	6/4	可決	6/11 (64)
204	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第19号）	審査省略					5/25	可決	5/27	可決	5/28	可決	6/4 (57)
204	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）	審査省略					6/1	可決	6/9	可決	6/11	可決	6/18 (79)
204	令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（馳浩君外4名提出、衆法第21号）	文部科学	6/1	6/2	可決		6/3	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (68)
204	子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的な推進に関する法律案（大西健介君外6名提出、衆法第22号）	内 閣	6/16					閉会中 審査					
204	強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（馳浩君外7名提出、衆法第23号）	厚生労働	6/1	6/2	可決		6/3	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (75)
204	国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第24号）	審査省略					6/1	可決	6/4	可決	6/4	可決	6/11 (62)
204	水循環基本法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第25号）	審査省略					6/3	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (73)
204	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第26号）	審査省略					6/3	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (71)
204	自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外1名提出、衆法第27号）	安全保障	6/15					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第28号)	審査省略					6/3	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (74)
204	低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案(池田真紀君外10名提出、衆法第29号)	厚生労働	6/15					閉会中 審査					
204	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第30号)	審査省略					6/8	可決	6/10	可決	6/11	可決	6/18 (77)
204	領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案(篠原豪君外14名提出、衆法第31号)	安全保障	6/15					閉会中 審査					
204	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(逢沢一郎君外5名提出、衆法第32号)	倫理選挙	6/4	6/7	可決	有	6/10	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/18 (82)
204	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第33号)	審査省略					6/8	可決	6/10	可決	6/11	可決	6/18 (80)
204	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第34号)	審査省略					6/8	可決	6/10	可決	6/11	可決	6/18 (81)
204	新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外9名提出、衆法第35号)	厚生労働	6/15					閉会中 審査					
204	新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消の推進に関する法律案(階猛君外3名提出、衆法第36号)	法 務	6/15					閉会中 審査					
204	宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第37号)	審査省略					6/10	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/23 (83)
204	家庭医制度の整備の推進に関する法律案(中島克仁君外11名提出、衆法第38号)	厚生労働	6/15					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
204	農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案（佐々木隆博君外4名提出、衆法第39号）	農林水産	6/15						閉会中 審査					
204	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（古本伸一郎君外11名提出、衆法第40号）	経済産業	6/15						閉会中 審査					
204	インターネット投票の導入の推進に関する法律案（中谷一馬君外12名提出、衆法第41号）	倫理選挙	6/15						閉会中 審査					
204	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進に関する法律案（長妻昭君外13名提出、衆法第42号）	厚生労働	6/15						閉会中 審査					
204	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（岡本充功君外6名提出、衆法第43号）	内 閣	6/16						閉会中 審査					
204	新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案（岡本充功君外6名提出、衆法第44号）	厚生労働	6/15						閉会中 審査					
204	特定医療従事者の就労及びその継続を支援するための給付金の支給に関する法律案（岡本充功君外6名提出、衆法第45号）	厚生労働	6/15						閉会中 審査					

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
204	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第1号)											審議 未了	
204	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第2号)											審議 未了	
204	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第3号)											審議 未了	
204	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	
204	政治資金規正法の一部を改正する法律案(石井章君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	
204	租税特別措置法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第6号)											審議 未了	
204	政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第7号)											審議 未了	
204	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第8号)											審議 未了	
204	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第9号)											審議 未了	
204	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
204	地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第11号)											審議 未了	
204	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第12号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案（浅田均君外1名提出、参法第13号）											審議 未了	
204	日本たばこ産業株式会社 of 完全民営化等に関する法律案（松沢成文君外1名提出、参法第14号）											審議 未了	
204	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（片山大介君外1名提出、参法第15号）											審議 未了	
204	公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（片山大介君外1名提出、参法第16号）											審議 未了	
204	新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案（音喜多駿君外1名提出、参法第17号）											審議 未了	
204	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（浅田均君外1名提出、参法第18号）											審議 未了	
204	森林法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第19号）											審議 未了	
204	難民等の保護に関する法律案（石橋通宏君外5名提出、参法第20号）								6/14	撤回			
204	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（石橋通宏君外5名提出、参法第21号）								6/14	撤回			
204	新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案（舟山康江君外1名提出、参法第22号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
204	発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進に関する法律案（東徹君外1名提出、参法第23号）											審議 未了	
204	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（東徹君外1名提出、参法第24号）									審査 未了			
204	新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案（舟山康江君外6名提出、参法第25号）											審議 未了	
204	国家公務員の人件費の適正化の推進に関する法律案（音喜多駿君外1名提出、参法第26号）											審議 未了	
204	国際金融拠点特別区域の整備の推進に関する法律案（音喜多駿君外1名提出、参法第27号）											審議 未了	
204	公職選挙法の一部を改正する法律案（関口昌一君外10名提出、参法第28号）	倫理選挙	5/19	5/20	可決		5/25	可決	5/12	可決	5/14	可決	6/2 (51)
204	公職選挙法の一部を改正する法律案（片山大介君外3名提出、参法第29号）											審議 未了	
204	児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案（舟山康江君外2名提出、参法第30号）											審議 未了	
204	離婚の際の父母の間における養育費の定め の確保に関する施策の推進に関する法律案 （舟山康江君外3名提出、参法第31号）											審議 未了	
204	無線局の免許に係る競争の導入その他の情 報通信行政の改革の推進に関する法律案（柳 ヶ瀬裕文君外1名提出、参法第32号）											審議 未了	
204	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改 正する法律案（音喜多駿君外1名提出、参法 第33号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
204	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第34号)	内 閣	6/9	6/9	可決		6/10	可決			6/9	可決	6/16 (67)
204	孤独・孤立対策の推進に関する法律案(舟山康江君外2名提出、参法第35号)											審議 未了	
204	難民等の保護に関する法律案(石橋通宏君外5名提出、参法第36号)											審議 未了	
204	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外5名提出、参法第37号)											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
204	令和2年度一般会計補正予算(第3号)	予 算	1/18	1/26	可決	1/26	可決	1/28	可決	1/28	可決
204	令和2年度特別会計補正予算(特第3号)	予 算	1/18	1/26	可決	1/26	可決	1/28	可決	1/28	可決
204	令和3年度一般会計予算	予 算	1/18	3/2	可決	3/2	可決	3/26	可決	3/26	可決
204	令和3年度特別会計予算	予 算	1/18	3/2	可決	3/2	可決	3/26	可決	3/26	可決
204	令和3年度政府関係機関予算	予 算	1/18	3/2	可決	3/2	可決	3/26	可決	3/26	可決

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
204	地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求め るの件（条約第1号）	外 務	4/2	4/14	承認	4/15	承認	4/27	承認	4/28	承認
204	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障 条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における 合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな 特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協 定を改正する議定書の締結について承認を求めの件 （条約第2号）	外 務	3/12	3/19	承認	3/23	承認	3/30	承認	3/31	承認
204	日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役 務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府 との間の協定の締結について承認を求めの件（条約第 3号）	外 務	4/20	4/23	承認	4/27	承認	5/18	承認	5/19	承認
204	民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定 の締結について承認を求めの件（条約第4号）	外 務	4/20	4/23	承認	4/27	承認	5/18	承認	5/19	承認
204	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及 び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との 間の条約の締結について承認を求めの件（条約第5号）	外 務	4/22	4/28	承認	5/11	承認	5/27	承認	5/28	承認
204	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及 び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の 条約の締結について承認を求めの件（条約第6号）	外 務	4/22	4/28	承認	5/11	承認	5/27	承認	5/28	承認
204	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョー ジアとの間の協定の締結について承認を求めの件（条約 第7号）	外 務	4/22	4/28	承認	5/11	承認	5/27	承認	5/28	承認
204	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府 との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求 めるの件（条約第8号）	外 務	5/11	5/14	承認	5/18	承認	6/3	承認	6/4	承認
204	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議 定書の締結について承認を求めの件（条約第9号）	外 務	5/11	5/14	承認	5/18	承認	6/3	承認	6/4	承認
204	国際航路標識機関条約の締結について承認を求めの件 （条約第10号）	外 務	5/11	5/14	承認	5/18	承認	6/3	承認	6/4	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
204	日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外 務	4/22	4/28	承認	5/11	承認	5/27	承認	5/28	承認

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
204	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	総 務	3/17	3/22	承認	有	3/23	承認	3/30	承認	3/31	承認
204	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	国土交通	5/25	5/26	承認		6/1	承認	6/10	承認	6/11	承認
204	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	経済産業	5/25	6/4	承認		6/8	承認	6/10	承認	6/11	承認

〔承諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
201	令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/18	4/19	承諾	4/20	承諾	5/31	承諾	6/2	承諾
201	令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/18	4/19	承諾	4/20	承諾	5/31	承諾	6/2	承諾
201	令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/18	4/19	承諾	4/20	承諾	5/31	承諾	6/2	承諾
204	令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/16				閉会中 審査				
204	令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/16				閉会中 審査				
204	令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/16				閉会中 審査				
204	令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/16				閉会中 審査				
204	令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/16				閉会中 審査				
204	令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/16				閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

＜決 算＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院		
		委 員 会				本 会 議				
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果			
195	平成28年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/18	4/12	一部批難	4/13	議決	/		
	平成28年度特別会計歳入歳出決算									
	平成28年度国税収納金整理資金受払計算書									
	平成28年度政府関係機関決算書									
197	平成29年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/18	4/12	一部批難	4/13	議決		/	
	平成29年度特別会計歳入歳出決算									
	平成29年度国税収納金整理資金受払計算書									
	平成29年度政府関係機関決算書									
200	平成30年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/18				閉会中審査			/
	平成30年度特別会計歳入歳出決算									
	平成30年度国税収納金整理資金受払計算書									
	平成30年度政府関係機関決算書									
203	令和元年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/18				閉会中審査	/		
	令和元年度特別会計歳入歳出決算									
	令和元年度国税収納金整理資金受払計算書									
	令和元年度政府関係機関決算書									

＜国有財産＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/18	4/12	是認	4/13	是認	/
195	平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/18	4/12	是認	4/13	是認	
197	平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/18	4/12	是認	4/13	是認	
197	平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/18	4/12	是認	4/13	是認	
200	平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/18				閉会中審査	
200	平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/18				閉会中審査	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
203	令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/18				閉会中審査	
203	令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/18				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/18	5/27	異議がない	6/1	異議がない	
197	日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/18	5/27	異議がない	6/1	異議がない	
200	日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/18		審査未了			
203	日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/18		審査未了			

[決議案]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
204	総務大臣武田良太君不信任決議案(安住淳君外4名提出、決議第1号)	審査省略				4/1	否決
204	法務委員長義家弘介君解任決議案(安住淳君外3名提出、決議第2号)	審査省略		5/18	撤回		

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会			本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
204	ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案（逢沢一郎君外5名提出、決議第3号）	審査省略				6/8	可決
204	菅内閣不信任決議案（安住淳君外4名提出、決議第4号）	審査省略				6/15	否決

(参 考)

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
204	持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件	総 務	3/2
204	過疎地域の持続的発展の支援に関する件	総 務	3/9
204	有明海及び八代海等の再生に関する件	農林水産	3/17
204	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件	文部科学	5/21
204	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する件	災害対策	5/27
204	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件	農林水産	6/2
204	地下水の適正な保全及び利用に関する件	国土交通	6/2
204	建築物等における木材の利用の促進に関する件	農林水産	6/3
204	中小事業主等の労働災害等に関する共済制度の確立等に関する件	厚生労働	6/4
204	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する件	厚生労働	6/4

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会等における附帯決議等

【内閣委員会】

○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、当該感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型インフルエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態に至る前から、都道府県知事が、事業者の営業時間の変更等の実効的な感染症対策を講ずることができるようにするため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設すること。また、事業者が正当な理由なく営業時間の変更等の要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができることとし、当該命令に従わない場合には過料に処すること。
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態宣言区域の都道府県知事は、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができることとし、当該命令に従わない場合には過料に処すること。
- 三 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止に関する措置の影響を受けた事業者を支援するために、財政上の措置等の必要な措置を効果的に講ずるものとする。
- 四 新型コロナウイルス感染症を、感染症法における新型インフルエンザ等感染症として位置付けること。
- 五 厚生労働大臣及び地方公共団体間の情報連携、電磁的な方法による届出等について、必要な規定を整備すること。
- 六 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者又は病原体等の検査等を行う民間事業者等に対し必要な協力を求

めるとともに、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、協力するよう勧告するとともに、従わない場合は、その旨を公表することができること。

七 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症の患者等に対し、宿泊療養又は自宅療養に関する必要な協力を求めることができること。また、検疫所長は、宿泊療養又は自宅療養その他の感染防止に必要な協力を求めることができること。

八 新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に応じない場合の罰則を設けること。

九 新型インフルエンザ等感染症の患者等に係る入院措置について、入院先から逃げた場合又は正当な理由がなく応じない場合の罰則を設けること。

十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

(修正要旨)

一 緊急事態宣言時の命令に違反した場合における過料の額の引下げに係る修正

緊急事態宣言時の特定都道府県知事による命令に違反した場合における過料の額を「50万円以下」から「30万円以下」に修正すること。

二 まん延防止等重点措置時の命令に違反した場合における過料の額の引下げに係る修正

まん延防止等重点措置時の都道府県知事による命令に違反した場合における過料の額を「30万円以下」から「20万円以下」に修正すること。

三 入院の措置等に係る罰則の修正

入院の措置等により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき又は入院の措置の対象者が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときの罰則を、刑事罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）から行政罰（50万円以下の過料）に修正すること。

四 積極的疫学調査に係る罰則等の修正

1 新型インフルエンザ等感染症の患者等が、都道府県知事又は厚生労働大臣が行う積極的疫学調査に対して正当な理由がなく応じなかったときの罰則を、刑事罰（50万円以下の罰金）から行政罰（30万円以下の過料）に修正すること。

2 1の罰則に前置する手続として、新型インフルエンザ等感染症の患者等

が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、なお感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事又は厚生労働大臣は、当該積極的疫学調査に応ずべき旨の命令を発することができる制度を設け、この命令に違反した場合にはじめて1の罰則の対象となるものとする。また、この命令については、必要な最小限度のものでなければならないことを明記するとともに、書面による通知に関する規定を整備すること。

五 医療関係者等に対する協力の要請に係る規定の修正

感染症の発生予防又はまん延防止のための措置の実施に対する必要な協力の要請対象として、「医療機関」を明記すること。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 まん延防止等重点措置を公示する際に満たすべき要件について、新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言したステージⅠからⅣ、六つの指標及び目安との関係などを含め、あらかじめ客観的な基準を示すこと。
- 二 まん延防止等重点措置の公示については、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で行うこととし、国会へその旨及び必要な事項について速やかに報告すること。また、まん延防止等重点措置の公示期間の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。
- 三 まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言等」という。）について、都道府県知事からの要請を受けた場合は、当該要請を最大限尊重し、速やかに検討するとともに、要請に応じない場合は、当該要請を行った都道府県知事に対し、その旨及びその理由を示すこと。また、緊急事態宣言等の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。
- 四 まん延防止等重点措置の実施に当たっては、緊急事態措置以上に、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとする。また、「まん延を防止するために必要な措置」とは、主として営業時間の変更及びみだりに出入りしないことの要請であり、営業時間の変更を超えた休業要請、イベントなどによる施設の使用停止、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条第1項と同様の全面的な外出自粛要請等を含めないこと。

- 五 まん延防止等重点措置においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限とすることについて、緊急事態措置における場合より一層配慮すること。また、適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。
- 六 緊急事態措置における命令及び過料を適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。
- 七 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置（以下「緊急事態措置等」という。）に係る要請・命令の公表は、感染拡大防止の観点から逆効果になったり、誹謗中傷行為等が起きたりしないよう、その影響に配慮すること。
- 八 緊急事態措置等に係る立入検査の実施に当たっては、原則として立入先の同意を得て行うこととし、同意が得られない場合も物理力の行使等は行わないこと。
- 九 罰則・過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用すること。さらに、不服申立てその他救済の権利を保障すること。
- 十 入院拒否等に対する過料の適用については、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。また、宿泊施設や居宅の場合も含め、本人、その子供や高齢者などの生活維持に配慮するとともに、必要な対応を行うこと。
- 十一 積極的疫学調査の拒否等に対する過料の適用については、PCR等の検査拒否につながるおそれや保健所の対応能力も踏まえ、慎重に行うこととし、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。
- 十二 国及び地方自治体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること。
- 十三 特措法第63条の2に基づく「必要な財政上の措置その他の必要な措置」は、同法第24条第9項、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る要請

に応じた事業者に対しては、行うものとする。また、これらの要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、要請に十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めること。

十四 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により所得が減少している国民及び協力事業者以外も含めた事業者に対し、生活及び事業継続等が可能となるよう万全の財政・金融政策を講ずること。

十五 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自殺が増加していることから、地方自治体と連携し、自殺の原因となり得る事由に対応した効果的な対策を講ずること。

十六 国及び都道府県は、感染者のための病床等を確保するため、地方自治体及び医療機関等との連携や協力に応じる医療機関への費用、収入等経営状況を踏まえた財政的な支援など必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法第24条及び第31条に基づき必要な要請等を行えるものと解釈すること。さらに、正当な理由がなく勧告に従わない場合の医療関係者等の公表は、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこと。

十七 国、都道府県、保健所設置市等との間の情報連携の強化に当たっては、患者等のプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報利用及び関係者による閲覧を必要最小限とすること。また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の入力作業の効率化に向けたシステム更改等、負担軽減のための措置を講ずること。

十八 医療機関、介護施設、障害者支援施設等の職員等に対する検査を徹底するとともに、エッセンシャルワーカーを含め社会経済活動のための検査が受けやすくなるよう、検査体制の強化に努めるとともに環境整備を進めること。

十九 約2週間ごとに変異する新型コロナウイルスに対して、現在流行している変異株を把握し対処するため、ゲノム分子疫学調査（全ゲノムシーケンシング）の実施頻度を高め、速やかに公表すること。また、我が国における対策に大きな影響を及ぼし得る新型コロナウイルスの変異株の更なる市中感染拡大を防止するため、遺伝子解析等を実施する検体数の増加、変異株を特定できる技術の確立と普及の促進等、変異株の感染拡大防止に万全を期すこと。さらに、検疫官増員、検査機器充実等の体制強化、感染防止対策が施された

移動手段の拡充の支援等水際対策を徹底すること。

二十 感染症研究に係る国の機関の人員及び予算の十分な確保を含め、その体制を強化すること。また、地方衛生研究所については、新型コロナウイルス感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所及び保健所との連携を強化すること。

二十一 新型コロナウイルスに係るワクチン接種を迅速かつ円滑に実施できるよう、副反応情報、審議会の議事録の速やかな公表など安全性及び有効性その他の接種の判断に必要な情報を徹底して公表するとともに、住民票の住所地以外に住む者（例えば、単身赴任者や学生等）が当該地域でもワクチン接種ができるようにすること。また、地方自治体の接種体制整備に対し人材や財政措置を含む国による最大限の支援を行うこと。

二十二 まん延防止等重点措置が設けられること等により、地方自治体においても行動計画の見直し等の対応が必要となることから、特措法の運用指針等を速やかに定め、公表するとともに、運用・解釈に関する地方自治体からの質問に対して迅速かつ誠実に回答すること。

二十三 国及び都道府県は、これまでの検査、保健所、医療提供体制の問題点を検証の上、今後の計画的な整備を図ること。

二十四 新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う諸課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報提供を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して感染症対策の実施に当たること。

二十五 新型インフルエンザ等の感染拡大により緊急事態宣言等の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録及び科学的根拠となるデータの保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外の関係機関との情報共有を行い、今後の感染症対策のために活用できるようにすること。

二十六 令和2年5月の緊急事態解除宣言の時期の妥当性など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、今後の政府の対応に活用するために、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること。

二十七 今次法改正の実施状況を検証するとともに、前項の検証結果も合わせ、法制度面も含め必要な見直しを行うこと。

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、原子力発電施設等の周辺の地域の防災に配慮した生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き続きこれらの整備に必要な特別措置を講ずるため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を10年間延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限（平成33年3月31日まで）を10年間延長し、令和13年3月31日までとすること。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

立地地域における防災・安全のための避難道路、避難所等のインフラ整備は、原子力発電の推進、反対の立場に関わりなく、また、稼働中、休止中、廃炉作業中を問わず、今そこに原子力発電施設がある中で待ったなしの課題であり、政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 福島第一原子力発電所事故の教訓を重く受け止め、運転を停止している原子力発電所を含めた原子力発電施設等の安全性を確保するため、万全の措置を講ずること。
- 二 広域避難等を想定し、国が主導的に関係地方公共団体等と調整を行い、必要な財源を確保しつつ、複数の府省の所管にまたがる施策を総合的かつ実効的に推進することで、避難先の確保や災害時に住民が円滑に避難できる道路等、必要な防災インフラを適切に整備し、避難計画の実効性を担保するよう努めること。
- 三 本法は、これまで地方税の不均一課税に伴う措置、国庫補助率の嵩上げ等を活用しながら、原子力発電施設等立地地域における振興を行ってきたところ、今後、振興計画の策定及び変更を行うに当たっては、原子力発電施設等立地地域における脱炭素社会の実現に向けた取組の在り方を踏まえ、新エネルギー源（エネルギー源としての水素及び再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。）をいう。）の利用に関連する産業の振興に関しても十分に配慮すること。
- 四 政府は、温室効果ガスの大幅な削減に向けて、徹底した省エネルギーの取組を推進するとともに、新エネルギー源の主力電源化を実現するため、発電

コストを低減する技術、高性能の燃料電池や蓄電池の開発支援など、実効性のある施策を講ずることとしているが、原子力発電施設等立地地域においても、脱炭素社会の実現に配慮しつつ、新エネルギー源の拡大に向けた施策の在り方を総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

五 必要な場合の法律の見直しや更なる補助の拡充の検討など、原子力発電施設等立地地域の振興を不断に推進すること。

○子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 子ども・子育て支援法の一部改正

- 1 地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべきこととすること。
- 2 特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の費用のうち満3歳未満児相当分について、事業主拠出金をもって充てることができる割合の上限を5分の1に変更すること。
- 3 政府は、令和3年10月1日から令和9年3月31日までの間、雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対して助成及び援助を行う事業ができることとすること。

二 児童手当法の一部改正

児童手当が支給されない者のうちその所得が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする措置を講ずること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとし、これに伴う必要な経過措置について定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。
- 2 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子

化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 我が国の少子化は国難であるとの認識の下、少子化を克服するために、子育て関係予算の総額を増額すること。また、平成24年6月15日に確認された民主党、自由民主党、公明党の3党による「社会保障・税一体改革に関する確認書」において幼児教育・保育・子育て支援の充実に必要とされた1兆円超のうち、0.3兆円超が未だ確保されていないことを踏まえ、当該予算を早期に確保するよう努めること。
- 二 待機児童の解消については、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進める中において、可能な限り早急に実現すること。
- 三 子ども・子育て政策が多くの省庁にまたがっていることによる弊害を除去し、より効果の高い子ども・子育て政策を実施するため、子ども関連政策の総合調整機能を高めるための行政組織の在り方について検討すること。
- 四 一人親家庭に限らず、低所得の子育て世帯の子どもが貧困状況におかれることのないよう配慮すること。
- 五 本法附則第2条の規定に基づく検討を行うに当たっては、以下の事項に配慮すること。
 - 1 未来を支える子どもたちを社会全体で支えるという考え方に立ち、各種施策を進める中で、できるだけ支援が届かない子どもが出ないように、配慮すること。
 - 2 多子世帯の家計負担や、高校・大学等に通学する子どもの教育費の負担が大きいこと等を踏まえ、子どもの数や年齢に応じた効果的な支給となるよう検討すること。
 - 3 世帯合算の導入については、共働き世帯への影響や世帯間の公平等を踏まえ、検討すること。
- 六 出生率の回復に成功した主要先進国における家族関係社会支出の対GDP比を参考に、少子化社会対策大綱等に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組について、具体的な検討を進めること。また、

附則第2条の規定の趣旨に基づき、子どもの数等に応じた児童手当の充実について検討を行うこと。

- 七 保育の受け皿を整備するに当たっては、保育士を十分に確保するため、財源を確保しつつ、賃金の引上げ等保育士の処遇改善を行うこと。また、保育所に対する委託費の使途については、保育士の人件費を十分に確保するため、必要な措置を講ずること。
- 八 保育の運営費の財源については、子育てを社会全体で支えるとの考え方にに基づき、適切に確保すること。また、事業主拠出金については、地域経済が厳しい状況にあること、中小・小規模事業者にとって負担が大きいこと等を踏まえ、事業主の負担が過度にならないように配慮すること。
- 九 教育・保育施設に対する施設型給付費については、施設の規模が大きくなるに従い単価が下がる仕組みとなっているが、規模の大小にかかわらず安定的な経営が可能となるように努めること。
- 十 企業主導型保育事業については、施設の定員割れや休止等の事案が生じていることを踏まえ、保育の質の確保、事業の安定性・継続性の確保等を図るため、指導監督の強化をはじめ、速やかに措置を講ずること。
- 十一 労働者の仕事と子育ての両立に資する観点から、労働者の子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成について、少子化の状況や仕事と子育ての両立の状況も踏まえ、必要に応じて、その延長を検討すること。
- 十二 市町村における地域子ども・子育て支援事業の実施状況を踏まえ、子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項とすることについて検討すること。
- 十三 児童手当の現況届の廃止に当たっては、地方公共団体に新たな財政負担が生ずることのないようにすること。また、児童手当の現況届の廃止に伴うシステムの構築に当たっては、長期的な観点から経費を抑制するため、システムの運用コストや、制度が変更された場合の改修コストを含め、費用が最小となるようにすること。
- 十四 児童手当の現況届を廃止し、行政機関及び地方公共団体の情報連携による現況把握に移行するに当たっては、情報連携の実績のない地方公共団体もあることから、円滑な移行がなされるよう、地方公共団体に対し十分な支援を行うこと。また、情報連携により、DV等被害者の住所等が加害者に知られることのないよう、必要な措置を講ずること。

○デジタル社会形成基本法案（内閣提出第26号）要旨

本案は、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義すること。
- 二 デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念について定めること。
- 三 デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等について定めること。
- 四 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用等の確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベースの整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨について定めること。
- 五 別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成するとともに、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法を廃止すること。
- 六 この法律は、令和3年9月1日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 デジタル社会の形成に当たっては是正が図られなければならない利用機会の格差の要因について「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めること。
- 二 デジタル社会の形成に当たっては国及び地方公共団体が行う施策に「公正な給付と負担の確保」のための環境整備を追加すること。

三 その他所要の規定を整備すること。

(附帯決議)

政府は、デジタル改革関連5法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

- 一 デジタル改革関連法案の要綱等に多数の誤りがあったこと及びその事実が判明した後、直ちに国会に報告しなかったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう、再発防止策を徹底すること。
- 二 デジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。
 - 1 本法は国民に義務を負わせるものではないことに留意すること。また、事業者課される努力義務は、事業者に過度な負担を課することのないよう十分留意すること。
 - 2 本法第10条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
 - 3 本法第29条は地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではないことに留意すること。
 - 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。
 - 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が国民を監視するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないようにすること。
 - 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
 - 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、各地方公共団体に

よる独自の自治事務の遂行を妨げることのないようにすること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、適切な財源措置を講ずること。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う事業者への過度な負担が生じないように計画的に作業を推進すること。

8 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等の行政機関等（個人情報保護に関する法律第2条に定める行政機関等をいう。以下同じ。）が保有するデジタルデータについては、データの性質を踏まえつつ、その管理を外部に委託した場合を含め、データを国内に置くなど個人情報保護に関する法律の趣旨にのっとり適切な管理を行うこと。

9 行政機関等が保有する情報のうち国民生活に有用なものについては、積極的にホームページ等で公表するなど国民が容易に活用できるようにするための環境整備について検討すること。

三 デジタル庁設置法の施行に関し、デジタル庁への民間からの人材確保に当たっては、特定企業との癒着を招くことがないよう配慮すること。併せて、今後継続的に民間から有能な人材が確保できるよう人事及び給与の面で適切な処遇を図ること。また、デジタル庁の体制の整備に当たっては、政府全体として行政の肥大化につながり行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。

- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。
- 9 転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。
- 10 地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。
- 11 地方公共団体情報システム機構において生成した署名利用者符号については、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう、省令等において明記すること。
- 12 移動端末設備用電子証明書が記録されている移動端末設備の譲渡又は紛失等によって、電子証明書及び署名利用者符号等が悪用されることのないよう、国は、これらを迅速かつ確実に失効・削除する仕組みを整備するとともに、移動端末設備の買取り等を行う関係事業者に対して電子証明書が

失効済であること並びに電子証明書及び署名利用者符号等が復元不可能な形で削除済であることを確認するよう要請するなど、万全の措置を講ずること。

13 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑に図られるよう適切な支援を行うこと。また、同機構については、一層の情報公開を推進するなど、透明性の高い運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。

14 契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供する場合には、契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保する等、適切な取組を事業者に促すこと。

五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に関し、本法による預貯金口座の登録が、国民の資産把握のために用いられることがないようにすること。

六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

1 預貯金口座への個人番号の付番により個人資産が国により把握されることに対する国民の懸念があることに鑑み、税務調査等の法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することがないようにすること。

2 預金保険機構が本法の規定により提供を受けた本人特定事項、個人番号、口座情報等については、その目的のための使用を終了した後は、直ちに復元不可能な形で削除することを預金保険機構に徹底すること。

○デジタル庁設置法案（内閣提出第27号）要旨

本案は、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 デジタル庁を内閣に置くこと。

二 デジタル庁は、デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けると及びデジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とすること。

- 三 デジタル庁は、二の任務を達成するため、デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案及び総合調整をつかさどるほか、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進、行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号等の利用、情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、データの標準化、外部連携機能及び公的基礎情報データベースに関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括及び監理等をつかさどること。
- 四 デジタル庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有するデジタル大臣を置くとともに、副大臣1人、大臣政務官1人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する内閣任免の特別職であるデジタル監等を置くこと。
- 五 デジタル庁に、全ての国務大臣等をもって組織するデジタル社会推進会議を置くこと。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、令和3年9月1日から施行すること。
- 七 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

デジタル社会形成基本法案に対する附帯決議と同内容（42頁参照）

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、情報通信技術の急速な進展に伴い、データの適正な利用のためのルールの整備、マイナンバーの情報連携の促進、マイナンバーカードの利便性の向上及び普及の促進等を図る必要があること、押印・書面を前提とした制度・慣行による支障など、社会全体のデジタル化の推進が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法を個人情報の保護に関する法律に統合するとともに、同法の対象に地方公共団体の機関及び一部の地方独立行政法人を加え、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すること。
- 二 医師、看護師等の免許に関する事務、保育士等の登録に関する事務等において、個人番号を利用できるようにするとともに、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすること。
- 三 従業員の転職時等に、本人の同意を得て、使用者間での特定個人情報の提供を可能とすること。
- 四 公的個人認証サービスにおいて、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、署名検証者等の求めがあった場合において、署名利用者の同意があるときは、署名利用者の氏名、住所等の基本4情報の提供を行うものとする。
- 五 スマートフォン等の移動端末設備への電子証明書の搭載を可能とすること。
- 六 地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務に、電子証明書の発行申請の受付等を追加すること。
- 七 機構の代表者会議に主務大臣又はその指名する者を加えること。
- 八 機構の個人番号カード関係事務の実施に関し、主務大臣は中期目標を設定して機構に指示し、機構は中期計画を作成して主務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 九 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とすること。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、令和3年9月1日から施行すること。

（附帯決議）

デジタル社会形成基本法案に対する附帯決議と同内容（42頁参照）

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル化等による公的給付等の受取手続の簡素化、迅

速化を進めるため、各行政機関等が行う公的給付の支給等に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、行政機関等が当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることを可能とするとともに、緊急時等の公的給付の支給を実施するための情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、オンラインにより、又は金融機関の窓口等を通じ、内閣総理大臣に申請をして、その登録を受けることを可能とすること。
- 二 行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、登録された預貯金口座に関する情報について、内閣総理大臣に対し提供を求めることを可能とすること。
- 三 行政機関の長等は、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定する特定公的給付の支給を実施しようとするときは、当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することを可能とすること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、一及び二については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

デジタル社会形成基本法案に対する附帯決議と同内容（42頁参照）

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、預貯金者の意思に基づく預貯金口座への個人番号の付番を推進する仕組みや、災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じ、預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設すること等により、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 預貯金者が、預貯金口座への個人番号の付番を希望する旨を申し出ることを可能とするとともに、金融機関は、預貯金契約その他重要な取引を行う場合に、預貯金者に対し、付番の意思について確認しなければならないものとする。
- 二 預貯金者本人の意思に基づき、預金保険機構を介して、一度の申出により、複数の金融機関の預貯金口座への個人番号の付番を可能とすること。
- 三 災害又は相続の際に、預貯金者又はその相続人が、個人番号が付番された預貯金口座に係る情報を金融機関で確認することを可能とすること。
- 四 国は、預金保険機構及び金融機関と協力して、預貯金口座への個人番号の付番について必要な広報等を行うものとするほか、預金保険機構の業務の特例として、この法律に基づき預金保険機構が行う業務について預金保険法を適用する等の規定を整備すること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 六 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

デジタル社会形成基本法案に対する附帯決議と同内容（42頁参照）

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）要旨

本案は、最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務を定める等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備
引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るものを「クロスボウ」と位置付け、所持の禁止の対象とすること。
- 二 クロスボウの所持許可制に関する規定の整備
 - 1 標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、都道府県公安委員会の所持許可を受け

なければならないこととすること。

2 クロスボウの所持許可に係る欠格事由に関する規定を設けるとともに、クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けること。

3 所持許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がない場合におけるクロスボウの携帯又は運搬を禁止し、所持許可に係る用途に供する場合を除いてはこれを発射してはならないこととし、また、譲渡する相手方の確認に関する規定を設けること。

三 クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備

都道府県公安委員会は、クロスボウの操作等に関する知識、技能等が基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができることとすること。

四 その他の規定の整備

クロスボウを不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備すること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 本法に基づく政令及び内閣府令等を早期に制定するとともに、具体的かつ明確な運用基準を都道府県警察に周知徹底すること。特に、クロスボウの所持を許可するに当たっては、厳格な審査を行うとともに、不適格者が確実に排除されるようにすること。

二 法令改正に基づくクロスボウの所持禁止、許可制の導入、経過期間における措置等について、積極的な広報啓発等により国民に対して十分に周知すること。特に、クロスボウ販売事業者に対しては、都道府県公安委員会の許可を受けていない者に販売することのないようにするとともに、現にクロスボウを所持している者に対しては、経過措置期間において許可申請や廃棄等が適切に行われるようにすること。

三 クロスボウの入手経路の大半がインターネット上の取引であることに鑑み、インターネット上の取引の監視及び取締りを強化すること。また、関係機関と連携し、クロスボウの輸入に係る審査・検査体制を強化すること。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）要旨

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（以下「GPS機器等」という。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定める等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 規制対象行為の拡大

- 1 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをする等の行為及び拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすること。
- 2 相手方の承諾を得ないで、その所持するGPS機器等の位置情報を一定の方法により取得する行為等を「位置情報無承諾取得等」として規制の対象とすること。

二 禁止命令等に係る書類の送達

禁止命令等について、書類を送達して行うこととするとともに、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとすること。

三 その他所要の改正を行うこと。

四 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

ただし、一の2、二及び三の規定は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 近年、ストーカー事案が多様化していることに鑑み、本法第2条第3項に基づく政令を、多様化したストーカー事案に適切に対応することができるように定めるなど、ストーカー事案による被害を防止するために万全の措置を講ずること。また、本法による規制では十分に対応できない事案が生じた場合には、当該事案の分析及び検証を行った上で、必要な法制上の措置を講ずること。
- 二 ストーカー事案の被害者が適切な支援を受けることができるよう、警察において被害者のための相談窓口を整備すること。また、被害者が躊躇なく相

談できるよう、犯罪に該当することが必ずしも明らかとはいえない事案についても、相談に応ずるとともに、適切に対応する旨周知すること。

三 ストーカー事案の被害者が、早期の段階で関係機関につながるように、国及び地方公共団体の相談窓口を充実させるとともに、民間の自主的な活動を含めた連携協力を推進すること。

四 本法第2条第3項に基づく政令を定めるに当たっては、規制事項を具体的かつ明確なものとし、不当に対象を広げないよう留意すること。

五 ストーカー事案の加害者による再犯を防止するため、関係機関と連携して加害者の治療及び更生を支援すること。また、加害者及びその家族からの相談窓口を拡充すること。

六 学校教育を含め、ストーカー事案を未然に防止するための知識の普及啓発等を推進すること。

七 怨恨の感情等によるストーカー事案のうち、恋愛感情等によらないものについては、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規制対象ではないが、被害者に恐怖の念を抱かせるおそれがあることに鑑み、同法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。その際、過度に広範な規制とならないよう留意すること。

八 監視カメラを利用したストーカー事案については、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。

九 禁止命令等の方法については、犯罪抑止効果を高めるため、従来どおり原則として直接交付によって行うこと。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

二 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措

置の実施に関する基本的な事項を、基本方針に定める事項として追加すること。

三 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮について、現行の配慮努力義務を配慮義務へと改めること。

四 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化すること。

五 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

六 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 本法の施行は、公布の日から3年を待たず、可能な限り早期に行うこと。

二 本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に周知徹底すること。

三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。

四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。

五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。

六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。

七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。

八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害者団体の構成員の参画を検討すること。

九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制

を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。

- 1 障害を理由とする差別に関する相談について、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
 - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
 - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。
- 十三 障害者差別解消法第5条に基づく環境の整備を行うため、公共施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。
- 十四 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。
- 十五 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。
- 十六 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を、石へんの「碍」とし、又は、ひらがなの「がい」とするかどうかについての検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（内閣提出第62号）要旨

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置

について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 二 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設又は当該国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができることとし、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。
- 三 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、当該利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないこと等を勧告するとともに、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命令することができるものとする。
- 四 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設又は国境離島等について、その機能が特に重要であり、又はその機能を阻害することが容易であって、他の重要施設又は国境離島等による代替が困難である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができることとし、特別注視区域内にある一定面積以上の土地等について、所有権等の移転等をする契約を締結する場合には、原則として、その当事者があらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。
- 五 内閣府に、土地等利用状況審議会を設置すること。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 七 施行期日等
 - 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
 - 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属

- する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。
- 二 基本方針の決定並びに注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、当該決定及びそれらの指定の後、速やかに国会に報告すること。
 - 三 本法における「機能を阻害する行為」については、基本方針においてその類型を例示しつつ、明確かつ具体的に定めること。その際、本法の目的と無関係な行為を対象としないこと。
 - 四 本法第2条に基づき「生活関連施設」を政令で定めるに当たっては、本法の目的を逸脱しないようにするとともに、その対象を限定的に列挙すること。
 - 五 本法の規定による措置を実施するに当たっては、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意すること。
 - 六 本法第4条第2項第2号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」を具体的に明示すること。その際、本条における市街地の位置付けを明確にすること。
 - 七 本法第4条第2項第3号の「注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項」を定めるに当たっては、調査対象となる者、調査方法、調査項目等を具体的に明示すること。
 - 八 本法第6条に基づく土地等利用状況調査を行うに当たっては、本法の目的外の情報収集は行わないこと。また、収集した個人情報について、目的外利用となる他の行政機関への提供は慎むとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則った情報管理を徹底し、情報漏洩防止等のセキュリティ対策に万全を期すこと。
 - 九 本法第8条に基づく報告又は資料の提出の求めについては、基本方針において運用の考え方を具体的に明示すること。また、同条の対象となる「利用者その他の関係者」についても、基本方針において具体的に例示すること。
 - 十 本法第9条に基づく勧告及び命令については、基本方針において、その対象となり得る行為を例示するとともに、運用基準を具体的に明示すること。また、勧告及び命令の実施状況を毎年度、国会を含め、国民に公表すること。
 - 十一 土地等利用状況審議会の委員及び専門委員の任命に当たっては、重要施設及び国境離島等が全国各地に所在していることに鑑み、多様な主体の参画を図ること。
 - 十二 本法第21条第1項に基づく情報の提供については、その要件を基本方針

において具体的に明示すること。その際、本法の目的の範囲を逸脱しないよう留意すること。

十三 本法第26条に基づく罰則の適用については、限定的なものとする。また、本法第27条に基づく罰則の適用に当たっては、思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

十四 本法第9条の勧告及び命令に従わない場合には、重要施設等の機能を阻害する行為を中止させることが困難であることに鑑み、本法の実効性を担保する観点から、収用を含め、更なる措置の在り方について、附則第2条の規定に基づき検討すること。

十五 我が国の安全保障の観点から、水源地や農地等資源や国土の保全にとって重要な区域に関する調査及び規制の在り方について、本法や関係法令の執行状況、安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、附則第2条の規定に基づき検討すること。

十六 注視区域及び特別注視区域の対象に、重要施設の敷地内の私有地を加えることについて、附則第2条の規定に基づき検討すること。

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、60歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 職員の定年を65歳とすること。ただし、その職務と責任に特殊性があること等により定年を65歳とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員の定年については、70歳を上限として人事院規則で定める年齢とすること。

二 一の定年は、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、段階的に引き上げるものとする。

三 任命権者は、管理監督職の職員について、管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職への降任等をするものとする。

四 任命権者は、60歳に達した日以後定年前に退職した者を、定年退職日に相

当する日までの間、本人の希望に基づく選考により、短時間勤務の官職に再任用することができるものとする。

五 当分の間、職員が改正前の国家公務員法における定年（以下「60歳等」という。）に達した日後の最初の4月1日以後の俸給月額は、当該職員に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

六 当分の間、60歳等に達した日以後、定年退職日に相当する日前に退職した職員に対する退職手当の算定について、定年を理由とする退職と同様に算定するものとする。

七 検察官、防衛省の事務官等について、定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、所要の規定の整備を行うものとする。

八 改正後の国家公務員法の規定による人事行政制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

九 政府は、国家公務員の給与水準が60歳等の前後で連続的なものとなるよう、人事院における検討の状況を踏まえ、令和13年3月31日までに所要の措置を順次講ずるものとし、その検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、人事評価に関し必要な事項について速やかに検討を行い、施行日までに所要の措置を講ずるものとする。

十 この法律は、令和5年4月1日から施行すること。ただし、八及び九については公布の日から施行すること。

○宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第37号）要旨

本案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、宇宙活動法の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 宇宙資源の探査及び開発を目的として行う人工衛星の管理に係る宇宙活動

法の許可（以下「宇宙資源の探査及び開発の許可」という。）を受けようとする者は、その申請書に、宇宙活動法に定める記載事項のほか、事業活動の目的、期間、場所等を定めた事業活動計画を併せて記載しなければならないこと。

二 内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発の許可の申請が、宇宙活動法に定めるもののほか、事業活動計画が、宇宙基本法の基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないこと等の基準に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならないこと。

三 内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発の許可等をしたときは、その旨及び事業活動計画等をインターネットの利用等の適切な方法により、遅滞なく公表するものとする。ただし、公表することにより、当該許可等を受けて事業活動を行う者の当該事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を公表しないことができること。

四 宇宙資源の探査及び開発の許可等に係る事業活動計画に従って採掘等をした宇宙資源については、当該採掘等をした者が所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得すること。

五 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならないこと、及びこの法律のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではないこと。

六 国は、各国政府と共同して国際的に整合のとれた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めるとともに、国際的な連携の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

七 この法律は、原則として、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。

八 政府は、この法律の施行の状況、科学技術の進展の状況等を勘案して、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第34号）要旨

本案は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則に、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が積極的に取り組むことにより、行われるものとする旨を追加すること。
- 二 国及び地方公共団体の責務に係る規定について、国及び地方公共団体は、基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう「努めるものとする」旨を、当該施策を策定し、及びこれを実施する「責務を有する」旨に改めること。
- 三 政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、次に掲げる事項を規定すること。
 - 1 当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善
 - 2 公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成
 - 3 当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決
- 四 国及び地方公共団体の施策の強化
 - 1 性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定を新設すること。
 - 2 国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等に係る規定の改正、国及び地方公共団体が行う政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備に係る規定の改正、国及び地方公共団体が行う人材の育成等に係る規定の改正等を行うこと。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。

【総務委員会】

○地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第53号）

要旨

本案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員についても同様の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 管理監督職を占める職員については、条例で定める管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任等をする制度を設けること。また、この制度による降任等を行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例等を設けること。
- 二 条例で定める年齢に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務の制度を設けること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 施行期日を「令和4年4月1日」から「令和5年4月1日」に改めること。
- 二 一に伴う所要の規定の整理を行うこと。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、適切に対応すべきである。

- 一 地方公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で定めることとされていることに鑑み、全ての地方公共団体において地方公務員の定年年齢の引上げに関する関係条例の整備が改正国家公務員法の施行に遅れることなく確実に行われるよう、国として最大限の対応を行うこと。
- 二 高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層をはじめとする全ての世代の職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。
- 三 地方公共団体において段階的に定年年齢を引き上げる期間における必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策により明らかとなった課題を踏まえ、地方

公務員の超過勤務の縮減に資する等のため、将来にわたって必要となる定員の確保に関し地方公共団体への技術的助言等を行うこと。

四 管理監督職勤務上限年齢制の例外の適用については、各々の地方公共団体の実情に応じた自主的・主体的な判断に委ねること。また、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員について、当該職員が定年まで安心して職務に従事できる職場環境等を地方公共団体が整えられるよう、配慮すること。

五 定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう必要な措置を講じること。なお、円滑な組織運営等を図るために、地方公共団体における定年前再任用短時間勤務に相応しい職務の創設等に関して適切な助言と情報提供等を行うこと。

六 定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするよう、関係条例の整備が早急かつ確実になされるよう、必要な支援を行うこと。

七 民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法等による高齢者の就業機会の確保及び就業の促進に係る措置が講じられていることを踏まえ、地方公務員においても、高齢期の職員の就業の在り方について必要な検討を行うこと。

八 定年年齢の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、制度を円滑に実施できるよう、配慮すること。

九 新型コロナウイルス感染症対策など住民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務を遂行することができる環境整備に向けて、地方公共団体に必要な支援を行うこと。特に、妊娠中の職員に対する業務軽減や感染防止について、地方公共団体における、より厳格な措置を講じるための検討を速やかに行うこと。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和2年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起こすことができることとしようとするもので、その主な

内容は次のとおりである。

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和2年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として2兆6,339億円を加算すること。
- 2 1の加算額のうち、1兆7,688億円に相当する額について、令和9年度から令和26年度までの各年度における地方交付税の総額から983億円をそれぞれ減額すること。
- 3 令和3年度分の地方交付税の総額を確保するため、令和2年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額5,000億円について、国の加算により償還財源が確保されている2,500億円を控除した額の償還を繰り延べるとともに、同額の2,500億円を令和3年度分の地方交付税の総額に加算すること。

二 地方財政法の一部改正

令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方消費税等の地方税等の減収により、地方財政法第5条の地方債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となるビヨンド5Gの実現に不可欠な革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構による助成金交付業務の対象について、高度通信・放送研究開発の一部から高度通信・放送研究開発の全体に拡大すること。
- 二 機構は、令和2年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される補助

金により、令和6年3月31日までの間に限り、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるものとし、あわせて、基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余金の処理等について規定すること。

- 三 機構は、基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする。
- 四 機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成して総務大臣に提出しなければならないこととし、総務大臣は、当該報告書に意見を付けて、国会に報告しなければならないこととする。
- 五 機構は、基金に係る業務の成果について評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和6年3月31日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならないこととする。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 令和2年度第3次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構における基金の設置を速やかに進め、これを活用した研究開発の実施に早急に着手すること。
- 二 ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、グローバル展開を前提とした、ビヨンド5Gの研究開発、標準化及び実装に戦略的に取り組むこと。
- 三 本法及び令和2年度第3次補正予算で措置される基金を含むビヨンド5Gの研究開発等については、ビヨンド5Gを含めた情報通信技術がアフターコロナの時代に不可欠なものであることに鑑み、継続的な支援措置の構築について検討すること。
- 四 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が発生した場合においても社会経済活動を継続的に行うためには、あらゆる分野のデジタル化とともに、高度な情報通信技術を活用できる5Gをはじめ光ファイバなどのブロードバンド環境が必要であることに鑑み、過疎地域等を含む全国どこでもだれもが利用できるブロードバンド環境を早期に実現すること。
- 五 新型コロナウイルス感染症の拡大とともに情報通信の果たす役割の重要性

が再認識されたことに鑑み、国立研究開発法人情報通信研究機構においては、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識し、不断に研究開発に勤しみ、コロナ禍においても我が国の社会経済活動が円滑に運営できる環境整備に貢献すること。また、政府は、そのために必要な人員・予算等について確保するよう努めること。

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 固定資産税及び都市計画税について、令和3年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずること。
- 二 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を3年延長すること。
- 三 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行うこと。
- 四 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和3年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例

- (一) 令和3年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税の法定率分の額に、令和3年度における法定加算額2,246億円、令和2年度からの繰越額2,500億円、臨時財政対策のための特例加算額1兆7,169億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額6,000億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金利子支払額760億円等を控除した額17兆4,385億円とすること。

(二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、令和38年度までに償還することとするほか、令和元年度における地方交付税の精算減額4,811億円について、令和9年度から令和18年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和3年度及び令和4年度における措置として「地域デジタル社会推進費」を設けるほか、各種制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和3年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和3年度分の地方交付税の総額に1,326億円を加算するほか、令和3年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

二 地方財政法の一部改正

令和2年度から令和6年度までの間に限り河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため発行できることとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加すること。

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を延長することによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金の交付年度を令和3年度まで延長すること。

四 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行すること。

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方公共団体情報システムの定義

この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいうものとする。

二 国による基本方針の作成

政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針を定めなければならないものとする。

三 地方公共団体情報システムの標準化のための基準等

- 1 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣は、当該法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならないものとする。
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、データの相互運用性の確保、サイバーセキュリティ等、各地方公共団体情報システムに共通して必要となる基準を定めなければならないものとする。

四 標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用

地方公共団体情報システムは、三の1及び2の基準に適合するものでなければならないものとする。

五 その他の措置

- 1 地方公共団体は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを全地方公共団体において利用できるようにするための国による環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境において同技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。
- 2 国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

六 施行期日

この法律は、令和3年9月1日から施行すること。

（修正要旨）

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、地方自治法に基づき、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織である地方三団体に対し情報提供するとともに、意見聴取するほか、有識者からも意見を聴くなど、地方公共団体の意見を最大限尊重すること。
- 二 地方公共団体の利用する情報システムは、地方公共団体が構築することが基本であり、その整備・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行った上で、地方公共団体の実情に即したものとすること。
- 三 標準化基準については、地方公共団体の規模、権能及び地域特性等の違いを踏まえた柔軟なものとする。
- 四 標準化基準の策定・変更にあたっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、情報システムの運用実態を踏まえたものとなるよう、標準化対象事務に従事している職員及び情報システムを担っている職員等の意見を聴取するなど、関係者の幅広い意見を十分に反映したものとすること。また、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。
- 五 地方公共団体情報システムについて、地方公共団体や関係事業者の創意工夫による改善が図られるよう、地方公共団体及び関係事業者からの新たな機能に関する提案を受け付け、当該提案のうち有用性が認められるものについては、積極的に標準化基準に反映すること。
- 六 地方公共団体情報システムの標準化及び業務プロセスの見直し等によって、地方公共団体の窓口業務に混乱が生じ、住民サービスの提供に支障が生じることのないよう、地方公共団体との十分な調整を行った上で、必要な人的・財政的支援を行うなど、万全の対策を講ずること。また、標準準拠システムへの円滑な移行が図られるよう、十分な移行期間を確保するとともに、やむを得ない事由のある地方公共団体については、移行期間の取扱いについて検討すること。
- 七 地方公共団体情報システムの標準化を始め、地方公共団体のデジタル化の推進にあたっては、これを支える人材の確保及び育成が不可欠であることに鑑み、市町村において、高度な専門的知識を有するデジタル人材の確保及び

- 育成が円滑に図られるよう、必要な人的・財政的支援を行うこと。
- 八 地方公共団体情報システムの標準化に要する経費については、国の責任において全額国費で支援すること。また、標準準拠システムの維持・管理及び改修等に要する経費について、必要な財政措置を講ずること。
- 九 地方公共団体情報システムの標準化に伴う情報システムの運営経費等の減少額については、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずること。
- 十 地方公共団体情報システムの標準化を契機として、上乘せ給付などの地方公共団体独自の施策が廃止・縮小されることのないよう、地方公共団体情報システムの機能等について、当該施策を継続するための改変・追加が行えるようにするとともに、当該改変・追加に要する経費について必要な財政支援を行うこと。
- 十一 地方公共団体情報システムの標準化を始めとした地方公共団体のデジタル化の推進に伴い、地方公共団体の保有する個人情報について、情報連携の増加が見込まれることを踏まえ、個人情報の漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。
- 十二 地方公共団体の保有する個人情報に関しては、地域の特性等に応じた独自の保護措置が講じられてきたことを踏まえ、改正後の個人情報保護法下で講じられる独自の保護措置についても、標準化基準等において特段の配慮を行うこと。
- 十三 ガバメントクラウドの構築に当たっては、セキュリティ対策に万全を期すとともに、システム障害が発生することのないよう十分な対策を講ずること。また、標準準拠システムへの移行を円滑に進めるため、ガバメントクラウドの構築に向けた検討段階においても、地方公共団体に対する適時適切な情報提供を行うこと。
- 十四 ガバメントクラウドの活用による地方公共団体情報システムの利用に当たっては、個人情報の適切な管理を徹底する観点から、地方公共団体ごとのデータをクラウド上で分離するとともに、厳格なアクセス制限を行うなど、個人情報を保護するための必要な対策を講ずること。
- 十五 本法附則第2項に基づく検討に当たっては、地方公共団体独自の施策への影響等にも留意しつつ、地方公共団体の意見を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて、標準化対象事務、基本方針及び標準化基準の在り方等について必要な見直しを行うこと。

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）要旨

本案は、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続（非訟手続）を創設するとともに、開示請求を行うことができる特定電気通信役務提供者（開示関係役務提供者）の範囲を見直す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続（非訟手続）の創設

1 裁判所が、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、開示請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる発信者情報開示命令を設けることとし、併せて、発信者情報開示命令の申立てを行うことができる管轄について定めるとともに、当該申立てについての決定に対する異議の訴えを提起できることとする。

2 開示命令事件が終了するまでの間に発信者の特定ができなくなることを防止するため、裁判所が、開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、その保有する発信者情報を他の開示関係役務提供者に提供すること等を命ずるとともに、発信者情報の消去禁止を命ずることができることとする。

二 開示関係役務提供者の範囲の見直し等

開示関係役務提供者として、侵害情報の発信者が当該情報の送信に関連して行った他の通信を媒介した電気通信役務提供者（関連電気通信役務提供者）を追加するとともに、所定の要件を満たす場合、関連電気通信役務提供者に対し、当該通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、関係機関・団体に協力を求めてインターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たること。

- 二 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に関する情報発信について、過去の権利侵害に関する判例に基づいたガイドラインを作成する等により、運営事業者自身による契約約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な削除等の対応ができる環境整備を行うこと。
- 三 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害情報等に関する相談件数が高止まりしており、今後、デジタル化の進展により多種多様な誹謗中傷・人権侵害情報等の発信が想定されることから、インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の相談体制を関係機関・団体と連携の上、充実・強化し、実効性のある被害者支援体制を構築すること。
- 四 インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を防止するためには、社会全体の情報モラル、ICTリテラシーの向上が重要であることから、関係機関が連携協力して啓発活動、加害者や被害者にならない対策を行うとともに、特に児童生徒に対する情報モラル、ICTリテラシー教育を充実させること。
- 五 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害が海外のウェブサイトやサーバーを経由して行われ得ることから、発信者情報開示手続や削除に関連し、諸外国との間で国際協力体制を構築するよう努めること。
- 六 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。
- 七 インターネット技術の革新が速く、誹謗中傷・人権侵害の態様が今後変化することが予想されることから、変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除制度の不断の見直しを行うこと。
- 八 インターネット上の性暴力被害が広がっている状況についても、被害者救済のための運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案（総務委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域につ

いて、総合的かつ計画的な対策の実施に必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 前文において、過疎地域の役割や課題とともに、その課題の解決のため、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に取り組む旨を明らかにすること。
- 二 昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.51以下であること等の要件を満たす市町村の区域を過疎地域とし、主務大臣は、当該市町村を公示するものとする。また、令和2年の国勢調査及びその次に行われる国勢調査の各結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、一定の要件に該当することとなる市町村の区域を過疎地域として追加公示すること。
- 三 平成11年度から令和2年度までに合併した合併市町村であって、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.64以下であること等の要件を満たすものについては、合併前の旧市町村の区域のうち、昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が一定以上等である区域を一部過疎として、この法律の規定を適用すること。
- 四 市町村及び都道府県は、都道府県が主務大臣と協議して定める過疎地域持続的発展方針に基づき、それぞれ過疎地域持続的発展計画を策定することができること。
- 五 過疎地域の持続的発展を支援するため、国の負担又は補助の割合の特例、過疎対策事業債の発行、基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備等の特別措置を講じるほか、市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮等の配慮措置を講じること。
- 六 現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村であって、昭和35年から平成27年までの55年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.51以下であること等の要件を満たす市町村の区域は、引き続き、過疎地域とすること。
- 七 現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村のうち、この法律の要件に該当しないこととなるものに対しては、国の負担又は補助の割合の特例、過疎対策事業債の発行等について、引き続き6年間、財政力の低い団体については7年間、経過措置を講じること。
- 八 この法律は、令和3年4月1日から施行し、令和13年3月31日限り、その

効力を失うこと。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、令和3年度収支予算等について、「230億円の事業収支差金の赤字を見込んでいるところ、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保することが求められる」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ304億円減少の6,900億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ224億円減少の7,130億円となっており、事業収支における不足230億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補填する。
- 2 受信料の額は、令和2年10月1日より、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,225円、衛星契約2,170円、継続振込等の場合、地上契約1,275円、衛星契約2,220円等となっている。

二 事業計画

- 1 放送センター建替え、地域放送会館の整備を進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。
- 2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新情報を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題などを積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、東京、北京の二つのオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。

B S 4 Kは、超高精細映像チャンネルの先導的な役割を果たすとともに、

BSプレミアムと番組編成の一体化を進める。BS8Kは、臨場感あふれる中継や番組を編成するなど、最高水準の放送の実現に寄与する。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。
- 5 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- 6 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、契約・収納活動の構造改革に着手するとともに受信料制度の理解促進を図ることで、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。
- 7 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 8 グループガバナンスの強化に向けて、子会社への株式の集約等のために必要な出資を行う。
- 9 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- 10 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 11 事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。

三 資金計画

令和3年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,184億円、事業経費、

建設経費等による出金総額8,604億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、令和3年度予算において一昨年度より3期にわたって事業収支差金の赤字を見込んでいることについて、放送法に定められた目的に即し、業務の目的の明確化や業務の見直しなどにより、収支均衡を基本とする安定的な業務運営の体制確保に努めること。
- 二 協会は、協会本体及びグループの職員による一連の不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、協会一体となって綱紀を粛正しコンプライアンスを徹底した運営を行うことで、信頼回復に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。
- 三 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。
- 四 協会は、過去の記者が過労で亡くなった事実等を踏まえ、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な業務運営と労働環境確保に努め、長時間労働による被害を二度と起こさないよう、全力で取り組むこと。また、ハラスメント防止に向けた取組の一層の促進等、労働環境改善に努めること。
- 五 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」のさらなる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。
- 六 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自

律性を尊重すること。また、経営委員の任命に当たっては、その職務が社会において重大であることを認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地が公平に代表されること、女性の比率を引き上げることなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、議事録の適切な作成・管理を行うとともに必要な時は公表すること。

八 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

九 協会は、平成29年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、受信契約の締結に際しては、視聴者の理解を得ながら適正に行われるべきことを、職員及び業務委託先に指導し、周知徹底すること。

十 協会は、繰越金や今後の事業収支の状況と新型コロナウイルス感染拡大の影響を見極め、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、受信料の引下げについて早急に検討するとともに、受信料の支払いが困難となった者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うこと。

十一 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野での業務について、民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図り、通信分野での協会の在り方について、できるだけ明確にその姿勢を示すよう努めること。また、費用全体を抑制的に管理するとともに、国民・視聴者にわかりやすく公開・説明すること。

十二 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、番組内容

の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十三 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十四 協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び本年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十五 協会は、地域の魅力を生かした活性化と発展の観点から、地域の様々な分野の関係者と連携を強化し、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域の発展に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に努めること。

十六 協会は、障害者の雇用率を一層高め、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障害者の働く環境改善を進めること。また、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

十七 協会は、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

十八 政府は、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料制度の在り方について真摯に検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。

十九 政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

二十 協会は、中期経営計画の実行に当たって、協会と業務上の関係を有する者に対する影響等に留意すること。

○日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成28年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額 1 兆847億3,523万 4 千円、負債総額3,685億3,978万 4 千円、純資産総額7,161億9,545万円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額 1 兆915億2,649万 9 千円、負債総額3,680億84万 5 千円、純資産総額7,235億2,565万 3 千円である。

放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額 2 億6,868万 1 千円、負債総額75億9,888万 4 千円、純資産総額△73億3,020万 2 千円である。

受託業務等勘定は、資産総額4,513万 2 千円、負債総額4,513万 2 千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入7,045億4,808万 3 千円、経常事業支出6,910億2,134万 7 千円、経常事業収支差金135億2,673万 6 千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は282億3,599万 5 千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入7,019億5,345万 2 千円、経常事業支出6,885億7,821万 5 千円、経常事業収支差金133億7,523万 6 千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は280億8,402万 8 千円であり、そのうち80億3,910万円は建設積立金に繰り入れ、200億4,492万 8 千円は事業収支剰余金となり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入22億774万 5 千円、経常事業支出20億5,624万 5 千円、経常事業収支差金 1 億5,149万 9 千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金 1 億5,196万 6 千円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入21億3,342万 9 千円、経常事業支出17億5,719万 8 千円、経常事業収支差金 3 億7,623万円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,123億7,973万 1 千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,595億6,251万 1 千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△10億367万 2 千円である。現金及び現金同等物の年度末残

高は、481億8,645万2千円減少し、428億7,790万5千円である。

○日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成29年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額1兆1,370億3,008万1千円、負債総額3,978億7,842万1千円、純資産総額7,391億5,166万円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額1兆1,437億9,500万7千円、負債総額3,972億7,613万8千円、純資産総額7,465億1,886万9千円である。

放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額2億7,233万7千円、負債総額76億3,954万6千円、純資産総額△73億6,720万8千円である。

受託業務等勘定は、資産総額1億196万6千円、負債総額1億196万6千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入7,177億3,207万6千円、経常事業支出7,094億5,942万7千円、経常事業収支差金82億7,264万8千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は229億5,620万9千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入7,156億5,389万6千円、経常事業支出7,073億4,422万1千円、経常事業収支差金83億967万5千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は229億9,321万5千円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入20億8,477万1千円、経常事業支出21億2,179万7千円、経常事業収支差金△3,702万6千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金は△3,700万5千円であり、これを欠損金として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入14億4,469万円、経常事業支出12億1,758万9千円、経常事業収支差金2億2,710万円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,075億5,587万7千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△894億5,237万円、財務活動によるキャッシュ・フローは△9億9,809万3千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、171億541万3千円増加し、599億8,331万8千円である。

なお、本件には、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として「衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの」を平成29年度決算検査報告に掲記した。」との会計検査院の検査結果が添付されている。

<委員会決議>

○持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が住民生活に必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、感染拡大防止、医療提供体制の確保、雇用の維持、事業の継続等の各分野において、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、感染状況に即して、追加的な支出が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始め、国の責任において十分な財政支援を行うこと。
- 二 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、令和4年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、予見可能性を持って安定的に確保されるよう、全力を尽くすこと。
- 三 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実に確保を図

るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮すること。

四 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。

五 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、税負担軽減措置等の創設や拡充など減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重に対処するとともに、代替の税源の確保等の措置を講ずること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。

六 自動車関係諸税については、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、自動車を取り巻く環境変化を踏まえ、社会インフラの維持・管理に支障が生ずることのないよう、必要な地方財源の安定的確保を前提に、課税の在り方について引き続き検討を進めること。

七 臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

八 交付税特別会計借入金の償還繰延べや、臨時財政対策債の増額など、負担の先送りをできる限り回避するように努め、地方財政の健全化を進めること。

九 新型コロナウイルス感染症の影響によって、臨時財政対策債が増額となるほか、減収補填債、特別減収対策債、特別減収対策企業債など、多額の地方債の発行が見込まれることを踏まえ、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

十 東日本大震災からの復旧・復興事業が着実に実施できるよう、復旧・復興事業が完了するまでの間、震災復興特別交付税を始め、必要な財源を確実に確保するなど、万全の支援措置を講ずること。

十一 近年、集中豪雨、台風、地震、豪雪などの自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で住民生活の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生していることを踏まえ、地方公共団体において、更なる防災・減災対策の推進や、被災地の

迅速な復旧・復興に取り組むことができるよう、財政措置を拡充するなど、十分な人的・財政的支援を行うこと。

右決議する。

○過疎地域の持続的発展の支援に関する件

政府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、50年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。

二 平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。

三 本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。

四 過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。

五 過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。

六 地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

【法務委員会】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少すること。
- 二 この法律は、令和3年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 平成25年3月26日、平成28年3月18日、平成29年3月31日及び令和2年4月3日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。

○少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、18歳及び19歳の者について、少年法の適用において特例規定を整備する等の措置を講ずるもので、

その主な内容は次のとおりである。

一 保護事件の特例

- 1 18歳及び19歳の少年の保護事件について、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時18歳以上の少年に係るものを加えること。
- 2 18歳及び19歳の少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外するとともに、家庭裁判所による保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないこととすること。

二 刑事事件の特例

18歳及び19歳の少年について、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定（不定期刑等）は、原則として適用しないこととすること。

三 記事等の掲載の禁止の特例

18歳及び19歳の少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する少年法の規定を適用しないこととすること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、令和4年4月1日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した18歳以上20歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとすること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 新たに原則逆送の対象となる罪の事件、とりわけ強盗罪については、様々な犯情のものがあることを踏まえ、家庭裁判所が検察官に送致するかどうかを決定するに当たり、適正な事実認定に基づき、犯情の軽重を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。
- 二 18歳及び19歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階におけ

る働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。

三 罪を犯した者、とりわけ18歳及び19歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。

四 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

五 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

○民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 境界標の調査等のための隣地使用権に関する規定等を整備するとともに、電気等の継続的給付を受けるための設備設置権に関する規定等を創設すること。
- 2 所在等が不明な共有者がいる場合の共有物の変更又は管理に関する決定方法の特則、共有物の管理者に関する規定及び所在等が不明な共有者の不動産の共有持分の他の共有者による取得に関する特則等を創設すること。

3 所有者不明土地管理命令等及び管理不全土地管理命令等の制度の創設

(一) 所有者の所在等を知ることができない土地若しくは建物又はその共有持分について、裁判所が管理人による管理を命ずる規定等を創設すること。

(二) 所有者による管理が不相当である土地又は建物について、裁判所が管理人による管理を命ずる規定等を創設すること。

4 相続財産の保存のための統一的な相続財産管理制度を創設するとともに、具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限の規定等を整備すること。

二 不動産登記法の一部改正

相続等による所有権の移転の登記等の申請を相続人に義務付ける規定を創設するとともに、不動産登記に係る手続における申請人の負担の軽減を図るため、相続人申告登記制度及び所有不動産記録証明制度の創設並びに登記の抹消手続の簡略化の規定等を新設すること。

三 非訟事件手続法及び家事事件手続法の一部改正

一により創設された制度の裁判手続を創設する等の整備を行うこと。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後5年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。

二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏ま

えた柔軟な対応を行うこと。

- 三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。
- 四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。
- 五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。
- 六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。
- 七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。
- 八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。
- 九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やか

な広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。

十 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和5年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。

十一 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第14条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。

○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対し、その土地（建物の存する土地であるもの等を除く。）の所有権を国庫に帰属させることについての承認を求めることができるものとする。

二 法務大臣は、一の承認の対象となる土地が、通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地に該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならないものとする。

三 法務大臣は、一の承認に係る審査をするため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができるものとするとともに、調査権限に関する規定を設けること。

四 法務大臣が一の承認をした後に、承認申請者が、偽りその他不正の手段によって一の承認を受けたことが判明した場合における承認の取消しに関する規定を設けるとともに、その承認の時ににおいて対象土地が二の土地に該当する事由があったことによって国に損害が生じた場合における承認申請者の国に対する損害賠償責任に関する規定を設けること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

六 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（86頁参照）

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、在外公館の新設及び在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 ベトナムに在ダナン日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 三 在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めること。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を4歳から3歳に引き下げること。
- 五 この法律は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、一の在ダナン日本国総領事館新設に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

○地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国、東南アジア諸国連合の構成国、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドの15箇国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させるとともに、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での枠組みを構築する等の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 物品の貿易について、協定に別段の定めがある場合を除き、各々の譲許表に従って関税を引き下げ、又は撤廃すること。
- 二 自国の税関手続及び税関実務が、予見可能性、一貫性及び透明性があるものであること並びに物品の迅速な通関等を通じて貿易を円滑にすることを確保すること。
- 三 サービスの貿易について、市場アクセスに係る約束を行った分野において、サービス提供者の数の制限、サービスの取引総額又は資産総額の制限等を課する措置を採用し、又は維持してはならないこと。
- 四 投資財産の設立等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。また、投資財産の設立等の条件として、技術移転、ライセンス契約におけるロイヤ

リテイ規制等特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。

五 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、特許、意匠等知的財産について、この協定に従い適正に保護し、権利を付与すること。

六 商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の法令に従い、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定めるとともに、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の輸入を職権で差し止めることができる手続を採用し、又は維持すること。

七 電子商取引について、自国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならず、情報の電子的手段による国境を越える移転が事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならないこと。

八 中央政府機関が行う政府調達について、自国の法令を公に利用可能なものとするとともに、自国の手続を公に利用可能なものとするよう努めること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、各締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等を定めている。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の有効期間（2016年4月1日から2021年3月31日までの5年間）を2022年3月31日まで1年間延長するための改正を行うものである。

○日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）の相互の提供に関する自衛隊とインド軍隊との間における枠組みを定

めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、自衛隊とインド軍隊の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。
- 二 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又はインド軍隊により実施される一に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができること。
- 三 この協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）及び空港・港湾業務の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器又は弾薬の提供を含むものと解してはならないこと。
- 四 この協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、受領当事国政府は、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、受領当事国政府の部隊以外の者に当該物品・役務を移転してはならないこと。
- 五 受領当事国政府は、物品の提供については、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。
- 六 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施すること。

○民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、高い水準の民間航空の安全等についての協力を促進するため、日本国と欧州連合双方の航空当局による民間航空製品に対する重複した検査等

を可能な限り省略することにより、航空機製造者等の負担を軽減することを主たる目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約者は、それぞれの民間航空に関する基準等が十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を定める個別の附属書を作成すること。
- 二 各締約者は、附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れること。
- 三 両締約者は、自己の関係法令に従い、附属書の対象となる民間航空製品等に関連する事故等に関する情報であって自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供すること。
- 四 各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持すること。
- 五 一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、適合性認定及び証明書の受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書1は、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、耐空証明書、環境証明書、設計証明書及び製造証明書に関する分野における協力の実施のために作成すること等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求め るの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とセルビアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、セルビアについては法人所得税及び個人所得税とすること。

- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当を支払う法人が日本国の居住者であり、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の25%以上を直接に所有する法人である場合又は当該配当を支払う法人がセルビアの居住者であり、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の資本の25%以上を直接に所有する法人である場合には配当額の5%を超えない額、その他の場合には配当額の10%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該使用料が著作権の使用等に対するものである場合には使用料額の5%を超えない額、その他の場合には使用料額の10%を超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること。
- 八 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国で課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。
- なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、セルビアが我が国以外の国又は地域との間で租税の軽減又は免除について定める規定についてこの条約よりも低い税率等を含む協定を締結する場合には、我が国からの要請に基づいて交渉を開始すること等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とジョージアとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、ジョージアについては利得税及び所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の5%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の5%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。
- 八 特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、条約の規定に関し、ジョージアにおいては、「地方政府又は地方公共団体」とは、「行政区画」又は「地方自治団体」をいうことが了解されることを規定している。

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とジョージアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であって、他方の締約国の関係法令に従い当該他方の締約国の領域において形成され、及び投資としての性質を有するものをいい、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従って、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること。
- 四 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、現地調達等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。
- 五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること等の要件を満たさない限り、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 六 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由にかつ、遅滞なく行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際セ

ンターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止の各規定により課される義務に適合しない両締約国の措置について規定している。

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国（以下「英国」という。）政府との間の現行の原子力協定について、英国による欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）からの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されることを反映させ、我が国政府とユーラトムとの間の原子力協定の一部の規定と同旨の規定を加え、また、核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映させる内容の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の下での協力の対象に「技術」を加え、また、この協定の下での協力は原子力の平和的非爆発目的に限って行う旨の規定を加えること。
- 二 英国において適用される保障措置の変更を反映すること。
- 三 日本国及び英国は、この協定の実施に当たり、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するよう行動する旨の規定を加えること。
- 四 両締約国政府は、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させ、この協定の下での協力から生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保し、及びこの協定に基づいて移転された核物質等の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する旨の規定を加えること。
- 五 この協定の規定は、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げるために利用してはならないこと、転換等の工程において他の核物質と混合されることによりこの協定の適用を受けている核物質の特定性が失われた場合等には、当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができること、日本国及び英国はこの協定の実施に当たり、原子力の安全に関する条約等に適合するよう行動することとする旨の

規定を加えること。

六 いずれかの締約国政府が国際原子力機関との保障措置協定を終了させる場合等に関する規定を加えること。

七 英国がこの協定に基づいて移転された核物質等を用いて核爆発装置を爆発させる場合又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、それぞれ日本国政府又は英国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利等を有する旨の規定を加えること。

○大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、現行の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正し、条約の対象となる魚種を拡大するとともに、紛争解決に関する規定及び漁業主体に関する規定を追加すること等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 条約が影響を及ぼさないとする対象を「領水の範囲又は国際法に基づいて漁業管轄権が及ぶ範囲に関する締約国の権利、主張又は見解」から「国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務」に改めること。

二 条約の対象となる魚種に、サメ、エイ類等の海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類を追加すること。

三 条約に関する紛争は、協議等の手段で解決するものとし、そのような手段を通じて解決されない紛争は、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される旨の規定を追加すること。

四 2013年7月10日までに協力的な地位を獲得するなど特別な地位にある漁業主体（台湾のみが該当）は、意思決定を含む大西洋まぐろ類保存国際委員会の関連業務に参加することができるとともに、締約国とおおむね同一の権利及び義務を有する旨を規定した附属書を追加すること。

○国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立すること及びその運営について定めるものであり、その主な内容は次のと

おりである。

- 一 国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立すること。
- 二 機関は、世界的な航路標識の改善及び調和を通じて安全かつ能率的な船舶の移動を促進すること等の目標を促進するため、航路標識の規制等に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とすること。
- 三 機関は、非義務的な基準等を策定すること、機関に付託された基準等について審議し勧告すること、関連する国際機関等と協力すること等を任務とすること。
- 四 機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成すること。
- 五 機関は、諸組織として、総会、理事会、機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織並びに事務局を有すること。
- 六 機関の運営のための経費は、加盟国の分担金並びに準加盟国及び賛助加盟員の会費等によって支弁するものとし、各加盟国等は分担金等を機関に毎年支払うこと。
- 七 機関は、国際法上の法人格を有し、契約等を行う能力を有すること。

○日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の交換公文の締結について、国会の承認を求めるものである。

この交換公文は、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定（以下「協定」という。）の規定の適用範囲に関する現行の交換公文を改正し、我が国が経済協力開発機構（以下「OECD」という。）及びその職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 OECDが日本人職員に支払う給与及び手当に対して日本国政府及び地方公共団体が日本国の税法に従って課税できるとする現行の交換公文の規定は、この交換公文が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度についてOECDが日本人職員に支払う給与及び手当については、適用されなくなること。
- 二 協定によって与えられる特権及び免除は、OECDの阻害されることのない機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況

において確保するためにのみ与えられる旨の規定を加えること。

三 OECDは、協定によって与えられる特権及び免除の濫用を防止するため
にあらゆる予防措置をとる旨の規定を加えること。

【財務金融委員会】

○令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の編成に当たり、国債の発行を抑制するとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については適用しないこととするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、令和3年度から令和7年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特例公債の発行等

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和3年度から令和7年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができること。
- 2 特例公債を発行する場合においては、1に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めること。

二 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律案の成立により、令和3年度から令和7年度までの間、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴う歳出増はあるものの財政規

律の維持に留意し、野放図な特例公債の発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たすよう財政運営を行うこと。

二 本法律案の成立後の令和3年度から令和7年度の特例公債の発行に当たっては、各年度の予算審議をより慎重かつ丁寧に行うため、財政規律の維持や特例公債発行額の抑制といった財政民主主義に基づく国会の責務・権能を果たせるよう、政府は、単年度ごとに財政健全化目標の進捗状況やその目標達成に向けた課題等に関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。

三 政府は、令和7年度の国及び地方公共団体を合わせたプライマリーバランス黒字化と、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとする財政健全化目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

四 我が国における人口の減少や少子高齢化の進展を踏まえた経済の活力の向上及び持続的な発展の実現並びに持続可能な財政構造の確立のため、中長期的な視点に立った政策を立案することの重要性が増大している現状に鑑み、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計が信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施され、国会がその推計の結果を活用することで財政等に対する民主的統制の権能が十分に発揮できるようにするため、政府は、経済及び財政等に関する将来の推計の信頼性の向上に関し、必要な検討や協力を行うこと。

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現を図るため、デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を設けること。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促すための準備金制度の創設等を行うこと。

二 家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除制度の特例の延長等を行うこと。

三 土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や

整理合理化等を行うこと。

四 この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和3年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 日本社会の特徴でもあった分厚い中間層が減少し、低所得の貧困世帯の増加、高所得層と低所得層の二極化が進んでいる。このような観点から、所得税や贈与税などの在り方をあらためて見直し、所得再分配機能・資産再分配機能の強化を検討すること。

二 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

三 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 令和3年3月末に適用期限が到来する暫定税率及び特惠関税制度等について、その適用期限の延長等を行うこと。

二 ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋の暫定税率を設定し、無税とする等、個別品目の関税率の見直しを行うこと。

三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和3年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 最近におけるグローバル化の進展や日英包括的経済連携協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において国民の安全・安心等を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 三 新型コロナウイルス感染症の蔓延、更には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、水際における業務遂行やテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備並びに安全管理の徹底、また職員への感染症対策に万全を期すこと。

○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 金融機関の業務範囲規制や出資規制の緩和
 - 1 銀行の付随業務に、銀行業に係る経営資源を主として活用して営む、地域の活性化や産業の生産性の向上等に資する業務を追加すること。
 - 2 銀行等の子会社等の対象となる会社に、地域の活性化等に資する業務を営む会社を追加すること。
 - 3 銀行等の子会社等である銀行業高度化等会社の業務に、地域の活性化や産業の生産性の向上に資する業務等を追加すること。
 - 4 銀行等は、子会社対象会社以外の外国の会社について、競争力の確保等の事情に照らし必要であると認められる場合は、子会社に係る業務範囲に

かかわらず継続的な保有を認めること。

二 海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備

- 1 外国において外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等について、一定期間、届出制により、国内において業務を行うことを可能とする時限措置を創設すること。
- 2 主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの投資運用業に係る届出制度を創設すること。

三 銀行等の経営基盤強化のための制度整備

- 1 人口減少地域で基盤的金融サービスを提供する銀行等が、そのサービスの持続的な提供のために合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを行う場合、預金保険機構に対し資金交付を申請可能とする時限措置を創設すること。
- 2 銀行等保有株式取得機構が行う株式等の買取り等の期限を令和8年3月末まで延長すること。
- 3 預金保険機構の金融機能強化勘定について、勘定廃止の際、金融機能早期健全化勘定からの繰入れを可能とすること。

四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、三1及び3に係る規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行及びその子会社等の業務範囲規制や銀行等の出資規制を緩和するに当たっては、銀行法が銀行の業務の公共性に鑑みながら、国民経済の健全な発展に資することを目的としていることを踏まえ、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止、他業リスクの排除の観点から、銀行グループが自己の利益のみを追求することなく、国民経済の成長や地方創生のためにその役割を適切に果たすようモニタリングを行うとともに、本法附則第44条に検討条項があることを踏まえ、必要があると認めるときは、適時適切に制度の見直しを行うこと。
- 二 国際金融機能の強化のための海外の高度金融人材の呼び込みや金融事業者の参入の促進においては、本法や税制上の措置など費用面からの取組だけではなく、金融教育やイノベーション促進のための成長資金需要の拡大といった期待収益面からの取組を積極的に進めること。

- 三 移行期間特例業務及び海外投資家等特例業務制度の運用においては、国内外の投資家保護のため海外当局とも連携し適切なモニタリングを行うこと。
- 四 銀行等保有株式取得機構が保有する株式の受託会社を通じた議決権行使においては、コーポレートガバナンスが機能するよう適切に監視すること。また、同機構の存続期限がこれまで幾度も延長されていることを踏まえ、市場の動向をみながら、可能な限り早急に株式等の処分を進めること。
- 五 本法に基づく資金交付制度の運用に当たっては、制度上、勘定廃止の際に国庫に納付することとされている資金を活用することに鑑み、その交付により金融機関等が地域経済の活性化等に果たした役割などに関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 六 五の資金交付制度の運用に当たっては、日本銀行が実施する「地域金融強化のための特別当座預金制度」との間で十分に連携することにより、地域金融機能の強化が効率的かつ効果的に実現されるよう努めること。
- 七 「物価安定の目標」を達成するための日本銀行による超低金利政策の長期化が、金融機関の資金利益の悪化を通じて金融仲介機能に悪影響を及ぼし得ることに鑑み、日本銀行との共同声明である「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携」に掲げる目的を早期に達成すべく、正規雇用を促進するとともに、企業の生産性向上分を賃金に反映することで労働分配率を上昇させるための取組を一層積極的に行うこと。

【文部科学委員会】

○国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の業務として、国立大学法人から寄託された業務上の余裕金（以下「国立大学寄託金」という。）の運用の業務（以下「寄託金運用業務」という。）とともに、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関し大学に対して行う助成の業務（以下「助成業務」という。）を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の目的に、国立大学法人から寄託された資金の運用の業務及び大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務を追加すること。
- 二 機構に、寄託金運用業務及び助成業務に係る勘定に属する資金の運用（以下「助成資金運用」という。）を担当する役員として、運用業務担当理事1人を置くとともに、運用業務担当理事の職務及び権限並びに任命の特例等について定めること。
- 三 機構に、寄託金運用業務及び助成資金運用の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置くとともに、運用・監視委員会の権限及び運用・監視委員の任命等について定めること。
- 四 機構の業務に、寄託金運用業務及び助成業務を追加すること。
- 五 国立大学寄託金の運用及び助成資金運用については、金融商品取引業者との投資一任契約を締結して行う信託等の方法により、安全かつ効率的に行わなければならないものとする。
- 六 文部科学大臣は、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならないものとする。
- 七 機構は、文部科学大臣の定める基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、認可を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。
- 八 機構は、寄託金運用業務及び助成業務については、当該業務ごとに業務に係る経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。また、当該勘定において、利益及び損失の処理についてそれぞれ所

要の特例等を設けるものとする。

九 機構は、助成業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は科学技術振興機構債券を発行することができるものとする。

十 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法による大学に対する助成のための基金のような大規模かつ新たな仕組みを創設する際、補正予算で計上する場合にはその緊要性を含め、国会において十分に審議ができるよう努めること。

二 本法による大学に対する助成のための基金の創設に伴い、これまで措置されてきた運営費交付金や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

三 国立大学法人から寄託された資金の運用及び大学に対する助成に関する資金の運用については、その責任の所在を明確にするとともに、必要に応じて国会に対する説明責任を果たす等情報公開に努めること。また、機構のガバナンス体制を強化し、運用業務担当理事及び運用・監視委員に適切な人員を配置し、安全かつ効率的な運用が着実に行える体制を構築すること。

四 文部科学大臣が定める助成業務の基金の運用に関する基本指針については、運用開始当初は運用益の相当割合を元本強化に充てるとともに、長期的な視点から安全かつ効率的な運用が着実に行われるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。また、助成対象となる大学の要件についても、世界レベルの研究基盤を構築する観点から、公平性を担保しつつ、地方大学を含め、適切な大学に助成を行い、多くの若手研究者に十分な資金を配分できるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校等の学級編制の標準を改めるものであり、その主な内容は

次のとおりである。

一 学級編制の標準の改正

公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人（第1学年は35人）から35人に引き下げること。

二 附則

1 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行すること。

2 経過措置

(一) 令和7年3月31日までの間における1学級の児童の数の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

(二) その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

3 検討

政府は、公立の義務教育諸学校における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（外部人材）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校35人学級の検討を含め学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討す

- ること。
- 二 小学校6年生までの段階的な35人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている35人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
 - 三 35人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
 - 四 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
 - 五 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
 - 六 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。
 - 七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
 - 八 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団

体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

○文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録等

- 1 文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財及び重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるものとする。また、無形文化財の登録に当たっては、当該登録する無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならないものとする。
- 2 文化庁長官は、登録無形文化財及び登録無形民俗文化財の保存に関して、必要な指導又は助言をすることができるものとし、国は、その保存に要する経費の一部を補助することができるものとする。
- 3 文化庁長官は、登録無形文化財の公開及び記録の公開並びに登録無形民俗文化財の記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができるものとし、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができるものとする。
- 4 登録無形文化財の保持者、保持団体又は保存地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者及び登録無形民俗文化財の保存地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者は、当該文化財の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるものとする。

二 地方公共団体による文化財の登録

- 1 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必

要な措置を講ずることができるものとする。

- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、1に係る登録をした文化財であつて文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができるものとする。
- 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二は、令和4年4月1日から施行するものとする。

○国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 年度計画及び年度評価の廃止並びに中期計画の記載事項の追加
 - 1 中期計画に基づき国立大学法人等が定める年度計画及び年度評価を廃止することとする。
 - 2 中期計画の記載事項に中期計画に掲げる措置の実施状況に関する指標を加えること。
- 二 国立大学法人等の組織体制の見直し
 - 1 国立大学法人の学長選考会議及び大学共同利用機関法人の機構長選考会議の名称をそれぞれ「学長選考・監察会議」及び「機構長選考・監察会議」とし、当該会議の委員に学長又は機構長（以下「学長等」という。）を加えることができないこととする。理事は教育研究評議会において選出された者のみが委員になることができることとする。
 - 2 監事は、学長等に不正行為等があると認めるときは、その旨を学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告しなければならないこととする。当該会議は、監事から学長等の不正行為等について報告を受けたとき又は学長等がその解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、学長等に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができ

ることとする。

3 各国立大学法人等に置く監事のうち少なくとも1人は、常勤としなければならないこととする。2以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に1を加えた員数の監事を置くこととする。

4 指定国立大学法人等の理事の員数は、2を加えた数とすることとする。

三 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

1 国立大学法人等は、当該国立大学法人等が保有する教育研究施設等の利用の促進に係る事業を実施する者及び当該国立大学等における研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

2 指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果の提供を受けて商品の開発等の事業を実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

四 小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合するとともに、奈良教育大学及び奈良女子大学を設置する両国立大学法人を統合すること。

五 この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 学長がリーダーシップを発揮するためには学内からの信任と支持が不可欠であることを踏まえ、学長選考・監察会議の運営に当たっては、大学の自治を尊重し、多様な意見を持つ教職員・学生等を含む学内外のステークホルダーの理解を得られるよう、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めること。

二 学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。

三 監事については、学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務の遂行に資する体制を整備すること。また、学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点から、必要に応じて外部有識者

による確認・検証の手続きを講ずるよう努めること。

四 一法人複数大学制度による国立大学法人の統廃合に当たっては、国立大学法人の経営基盤の強化及び効率的な経営を実現するとともに、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう十分に留意すること。

五 国立大学法人が高い自主性・自律性を持ち、社会変革を先導する新たな役割と使命を果たすことができるよう国立大学法人に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討すること。とりわけ中期目標・中期計画の策定に当たっては、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展を尊重する観点から、大学政策上必要となる大枠の方針を提示するにとどめ、国立大学法人に対する事前の規制とならないよう十分に留意すること。

○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送番組のインターネット同時配信等（放送同時配信等）における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 図書館関係の権利制限規定の見直し

- 1 国立国会図書館が、絶版等資料のデータを、図書館等に加え、直接利用者に対しても送信できるようにすること。
- 2 一定の要件を満たす図書館等（特定図書館等）が、現行の複写サービスに加え、調査研究目的で、著作物の一部分をメール等により送信できるようにすること。その際、特定図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求めること。

二 放送同時配信等に係る権利処理の円滑化

- 1 放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定を、放送同時配信等に拡充すること。
- 2 放送番組での利用を認める契約の際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送に加え、放送同時配信等での利用も許諾したと推定する許諾推定規定を創設すること。
- 3 集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難なレコード及びレコード実演について、放送同時配信等における利用を円滑化するため、事前許

諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に補償金を支払うことを求めること。

4 集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難な映像実演について、過去の放送番組の放送同時配信等における利用を円滑化するため、事前許諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に報酬等を支払うことを求めること。

5 放送に当たって権利者との協議が成立しない等の場合に、文化庁長官の裁定を受けて著作物等を利用できる制度を放送同時配信等に拡充すること。

三 施行期日

この法律は、令和4年1月1日から施行すること。ただし、一の1については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、一の2については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資するとともに、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならないこと。

二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならないこと等を基本理念とすること。

三 国、地方公共団体等は、教育職員等及び児童生徒等に対し、児童生徒性暴

力等の防止のため、啓発等を行うものとするとともに、国は特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効した者及び取上げの処分を受けた者）に関する情報に係るデータベースの整備等の必要な措置を講ずるものとする。

四 国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等、児童生徒等からの相談に応じる者及び保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等について、それぞれの立場に応じて、通報、調査、保護、支援その他の適切な措置をとらなければならないこと。

五 特定免許状失効者等については、再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができること。その際、あらかじめ、都道府県の教育委員会に置く都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かななければならないこと。

六 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、データベースに係る規定は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（馳浩君外4名提出、衆法第21号）要旨

本案は、令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病の治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 覚醒剤取締法等の特例

1 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会に参加する選手は、覚醒剤を携帯しての輸入及び輸出について、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で、それぞれ次に定める日までの間に限り、することができること。この場合において、覚醒剤を携帯して輸入しようとする

る者は、医薬品の輸入に係る厚生労働大臣の確認を受けることを要しないこと。

(一) 覚醒剤を携帯して輸入すること。 令和3年8月8日

(二) (一)の覚醒剤を携帯して輸出すること。 令和3年8月31日

2 1の許可を受けて覚醒剤を携帯して輸入した者については、令和3年8月31日までの間に限り、当該輸入した者を覚醒剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、覚醒剤取締法第14条第1項及び第19条の規定を適用すること。

3 1及び2の規定は、令和3年に開催される東京パラリンピック競技大会に参加する選手について準用すること。この場合において、1の(一)中「令和3年8月8日」とあるのは「令和3年9月5日」と、1の(二)及び2中「令和3年8月31日」とあるのは「令和3年9月30日」と読み替えるものとする。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

<委員会決議>

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件

児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことは、決してあってはならないことである。

わいせつ行為等により処分を受けた教育職員等の数は近年増加傾向にある。また、わいせつ行為を行ったことにより懲戒免職処分を受け、教育職員免許状が失効した教育職員等が、処分から3年を経過すると再び免許状の授与を受けることが可能となっているため、再び教育職員等として採用される事例も発生している。

このような状況を踏まえ、本委員会において、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベースの整備等の措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等について定めること等を内容とする教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うこ

とはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

- 二 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。
- 三 児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。
- 四 児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の事実確認の手續に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。
- 五 性被害にあった児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、被害にあった児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を置くなど、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講じること。
- 六 学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とし、第三者による調査や通報者の保護、事実誤認による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。
- 七 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益

な扱いを受けることがないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。

八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

九 児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。

十 児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備すること。

十一 都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

十二 都道府県教育職員免許状再授与審査会等の設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。

十三 データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

十四 教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものであるため、文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を性被害から守るために連携を図り、児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組の実施に万全を期すこと。

右決議する。

【厚生労働委員会】

○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 提供する医療の性質上、勤務する医師が長時間労働となる医療機関を都道府県知事が指定する制度を創設し、当該指定を受けた医療機関の管理者は医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置を講ずることとすること。
- 二 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士について、専門性の活用の観点から、その業務範囲を拡大すること。
- 三 大学が共用する試験に合格した医学生は、臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業をすることができることとするとともに、同試験に合格した者でなければ医師国家試験を受けることができないものとする。歯学生についても、同様の措置を講ずることとすること。
- 四 医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加すること。
- 五 地域医療構想の達成に向けて病床機能の再編に取り組む医療機関を支援する事業を地域医療介護総合確保基金の中に位置付けることとするとともに、国は当該事業に要する経費の財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとする。また、2以上の医療機関の再編の事業に関する計画について、厚生労働大臣が認定する制度を創設すること。
- 六 外来医療の機能の明確化及び連携の推進のため、医療資源を重点的に活用する外来医療について都道府県知事に報告する制度を創設すること。
- 七 持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度の期限を令和5年9月30日までとすること。
- 八 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 医療機関に勤務する医師に対する時間外労働の上限規制の適用に当たっては、大学病院等が地域の医療機関から医師を引き上げることなどにより、地

域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないように、特定労務管理対象機関の指定制度の趣旨を周知徹底するとともに、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行うこと。

二 医師の夜間勤務、特に、第二次救急医療機関や急性期病院における夜間勤務については、通常の勤務時間と同態様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要な旨を周知徹底するとともに、交代制勤務を導入する等により、夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対し、必要な支援を行うこと。

三 医師の労働時間短縮を着実に進めるために、現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及を推進するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、更なるタスクシフトやタスクシェアについて必要な検討を行うこと。

四 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内のマネジメント改革を進めるため、医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対し、労働法制に関する研修・教育を推進すること。

五 医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえ、医療機関が労働法制を遵守しつつ、医師、看護師等の医療従事者確保のために、診療報酬における対応も含め、医療機関への財政支援措置を講ずること。

六 医学部教育と臨床研修を切れ目なくつなぐ観点から、医学部における共用試験の公的化を踏まえ、診療参加型臨床実習に即した技能習得状況を確認するための試験の公的化を含め、医師国家試験の在り方を速やかに検討すること。

七 出産・育児期の女性医師をはじめとする子育て世代の医療従事者が、仕事と、出産・子育てを両立できる働きやすい環境を整備するとともに、就業の継続や復職に向けた支援策等の充実を図ること。

八 地域医療構想については、各地域において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域包括ケアの観点も含めた地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方について検討し、その結果を踏まえつつ、必要な取組を進めること。また、検討に当たっては、地域の様々な設置主体の医療機関の参画を促すこと。

九 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携、

医師の地域間及び診療科間の偏在の是正等に係る調整の在り方その他地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関し必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

- 十 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等に伴い医療機関が厳しい経営状況に置かれていることに鑑み、医療機関の経営状況について速やかに把握し、その状況等を踏まえ、医療機関に対し財政上の支援等必要な措置を講ずること。また、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延した場合等において医療提供体制の確保を図るため、医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置の在り方を検討すること。

○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 後期高齢者医療の窓口負担割合について、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定の所得以上であるものは、2割とするものとする。
- 二 健康保険の傷病手当金について、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間支給することとされているところ、その支給を始めた日から通算して1年6月間支給するものとする。
- 三 任意継続被保険者制度について、健康保険組合の規約で定めるところにより、保険料の算定基礎となる標準報酬月額を被保険者の資格喪失時の標準報酬月額とすることができるものとする。また、任意継続被保険者からの申出による資格喪失を可能とすること。
- 四 育児休業等を取得している者の健康保険等の保険料について、月内に14日以上育児休業等を取得した場合にも当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については、1月を超える育児休業等を取得している場合に限り、保険料を免除するものとする。
- 五 国民健康保険の保険料（税）について、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で負担するものとする。
- 六 保険者は、事業者等に対し被保険者等の健康診断の情報を求めることができるものとするとともに、健康保険組合等が保存する特定健康診査等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等ができるものとする。
- 七 国民健康保険の財政安定化基金について、都道府県は国民健康保険事業費

納付金の著しい上昇の抑制等の国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、取り崩すことができるものとするとともに、都道府県国民健康保険運営方針について、都道府県内の市町村の保険料水準の平準化に関する事項等を記載事項に位置付けるものとする。

八 生活保護制度の医療扶助について、電子資格確認の仕組みを導入するものとする。

九 この法律は、一部を除き、令和4年1月1日から施行すること。

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を延長し、令和9年3月31日又は訴えの提起若しくは和解若しくは調停の申立てを同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日のいずれか遅い日までとすること。

二 社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長すること。

三 政府は、令和9年3月31日までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

四 この法律は、公布の日から施行すること。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）要旨

本案は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 期間を定めて雇用される者にあつては、1歳に満たない子についてする育児休業についてはその養育する子が1歳6か月に達する日、介護休業については開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、労働契約が満了することが明らかでない者に限り、事業主に休業の申出をすることができるものとする。
- 二 事業主は、労働者から、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の申出があつたときは、当該労働者に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないものとする。
- 三 事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備又はその他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置のいずれかの措置を講じなければならないものとする。
- 四 1歳に満たない子についてする育児休業（出生時育児休業を除く。）について、子の出生後8週間の期間内に労働者が当該子を養育するために育児休業をした場合に限らず、分割して2回の育児休業申出をすることができるものとする。
- 五 労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めてする出生時育児休業をすることができるものとし、出生時育児休業は、合計28日を限度として、2回に分割できるものとする。また、事業主は、休業申出をした労働者から休業期間中の就業可能日等の申出があつた場合には、その範囲内で日時を提示し、休業開始前までに当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、就業させることができるものとする。
- 六 常時雇用する労働者の数が1,000人を超える事業主は、毎年少なくとも1回、その雇用する労働者の育児休業の取得状況を公表しなければならないものとする。
- 七 育児休業給付に出生時育児休業給付金を追加し、その額は、休業開始時賃金日額に休業期間の日数を乗じて得た額の100分の67に相当する額とすること。
- 八 この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 男性の育児休業の取得促進については、それが男性の育児・家事参加の機会確保と男女共同参画への意識改革につながることに加え、出産・育児においては、男性も女性も一定期間、職場から離れて育児に専念するということが社会通念上も雇用慣行上も当然のものとして定着させることで、雇用・職業における女性への差別的取扱いがあってはならないし、許されないものであるとの認識の下、これを是正・解消し、真に男女が共に参画できる社会を構築することに寄与する観点で、今後も引き続き前進させるための努力を行うこと。
- 二 男性の育児休業取得率を令和7年において30%に引き上げるという政府目標の実現に向けて、労働者及び事業主の理解の促進、育児休業制度の内容の周知、好事例の普及などに努めること。また、制度内容の周知に当たっては、本法による改正で複雑化した制度が国民によく理解され、もって育児休業の取得が促進されるよう、適切な広報に努めること。
- 三 今回の出生時育児休業は、一定の範囲で特別な枠組みを設けることにより、男性の育児休業取得を促進するための特別な措置であり、男性の育児休業取得がより高い水準になり、この仕組みがなくてもその水準を保つことができるようになった場合には見直すこと。
- 四 今回の制度改正の施行に当たっては、企業の理解を得た上で実施していくことが必要となることから、全ての労働者が育児休業の権利を行使できるよう、小規模事業者であっても活用できるような形で代替要員確保や雇用環境の整備等の措置に対して支援を行うなど、事業主の負担に配慮した制度運営を行うこと。
- 五 事業主はその雇用する労働者に対して出生時育児休業の申出期限を適切に周知するとともに、その申出期限にかかわらず事業主及び労働者双方が早期の休業申出に向けて互いに配慮することが望ましい旨を指針に明記すること。
- 六 育児休業は労働者の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、事業主から労働者に対して就業可能日等の申出を一方的に求めることや、労働者の意に反するような取扱いがなされることのないよう指針に明記するとともに、違反が明らかになった場合には事業主に対して厳正な対処を行うこと。

- 七 出生時育児休業中の就業は、あくまで労働者からの申出が前提となっていることから、それを可能とする労使協定の締結についても、使用者側からの一方的な押しつけにならないよう、労働者側の意向を反映する適正な手続を明らかにし、周知を徹底すること。
- 八 育児休業中の社会保険料免除要件の見直しに関し、労働者が育児休業中に就業した場合には、休業中の就業日数によっては社会保険料の免除が認められなくなり、労働者に想定外の経済的な負担が発生する可能性があることについて周知徹底すること。
- 九 選択肢の中からいずれかの措置を講じなければならないとされている雇用環境の整備については、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいことについて、事業主の理解を得るよう努めること。また、研修については、労働者のみでなく、事業主に対しても行われるような方策を検討し、労働者が安心して希望する期間の育児休業を取得することのできる職場風土の醸成を図ること。
- 十 育児休業等の制度への理解不足により、労働者の権利行使が妨げられることのないよう、事業主が妊娠・出産の申出をした労働者に対して、育児休業制度のみでなく、休業の申出先や休業中の所得保障などについても知らせることとするなど、育児休業の取得に対して実効ある措置を講ずること。
- 十一 育児休業の取得意向の確認等において、労働者に対し取得を控えさせるような取扱いが行われないよう運用を徹底するとともに、違反が明らかになった場合には事業主に対して厳正な対処を行うこと。
- 十二 常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主に義務付ける育児休業の取得状況の公表に際しては、育児休業取得期間についても、その公表の促進を図る方策について検討すること。
- 十三 上場企業等については、有価証券報告書などの企業公表文書等への育児休業取得率の記載を促すこと。
- 十四 雇用均等基本調査における育児休業取得期間の調査及び公表については、取得状況を的確に把握し、もって今後の育児休業制度の在り方の検討に資するため、その頻度及び調査項目について必要な見直しを行うこと。
- 十五 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件の緩和について、労使双方の理解不足等により対象となる有期雇用労働者の権利行使が妨げられることのないよう、その趣旨を周知徹底すること。また、雇用の継続のために育児休業及び介護休業の取得を希望する有期雇用労働者が確実に取得でき

るよう、引き続き更なる環境整備に努めるとともに、今回の改正後の施行状況について検証を行い、必要な検討を行うこと。加えて、臨床研修医や専門医を目指す医師など、勤務先を短期間で移らざるを得ない者が育児休業を取得しやすくなるよう必要な方策を検討すること。

十六 派遣労働者については、派遣契約の違いによる育児休業及び介護休業の取得状況の実態把握を行い、取得促進に向けた運用の改善と具体的な促進策を検討すること。

十七 新型コロナウイルス感染症による雇用保険財政への影響を踏まえ、財政運営の安定確保策について早急に検討するとともに、雇用保険の国庫負担については雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、雇用保険法附則第15条の規定に基づき、安定した財源を確保した上で同法附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止すること。

十八 本法附則の規定に基づく検討においては、出生時育児休業等の取得期間、出生時育児休業中の就業、育児休業の分割取得、有期雇用労働者の育児休業等の取得の状況等について詳細な調査を行うとともに、その結果を広く公表すること。

十九 女性の就業継続を促進するためには男性の育児・家事への参画を促す必要があることから、自治体を実施する両親学級、父親学級等については、より男性が参加しやすく、産後の育児・家事について学ぶものとなるよう、必要な支援を行うこと。

二十 育児休業取得促進に向けた事業主の積極的な取組を推進するため、両立支援等助成金の更なる拡充など、効果的なインセンティブの在り方について検討すること。

二十一 同性カップルに対する育児休業、介護休業等の適用について、関連制度における取扱いも踏まえつつ、必要な対応の検討を行うこと。

二十二 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けて、事業主に対して雇用管理上の措置の徹底を図るとともに、制度を利用していない労働者に対するパワーハラスメント対策についても徹底を図ること。

二十三 働きながら安心して育児が行えるようにするという観点から、ひとり親世帯など、子育て世帯の多様化も踏まえつつ、本法附則の規定に基づく検討を行うこと。

二十四 育児休業は子の養育のための休業であることから、子の養育という目的を果たせないような形で育児休業中に請負で働くことは育児休業の趣旨に

そぐわないものであることについて、適切に周知すること。

○令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、給付金として支給を受けた金銭の差押えを禁止する措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（馳浩君外7名提出、衆法第23号）要旨

本案は、我が国が強制労働の廃止に関する条約（第105号）を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国家公務員法等に規定する政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役刑を禁錮刑に改めること。
- 二 船員法等に規定する業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律の手段としての懲役刑を禁錮刑に改めること。
- 三 国家公務員法等に規定する争議行為のあおり等に係る罰則としての懲役刑を禁錮刑に改めること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第28号）要旨

本案は、建設アスベスト訴訟の最高裁判決等において、国の規制権限不行使の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るため、給付金等の支給に関し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「特定石綿ばく露建設業務」とは、日本国内において行われた石綿にさらされる建設業務のうち、石綿の吹付けの作業に係る業務

(昭和47年10月1日から昭和50年9月30日までの間に行われたものに限る。)及び屋内作業場であって厚生労働省令で定めるものにおいて行われた作業に係る業務(昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に行われたものに限る。)をいうこと。

二 国は、特定石綿ばく露建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかった労働者、一人親方等又はその遺族であって認定を受けた者に対し、次に掲げる区分に応じた額の給付金を支給するとともに、新たに2から7までのいずれかに至った場合には、既に受けた給付金との差額の追加給付金を支給すること。

- 1 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者 550万円
- 2 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者 700万円
- 3 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者 800万円
- 4 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者 950万円
- 5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4又は良性石綿胸水である者 1,150万円
- 6 1及び3により死亡した者 1,200万円
- 7 2、4及び5により死亡した者 1,300万円

三 厚生労働大臣は、給付金等の支給を受けようとする者の請求を受けたときは、特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会に審査を求め、その審査結果に基づき、支給を受ける権利の認定を行うものとする。

四 厚生労働大臣は、給付金等の支払に関する事務を独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)に委託することができること。機構は、給付金等支払業務に要する費用に充てるために基金を設け、基金は、政府から交付された資金をもって充てるものとする。

五 国は、国以外の者による損害賠償その他補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第33号)要旨

本案は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図ると

ともにこれらの者の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができること。
- 二 認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人が行うことができる共済事業は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等のほか、これらの者の労働災害等以外の災害を対象とすること。
- 三 行政庁は、認可の申請者に関して、一定の欠格事由に該当しないこと、共済事業を的確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有すること、労働災害等防止事業を行うこと、社員等の関係者や営利事業を営む者等に対し特別の利益を与えないこと、役員報酬等について支給基準を定め公表していること等の基準に適合すると認めるときは、認可すること。
- 四 行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求め、立入検査を行うことができることとし、業務停止、認可取消し等の監督上必要な措置をとることができること。
- 五 共済団体の社員等又は共済代理店等のほか、何人も共済募集を行ってはならないこととし、銀行等は共済代理店の届出を行って共済募集を行うことができること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第34号）要旨

本案は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為をいい、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（原則として18歳未満の

- 者及び18歳以上の高校生等をいう。)をいうこと。
- 二 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないこと等の基本理念を定めること。
 - 三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する国、地方公共団体、保育所の設置者等及び学校の設置者の責務を規定すること。
 - 四 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。
 - 五 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策として、保育を行う体制の拡充等、教育を行う体制の拡充等、日常生活における支援、相談体制の整備及び情報の共有の促進について定めること。
 - 六 都道府県知事は、医療的ケア児及びその家族等の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言等の支援を行う等の業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うことができることとするとともに、当該業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、医療的ケア児及びその家族等がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。
 - 七 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、広報啓発、人材の確保及び研究開発等の推進について定めること。
 - 八 この法律の規定については、法施行後3年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。また、政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策及び災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - 九 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

<委員会決議>

○中小事業主等の労働災害等に関する共済制度の確立等に関する件

政府は、中小事業主等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主等の労働災害等について共済団体による共済制度を確立するに当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 共済事業への参入等の規制その他の共済制度の確立に当たっては、かつて

利用者保護の強化を旨として保険業法が改正された経緯を踏まえ、悪質な業者や低水準な業者の参入を防ぎ、また、適切な審査、検査及び監督を行うこと。その際、審査等を行う行政庁が関係する行政庁と適切に連携するようにすること。

二 共済制度に関する政省令を定めるに当たっては、保険業法における契約者保護を図るための規制を参考とし、適切に共済契約者保護が図られるようにすること。特に、銀行等の共済募集に関しては、共済の趣旨を踏まえた弊害を防止するための措置について、適切に規定すること。その際、政省令の制定等に当たる行政庁が関係する行政庁と適切に連携するようにすること。

三 中小事業主の範囲については、共済の趣旨を踏まえ、いたずらに拡大することのないようにすること。

四 「労働災害等以外の災害に係る共済事業」の範囲については、適切に周知を行うこと。

五 平成17年の保険業法改正の際に付された検討の期限を経過しているにもかかわらず、共済事業の移行等に関する経過措置が繰り返し延長されてきた経緯があることから、社会経済状況や利用者ニーズの変化等を踏まえつつ、少額短期保険業者の保険金限度額や事業規模の見直しを含め保険業法の改正について引き続き検討を行うこと。

右決議する。

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する件

政府は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 医療的ケア児が成人となった後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることも重要であることに鑑み、地方公共団体や医療的ケア児支援センターが医療的ケア児の成人期への移行に際して行う支援について万全を期すこと。

二 医療的ケア児支援センターに関し、次に掲げる措置を講ずること。

1 医療的ケア児支援センターが、医療的ケア児及びその家族のニーズに応じた支援を行う機関や団体との連絡調整を行うことを含め、医療的ケア児及びその家族からの相談を受けることを業務とする機関であることについての広報を行うこと。

2 医療的ケア児等コーディネーターを中核として医療、保健、福祉、教育、

労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体をネットワーク化して相互の連携を促進するとともに、都道府県内の医療的ケア児に関連する情報が医療的ケア児支援センターに集約され、関係機関等の相互の連携の中で適切に活用されるようにすることにより医療的ケア児支援センターが専門性の高い事案に係る相談支援を行うことができるようにするため必要な支援を行うこと。

3 都道府県内の医療的ケア児の数等に応じて複数の医療的ケア児支援センターが設置されるようにする等、医療的ケア児及びその家族に対して適切な支援を行うことができる体制を確保するために必要な支援を行うこと。

三 本法が保育所の設置者、学校の設置者等に看護師等を配置するよう求めていることに関し、現在、看護師等が常時配置されていない保育所、学校等に通園・通学している医療的ケア児について、本法の施行後、当該保育所、学校等に看護師等が常時配置されていないことが当該児童の通園・通学の妨げとなることのないよう、本法の趣旨について必要な周知を行うこと。

四 本法の定義規定において、「「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされたことに伴い、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲が変更されたかのような誤解を招くことがないよう、適切に周知を行うこと。

右決議する。

【農林水産委員会】

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第33号) 要旨

本案は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和12年度までの間における森林の間伐等（以下「特定間伐等」という。）の実施を促進するため、市町村が新たに同年度までの間における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成すること等ができるようにするとともに、特定母樹から育成された苗木の植栽（以下「特定植栽」という。）を行う事業に関する計画（以下「特定植栽事業計画」という。）の認定について定め、当該認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間に関する特例措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本指針及び基本方針の見直し

- 1 農林水産大臣が特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針に定める事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域の基準及び当該区域における特定植栽を行う事業の実施に関する基本的な事項を加えるものとする。
- 2 都道府県知事が特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針等（以下「基本方針」という。）に定めることができる事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域、当該区域における特定植栽を行う事業の実施方法及び実施の促進のための方策に関する事項を加えるものとする。

二 特定間伐等の支援措置の延長

特定間伐等促進計画を作成した市町村に対する交付金の交付、当該計画に基づく間伐等の実施又は助成について地方公共団体の支出する経費に係る地方債の起債の特例、特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例等の支援措置を令和12年度まで引き続き講ずるものとする。

三 都道府県知事による特定植栽事業計画の認定制度の創設

一の2の基本方針に即して、特定植栽事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講ずるものとする。

四 罰則

認定を受けた特定植栽を行う事業者が当該特定植栽事業計画に記載された事項に従っていない場合において、市町村の長による命令に違反したときは、100万円以下の罰金に処するものとする。

五 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することは極めて重要である。

また、パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現のためにも、引き続き、間伐や再造林等の森林整備を通じて、森林吸収量の最大化を図っていくことが極めて重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 再造林をはじめ、間伐等の森林施業による森林吸収源対策を着実に進めるため、森林整備事業に係る予算の確保及び支援措置を拡充すること。
- 二 特定母樹の増殖に当たっては、遺伝的多様性に十分配慮すること。また、増殖した特定母樹から採取される種穂の配布に当たっては、地域の苗木生産者が広く利用できるようにすること。
- 三 再造林に当たっては、適地適木を原則とすること。また、特定苗木を用いた植栽については、地域の実情も踏まえつつ、区域指定や施業の基準となる考え方を国として示すこと。
- 四 未更新地の解消を図るため、再造林に係る省力化・効率化、苗木供給量の拡大、苗木生産者の支援に係る施策を拡充すること。
- 五 森林資源の循環利用の確立に向け、林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、賃金・労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策を強化すること。
- 六 2050年カーボンニュートラルに向けて、木材の利用拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果を最大化するため、本法の措置に加え、CLTや耐火部材等の活用により、公共建築物のみならず民間の非住宅建築物の木造化・木質化を進めるとともに、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。

七 国有林野事業においても、国有林の一元的な管理経営の下、再造林、間伐等の森林整備が着実に推進されるよう、適正な人員等の確保、人材の育成、技術の継承等に努めること。

八 台風等の自然災害による森林被害や山地災害が頻発している現状に鑑み、災害からの復旧を迅速化し、今後の災害発生を予防する観点から、間伐をはじめとする適切な森林整備を推進するとともに、災害発生リスクの増大を踏まえた治山対策を強化すること。

右決議する。

○農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るため、農業法人投資育成事業の対象となる法人として、林業又は漁業を営む法人、食品産業の事業者等を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名及び目的

題名を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」とし、目的を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業及び食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与すること」とすること。

二 農業法人投資育成事業の対象法人の追加

農業法人投資育成事業について、その対象として、農業法人に加えて、林業を営む法人、漁業を営む法人、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる役務の提供を営む食品産業の事業者、農林水産物の生産又は食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動を行う法人等を追加することとし、事業名を「農林漁業法人等投資育成事業」へと変更すること。

三 外国法人である農林漁業法人等への投資を行う場合における事業計画の承認要件の追加及び投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

外国法人である農林漁業法人等への投資を行おうとする株式会社又は投資事業有限責任組合については、農林漁業法人等投資育成事業の事業計画に当

該外国法人が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人と我が国の農林漁業等の事業者との関連性を記載するものとし、その内容が農林水産大臣が定める基準に照らして適切である場合に当該事業計画を承認するものとする。また、当該承認を受けた投資事業有限責任組合が行う投資（当該投資の対象とする外国法人について、農林水産大臣の確認を受けた場合に限る。）については、投資事業有限責任組合契約に関する法律による海外投資割合に対する規制の対象外とすること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

農林水産物・食品の輸出の促進、スマート農林水産業の進展等、農林漁業及び食品産業を取り巻く諸情勢の変化に対処し、その持続的な発展に向けては、家族農業経営発展の支援及び農業経営の法人化を引き続き推進するとともに、農林漁業の生産現場から、輸出、製造、加工、流通、小売、外食等に至るフードバリューチェーン全体への資金供給の促進を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 改正後の農林漁業法人等投資育成事業の投資対象が現行よりも大幅に追加・拡大される前提として、我が国の農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営が中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上がその持続的な発展に必要な不可欠であることを十分認識し、政府主導で設立した株式会社農林漁業成長産業化支援機構の反省も踏まえた上で、本法に基づく民間の資金供給を促進する制度を適切に運用すること。
- 二 農林漁業法人等に対する投資育成事業の実施に当たっては、出資、融資等の資金調達に係る利用者の自主的な判断を尊重した上で、農林漁業法人等が本制度による出資を活用する際に、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の実施、六次産業化の推進等、農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与するための幅広い施策との連携が可能となるよう、丁寧な制度の説明及び周知を図ること。
- 三 外国法人への投資割合規制を緩和する改正後の法第12条の運用等、外国法

人に対する投資育成事業の実施に当たっては、国内における投資以上に投資リスクが懸念されることを踏まえて、投資主体に対する適切な指導・監督を行う体制を確保する観点から事業計画の承認に係る基準等を定めるとともに、当該投資リスクの低減に万全を期すこと。

右決議する。

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 畜舎建築利用計画の認定等

- 1 畜舎等の利用の方法について、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして省令で定める基準（以下「利用基準」という。）に従って利用し、及び畜舎等の敷地、構造及び建築設備について、利用基準に適合する利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと等の要件を満たすために必要なものとして省令で定める基準（以下「技術基準」という。）に適合するように建築等をしようとする者は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、1の申請に係る畜舎建築利用計画が技術基準及び利用基準等に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 一定規模以下の畜舎等は、畜舎建築利用計画のうち構造等に係る部分の作成及び当該部分に係る1の認定は要しないものとする。
- 4 1の認定を受けた畜舎等（以下「認定畜舎等」という。）の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならないものとし、1の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならないものとする。
- 5 認定畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しないものとする。

二 認定計画実施者の監督等

- 1 認定計画実施者は、認定畜舎等の利用の状況について、定期的に都道府

県知事に報告しなければならないものとする。

- 2 認定計画実施者等が一の4に違反している場合は、都道府県知事は、違反是正のため必要な措置をとることができるものとする。
- 3 認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、一の1の認定は、その効力を失うものとし、都道府県知事は、認定計画実施者が偽りその他不正の手段により一の1の認定等を受けたとき等の場合は、その認定を取り消すことができるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

我が国の畜産・酪農経営は、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取組の成果として、乳用牛、肉用繁殖雌牛の飼養頭数が増加に転じる一方、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、さらには、我が国の畜産・酪農経営は、国際的な競争に直面している。そのため、中小・家族経営を中心とする国内生産者を着実に支えていく必要がある。

畜産・酪農経営を維持・発展させるためには、生産基盤及び国際競争力の強化が喫緊の課題であり、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組を推進するため、畜産業の経営実態に合った畜舎等の建築等をできるように措置し、畜舎等の建築に係る負担を軽減することが急務である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 技術基準、利用基準を定める主務省令の制定に当たっては、畜産農家はもとより、建築士をはじめとする専門家の意見を十分に踏まえ、関係者の十分な理解と納得を得た上で各基準を策定すること。また、畜舎建築利用計画の作成・申請においては、手続きが煩雑なものとならないよう留意すること。
- 二 畜産農家の畜舎等の建築を含めた総合的な経営判断に資するため、本法律案に基づく新制度による畜舎等の建築の経済的な優位性が明らかとなる事例等を畜種ごと等きめ細かく示すこと。また、建築に係る負担が低減された場合においても、財政支援を含め各支援策の削減は行わないこと。
- 三 家畜の能力が引き出され、家畜が健康になり、生産性の向上や畜産物の安全につながるアニマルウェルフェアに配慮した家畜の管理の普及促進のため

の指導、支援を充実させること。

四 常に地域・現場の声に耳を傾け、生産基盤・国際競争力の強化に資する畜産クラスター事業等の施策を的確に実施すること。

右決議する。

○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

要旨

本案は、金融システムの安定に係る国際的な基準に対応するため、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合における農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置として、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）による同金庫に対する業務遂行等の監視、資金の貸付け及び優先出資の引受け等の措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定
主務大臣は、農林中央金庫について、機構による資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行うことができるものとする。

二 農林中央金庫に対する機構による監視等

1 主務大臣は、特定認定を行ったときは、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の際の機構による監視をされる者として指定し、必要な措置を命ずることができるものとする。

2 1の指定があった場合、機構は、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等の解任及び選任を行うことができるものとするとともに、同金庫の会員である農水産業協同組合による債権の回収等により、同金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該組合に対し、債権者としての権利を行使しないことの要請をしなければならないものとする。

3 1の指定があった場合、主務大臣は、農林中央金庫に対し破産手続開始等の申立てが行われたときは、裁判所に対し、その決定時期等について意見を述べるものとする。

三 農林中央金庫に対する資金の貸付け及び優先出資の引受け等

1 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から資金の貸付け等の申込みを受

けた場合、必要があると認めるときは、当該貸付け等を行う旨の決定をすることができるものとする。

2 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から優先出資の引受け等の申込みを受けた場合、主務大臣に対し、当該引受け等を行うかどうかの決定を求め、主務大臣は、同金庫の経営の合理化のための方策の実行が見込まれる等の場合に、当該引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、農林中央金庫又は会員である農水産業協同組合が納付すべき特定負担金に係る決定を行い、政府は、特定負担金のみで賄う場合に金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあるときに限り、補助することができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、有明海及び八代海等の海域において赤潮や貧酸素水塊の発生が続き、水産資源が回復するに至っていないこと等に鑑み、港湾又は漁港における汚泥等の堆積を排除するために行う事業及び漁場における特定の漁港漁場整備事業に係る経費に対する国の補助の割合の特例並びにこれらの事業に係る経費に関する地方債の特例について定めるとともに、国及び地方公共団体による海岸漂着物の処理並びに有明海・八代海等総合調査評価委員会による所掌事務の遂行の状況の公表について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国の補助の割合の特例等

1 国の補助の割合の特例

県計画に基づいて令和3年度から令和13年度までの各年度において地方公共団体が行う次の事業に係る経費については、国は、次の割合により補助するものとする。

(一) 港湾又は漁港における汚泥等のしゅんせつ事業 2分の1

(二) 関係県が行う漁場における特定の漁港漁場整備事業のうち、その事業に係る経費の総額が政令で定める額以上のもの 関係県ごとに2分の1に引上率を乗じて算定した割合

(三) 漁場における特定の漁港漁場整備事業のうち、(二)以外の事業 2分の1

1

2 地方債の特例

県計画に基づいて地方公共団体が行う1の(一)から(三)までの事業の経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

二 海岸漂着物の処理

国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、海岸漂着物の処理に努めなければならないものとする。

三 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況の公表

有明海・八代海等総合調査評価委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。

四 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行すること。

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るため、対象鳥獣の捕獲等の強化、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充、人材育成の充実強化並びに銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 対象鳥獣の捕獲等の強化

1 市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置を拡充するとともに、国は、市町村長の要請を受けた都道府県知事が行う調査及び措置に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 市町村長は、鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。

二 捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充

1 国及び地方公共団体が講ずる捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理を図るための措置として、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供を明記すること。

2 捕獲等をした対象鳥獣の利用方法として、愛玩動物用飼料又は皮革とし

ての利用を明記するとともに、国が連携の強化に必要な施策を講ずる関係者として、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工、流通又は販売を行う事業者を明記すること。

三 人材育成の充実強化

国及び地方公共団体が育成を図る被害の防止に寄与する人材として、鳥獣の捕獲等について専門的な知識経験を有する者を明記するとともに、人材の育成のための措置として、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施を例示すること。

四 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の免除措置について、その期限を令和9年4月15日まで延長すること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第30号）要旨

本案は、脱炭素社会の実現に向けて、建築物等における木材の利用の一層の促進を図るため、木材の利用の促進に関する基本理念を定め、基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置の拡充等をするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名及び目的の改正

題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改めるとともに、目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加するものとする。

二 基本理念の新設

木材の利用の促進は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られること、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られること、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されること及び地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならないものとする。

ること。

三 林業及び木材産業の事業者の努力

林業及び木材産業の事業者は、二の基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

四 基本方針等の対象の拡大

基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するものとする。

五 建築物における木材利用促進のための協定制度の創設

1 国又は地方公共団体及び事業者等は、事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想及び国又は地方公共団体による当該構想の達成に資するための支援に関する事項を定めた協定を締結することができるものとする。

2 国は、1の協定に係る構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、必要な支援を行うものとし、地方公共団体は、国の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

六 木材利用促進本部の設置

農林水産省に、特別の機関として木材利用促進本部を置くものとし、同本部は、基本方針の策定及び木材の利用の促進に関する施策の実施の推進等に関する事務をつかさどるものとする。

七 施行期日

この法律は、令和3年10月1日から施行するものとする。

<委員会決議>

○有明海及び八代海等の再生に関する件

国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫である有明海及び八代海等を豊かな海として再生するため、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業振興に関する取組が行われてきた。しかしながら、その再生は道半ばであり、今後も引き続き、有明海及び八代海等における漁業振興に関する施策を強力的に推進する必要がある。

よって、政府は、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 有明海及び八代海等の海域環境の保全及び改善のため、赤潮や貧酸素水塊の被害防止対策、近年頻発する豪雨等に伴い発生する海岸漂着物等の除去及び処理のための十分な予算を確保し、地方公共団体と協力して取組を推進すること。
 - 二 有明海及び八代海等における漁場生産力の増進、水産動植物の増殖及び養殖の取組を支援し、同海域における水産資源の回復と持続的な利用を確保し、漁業振興に関する取組を着実に進め加速化すること。その際、指定地域内の状況の違いに十分配慮すること。
 - 三 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況の公表に当たっては、有明海及び八代海等における環境等の変化の原因・要因、再生の方策が分かりやすいものとなるよう十分に配慮すること。また、国及び関係県が行う調査の内容については、地域や季節によって状況が大きく異なる同海域の特性を十分に踏まえ、きめ細かな分析を行うこと。
- 右決議する。

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となっている。

よって、政府は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の拡充に当たっては、鳥獣被害対策実施隊の更なる設置数の増加を図るとともに、狩猟者の実施隊員への移行・加入の促進等、必要な措置を的確に講じること。また、実施隊における多様な人材の活用への配慮に当たっては、実施隊の活動と連携して農業者や農林業団体が積極的かつ効果的に被害防止施策に取り組む優良事例がみられる実情等を十分に踏まえるよう、市町村に対し周知徹底を図ること。
- 二 都道府県が広域的な捕獲活動を実施するに当たっては、改正後の法第7条の2等に規定する「被害の防止に関し必要な措置」として、個体数調整のための捕獲等を行うことができることを十分に認識するよう、都道府県に対し適切に指導・助言を行うこと。

- 三 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する調査については、鳥獣の個体数等の正確な把握に努め、その調査結果に基づき、農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数等の目標水準を設定するとともに、実績について正確な分析及び検証を行う等、効果的かつ効率的な運用を行うこと。その際、人獣共通感染症対策の観点にも留意し、必要な措置を講じること。
- 四 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用の促進に当たっては、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用促進と併せて、動物園での飼料としての利用、油脂や骨の加工製品化等、幅広く多様な利用の在り方について引き続き検討し、その促進のために必要な措置を講じること。その際、一層の利用拡大を図るためには、捕獲から処理、加工、流通又は販売を行う事業者等からなる、強固で持続的な流通ネットワークによる安定供給が重要であることを認識し、その環境整備のために必要な支援を行うこと。
- 五 安全・安心なジビエの提供に向けた野生鳥獣肉の衛生管理に当たっては、平成30年5月に制定された国産ジビエ認証制度の趣旨及び目的を踏まえて、同制度の普及促進を図るとともに、認証に取り組む事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。また、衛生管理の基準等については、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等に係る最新の家畜防疫対策の状況を踏まえるとともに、人獣共通感染症予防の観点にも留意し、適宜、適切な見直しを検討すること。
- 六 東日本大震災から10年余が経過するに至っても、未だに鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となっている地域があることに鑑み、平成28年改正で設置された鳥獣被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。
- 七 鳥獣の捕獲等を推進する一方で、動物愛護やアニマルウェルフェアの観点及び国際的なOIEコードの関連条項等に留意し、保護すべき動物の錯誤捕獲の防止策、捕獲鳥獣の適切な処理方法の在り方等について、厳格な指導・監督を行うとともに、必要に応じて運用マニュアルの見直し等の検討を行うこと。
- 八 被害防止施策の実施に当たっては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害等、鳥獣に係る二次的な被害状況を踏まえ一体的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 九 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を的確に実施するとともに、猟銃に係る技能向上

及び安全確保が確実に図られるよう、地域の実情に即した射撃場の整備及び適切な配置等、必要な措置を講じること。

右決議する。

○建築物等における木材の利用の促進に関する件

木材の利用を促進することが森林の有する多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置を講ずること等により、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資することは極めて重要である。

よって、政府は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 木材の利用の促進による森林資源の循環利用の確立に向けて、確実な再造林をはじめ、森林の適正な整備が図られるよう、森林整備事業に係る予算の確保及び支援措置を拡充すること。また、木材の利用の促進・確保を通じた山元への一層の利益還元を推進するとともに、内外における木材の需給状況を踏まえ、建築用木材の安定的な供給体制の構築に努めること。
- 二 木材の適切な供給及び林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、人材の育成・確保が喫緊の課題となっていることに鑑み、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の更なる強化を図ること。
- 三 持続可能な社会の実現に向けて、木材の利用の拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果の最大化により2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、循環型社会の形成、自然との共生等を統合的に推進するため、本法の措置に加え、建築物等における木材の利用の促進のみならず、公共土木分野での木材の利用の促進、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。

右決議する。

【経済産業委員会】

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 産業競争力強化法の一部改正

- 1 グリーン社会への転換のため、カーボンニュートラル実現に向けた計画の認定制度を創設し、各種支援措置を講ずること。
- 2 デジタル化への対応のため、デジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーションに関する計画の認定制度を創設し、各種支援措置を講ずること。
- 3 新たな日常に向けた事業再構築のため、企業の事業再構築等に関する計画の認定制度を創設し、各種支援措置を講ずること。

二 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 中小企業の事業・規模の拡大を促進するため、新たな支援対象類型を創設すること。
- 2 中小企業の経営資源の集約化のため、各種支援措置を講ずること。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

中小企業の事業・規模の拡大を促進するため、新たな支援対象類型を創設すること。

四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

事業承継が困難となっている中小企業が所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を短縮する特例を措置すること。

五 下請中小企業振興法の一部改正

下請中小企業振興法の対象として役務を構成する行為を追加すること。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

経営の革新を行う事業者等に対する助成等の業務を独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として追加すること。

七 生産性向上特別措置法の廃止

令和3年6月に廃止期限を迎える生産性向上特別措置法を廃止すること。

八 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国が国際的に遜色なくカーボンニュートラルの実現及びデジタルトランスフォーメーションを進めることができるよう、今回追加される支援措置の他にも様々な政策手段を総合的に活用し、官民の投資の一層の促進を通して目標達成を可能とする方策について、更に検討を進めること。
- 二 カーボンニュートラル及びデジタルトランスフォーメーション等の先進分野において我が国が国際競争力を失うことなく、コロナ後の事業再構築を迅速に進めることができるよう、今回措置される新たな計画認定制度の運用に当たっては、迅速かつ効率的な事業者支援に努めること。
- 三 新たな計画認定制度を含む多数の計画認定制度を通じた事業者支援については、時代状況への適合性や利用者の利便性、その政策効果等の観点からその在り方を不断に検証し、我が国の産業競争力の強化のため真に実効性のある制度となるよう、引き続き整理統合等について検討を行うこと。
- 四 中小企業に関する制度改革に当たっては、中堅企業への成長を図る企業への支援だけでなく、中小企業にとどまらざるを得ない事業者や地域に根差した小規模事業者が切り捨てられることなく、また従業員の適切な賃金水準が確保されるよう、必要な予算措置も含め、引き続き十分な支援措置を講じること。
- 五 中小企業・小規模事業者であっても新たな計画認定制度を負担感なく利用することができるよう、認定支援機関による支援や周知の徹底、手数料の適正化等の必要な措置について検討すること。
- 六 我が国のイノベーション促進に向けて、産業革新投資機構の機能強化も含め、ベンチャー企業への投資拡大に目標を持って取り組むとともに、ベンチャー企業支援策の一層の充実を図ること。
- 七 相対的に立場の弱い中小企業・小規模事業者及びフリーランスの労働者等の権利が不当に侵害されること等がないよう、引き続き、その地位の向上、適切な労働環境及び公正な取引環境の整備に向けた検討を進めること。
- 八 下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度の運用に当たっては、自由かつ公正な取引機会が確保されるよう、認定事業者による取引の公平性や透明性の確保に努めること。
- 九 債権譲渡における情報システムを利用した第三者対抗要件の特例の運用に

当たっては、債権譲渡通知を受けた債務者による新旧両債権者に対する二重払いの危険を防止するとともに、詐欺等の犯罪行為の手段として利用されることにより善意の者に不測の損害を与えることのないよう、認定対象となる情報システムに係る厳格なセキュリティ要件等の設定、二重払いの事前防止措置及び過誤払い発生時の返金の確保に向けた対策の検討、当該情報システムを利用する者全てに対する本制度の周知及び注意喚起の徹底を通じた悪用防止、運用状況の継続的な監視等による利用者保護のための有効かつ適切な措置を講じるとともに、その実効性について不断に検証し、適時適切に見直すものとする。

- 十 本改正案の条文等に多数の誤りがあったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう再発防止策を徹底すること。

○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上を図るため、手続期間の徒過により消滅した特許権等の回復要件の緩和、特許審判等での口頭審理を映像及び音声の送受信により行う方法の導入、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特許権等の回復要件の緩和

手続期間の徒過により消滅した特許権等の回復要件を緩和するものとする。

二 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の創設

特許権侵害訴訟等において、当事者の申立てにより、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般の第三者に対してその審理に必要な事項について、意見を求めることができ、当該意見を当事者が証拠に活用できる制度を創設すること。

三 審判等の口頭審理等の手続の見直し

審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭審理等の手続を行うことができるものとする。

四 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

特許権の放棄及び訂正審判の請求において、通常実施権者の承諾を不要と

すること。

五 特許料等の改定

特許料等について、上限額を法定し、具体的な金額を政令で定めること。

六 意匠の実施及び商標の使用の定義の見直し

意匠の実施及び商標の使用の定義に定める輸入に、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含むものとする。

七 予納の見直し

特許料等又は手数料の予納について、特許印紙ではなく現金をもってしなければならないとすること。

八 弁理士制度の見直し

弁理士に係る法人制度の見直し及び弁理士業務の追加を行うこと。

九 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 特許審判等におけるウェブ会議システムを利用した口頭審理の実施に当たっては、公開主義、直接主義の原則及び口頭によることの意義を維持し、審判の公正を担保するとともに、個人情報や企業秘密等が不当に漏えいすることのないよう、公開の在り方等について十分に検討を行い、適切な措置を講じること。
- 二 特許権等の放棄及び訂正審判等における通常実施権者の承諾を不要とすることにより、いわゆる独占的通常実施権者に不測の損害が生じること等がないよう、権利関係の実情を踏まえ制度の周知徹底等適切な措置を講じること。
- 三 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入に当たっては、第三者から多様な意見が幅広く得られ、第三者が容易に意見を寄せることを可能とするとともに、提出された意見を両当事者が公平かつ有効に利用でき、裁判所の公正な判断に資する制度となるよう、必要に応じて措置を検討すること。
- 四 海外からの模倣品の流入に対する規制の強化に当たっては、税関の事務負担の増大にも配慮し、実効性ある取締りが可能となるよう適切な体制を整備するとともに、善意の個人に不測の損害を与えることがないよう留意すること。

- 五 政令による特許料等の具体的な決定に当たっては、知的財産権の保護及び利用を図ることにより産業の発達に寄与することを目的とする知的財産関連法の趣旨に沿った適切な料金が設定されるよう、十分に検討を行うとともに、中小企業等を対象とする減免制度の在り方についても、その実情等を踏まえて公正かつ適切な運用がなされるよう努めること。
- 六 我が国の農林水産事業における国内外知的財産権の創出・保護・活用の推進は、昨今とみにその重要性を増しているところ、農林水産事業者と弁理士とのタイムリーな相談機会の確保・促進を図るため、関係省庁及びその地方機関等においては、農林水産事業者のための相談窓口を設けることを検討すること。
- 七 植物の新品種や地理的表示の保護に関する相談業務を弁理士の業務として追加するに当たっては、農林水産事業者等の利用者の利便性向上及び関係法令遵守の観点から、相談内容に応じて行政書士等他の専門家や各地方における農林水産関連事業者団体、農林水産関連研究機関等との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。
- 八 いわゆる懲罰的損害賠償制度や特許紛争の早期解決、また中国をはじめとする他国の出願件数が増大している状況に応じた効率的な審査の在り方等、我が国の知的財産制度が状況の変化に対応した適切なものとなるよう、諸外国や裁判例の動向も注視しつつ引き続き検討すること。

○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（令和3年4月6日閣議決定）に基づき、令和3年4月14日から令和5年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措

置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、これらの会社に対する助成金の交付に係る業務の期限の延長及び出資に係る業務の追加等のこれらの会社への支援措置を拡充すること等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化

- 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）の経営安定基金の一定の運用益を確保するため、旅客会社から経営安定基金の一部を長期借入金として借り入れ、当該借入金の利子を支払うこと。
- 2 機構は、令和13年3月31日までの間、次の業務を行うことができること。
 - (一) 旅客会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」と総称する。）等に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。
 - (二) 会社に対し、当該会社の生産性向上に資する施設等の整備及び管理に必要な資金を出資すること。
 - (三) 会社に対する無利子貸付債権を当該会社の新規発行株式と交換すること。
- 3 機構は、青函トンネル及び本州四国連絡橋の鉄道施設の改修に要する費用を負担することができること。
- 4 機構は、会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付を行う金融機関に対し、当該貸付に係る利子補給金を支給することができること。
- 5 機構は、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道から承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものを取得し、当該土地の処分等を行うことができること。
- 6 会社は、2の(二)及び(三)の出資を受ける場合は、会社法の規定にかかわらず、当該出資された額の2分の1を超える額を資本金として計上しないことができること。

- 二 機構は、日本貨物鉄道株式会社に交付する貨物調整金に充てるため、特例業務勘定から建設勘定への繰入を令和13年3月31日まで延長すること。
- 三 新幹線鉄道の工事が遅延したことに起因して生じた事態に対処するため、機構から並行在来線会社への出資に関する規定を整理すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 JR北海道、JR四国及びJR貨物への税制面も含めた支援の実施に当たっては、安全運行の基礎となる人材の確保・育成並びに賃金及び労働時間等の労働条件の改善にも配慮し、将来像の明確化とその実現に必要な支援を行い、経営自立が実現できるよう万全を期すこと。なお、「二島特例」や「承継特例」などの税制特例措置をはじめとする既存の経営支援スキームについては、経営自立を果たすまでの間、現行水準の維持に努めること。
- 二 経営安定基金については、長期にわたる低金利により当初想定していた効果が十分に発揮できていないことから、経済・社会情勢の変化に応じた実効性が確保できるよう、適宜適切に検討を行うこと。
- 三 JR北海道、JR四国及びJR貨物の3社は主体的に持続可能な鉄道サービスの提供に引き続き努めるとともに、住民の意向や地域の実情を踏まえ、国と地方自治体は連携して必要な施策を講じること。
- 四 地域における企業の立地、観光振興、地域内又は地域間の交流等を促進するための基幹的高速鉄道網の形成や空港アクセスの向上に努め、地域社会の維持・発展を図ること。また、札幌まで整備計画の進む北海道新幹線工事実施において地域住民への配慮に努めるとともに、四国における新幹線についても検討を進めること。なお、並行在来線の存続に関しては、物流面及び住民の足の確保も考慮した協議が行われるように指導等行うこと。
- 五 我が国の物流においては、環境特性、労働生産性などの面から貨物鉄道へのモーダルシフトを推進することが重要であることに鑑み、必要な幹線鉄道網の維持については、単に鉄道政策のみならず、物流や環境に係る財源の活用等様々な政策によって対処すること。

○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保

を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 踏切道改良促進法の一部改正

- 1 改良すべき踏切道の指定に係る5箇年の期限を定めないこととし、当該指定については、関連する国の計画の達成に資するよう行うとともに、改良を優先的に実施する必要性等の事情を勘案して行うこと。
- 2 国土交通大臣は、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道について、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定することとし、鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道災害時管理方法を定め、国土交通大臣に提出しなければならないこと。

二 道路法の一部改正

- 1 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村からの要請に基づき、当該市町村が管理する道路について道路啓開又は災害復旧に関する工事を代行できること。
- 2 道路管理者は、沿道区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定できることとし、当該区域内において工作物を設置しようとする者は、道路管理者に届け出なければならないこと。また、道路管理者は、届出に係る行為に関し必要な措置を講ずべきことを勧告できること。
- 3 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものを、防災拠点自動車駐車場として指定できることとし、道路管理者は、当該駐車場の広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止又は制限できること。

三 道路整備特別措置法の一部改正

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等は、高速道路等の道路管理者に代わって、沿道区域における工作物の設置に関する勧告及び防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限を行うこと。

四 高速自動車国道法の一部改正

高速自動車国道と鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、鉄道事業者等の意見を聴いて、一定の基準に適合する当該交差部分の管理の方法を決定すること。

五 鉄道事業法の一部改正

- 1 鉄道事業者が、国土交通大臣による許可を受けて他人の土地を一時的に

使用する際の用途として、災害時における作業場等を追加すること。

- 2 鉄道事業者は、植物若しくは土石が輸送の安全の確保に必要な鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去できること。

六 この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行すること。

○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）

要旨

本案は、最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するための特定都市河川の指定対象の拡大等の措置を講ずるとともに、浸水想定区域制度の拡充等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正

- 1 特定都市河川の指定対象に、河道等の整備による浸水被害の防止が自然的条件の特殊性により困難な河川を追加するとともに、流域水害対策計画に係る法定協議会を創設すること。
- 2 雨水貯留浸透施設の整備計画に係る認定制度を創設し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設について、国等による設置費用の補助及び地方公共団体による管理のための協定の締結等について定めること。
- 3 河川の氾濫に伴い浸入した水等の一時的な貯留機能を有し、都市浸水の拡大に抑制効果を認める土地の区域として指定された貯留機能保全区域は、雨水の貯留機能を阻害する行為を事前届出制とすること。
- 4 特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水の発生時に建築物が浸水等し、住民の生命等に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為等を規制すべき土地の区域として指定された浸水被害防止区域は、住宅、要配慮者利用施設等に係る一定の開発行為等を許可制とすること。

二 浸水想定区域の対象河川等を拡大するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難訓練の結果の報告を義務化し、市町村長による勧告等を可能とするため、水防法を改正すること。

三 浸水被害防止区域における開発行為のうち都道府県知事等の許可を受ける擁壁については、建築確認等を要しないものとするため、建築基準法を改正

すること。

- 四 下水道事業計画の記載事項に浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨を追加し、樋門等の操作規則の制定を義務化し、雨水貯留浸透施設の整備計画に係る認定制度を創設するため、下水道法を改正すること。
- 五 国土交通大臣による権限代行制度の対象に河川の維持を追加するとともに、利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うための協議会制度を創設するため、河川法を改正すること。
- 六 一団地の都市安全確保拠点施設を都市施設に追加するため、都市計画法を改正すること。
- 七 移転促進区域に浸水被害防止区域等を追加するため、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律を改正すること。
- 八 特別緑地保全地区の指定要件に雨水の貯留浸透機能を追加するため、都市緑地法を改正すること。
- 九 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難訓練の結果の報告を義務化し、市町村長による勧告等を可能とするため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律を改正すること。
- 十 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 流域治水に関する施策の決定及びその実施に当たっては、流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映を促す等により地域住民等の意向が十分配慮されるとともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めるとともに地方公共団体に対しても適切に助言すること。
- 二 学校教育及び社会教育における防災教育の充実を図ること。またその際には、災害伝承を調査及び検証の上、次世代に引き継がれるよう適切に活かすとともに、治水や水源保全等における上流域が担う役割の重要性等に対する下流域の理解の醸成に努めること。
- 三 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積

極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

- 四 森林の有する水源涵養機能や農地等が一定の洪水低減機能を有することの重要性及び山間地等の土地利用の変化が流域の土砂災害等に影響を与えることを踏まえた森林管理の重要性に鑑み、農林関係機関との連携強化を図ること。
- 五 流域治水の取組を強力に推進するため、特定都市河川の積極的な指定に努めるとともに、都道府県による指定を促進するため、流域治水に係る計画の策定及び同計画に基づく取組への必要な支援を行うこと。また、流域が複数の都道府県にまたがる場合も適切な指定が行われ、連携した施策が実施されるよう助言すること。
- 六 雨水貯留浸透施設の設置等に当たっては、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めること。
- 七 浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定が円滑に進められるよう、ガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。また、浸水被害防止区域における既存建築物の安全性の確保や、貯留機能保全区域を対象とした固定資産税の減免措置等の支援策の創設を検討すること。
- 八 地方公共団体による浸水想定区域図及びハザードマップの作成を推進するため、デジタルデータの活用等の技術的な支援とともに、財政的な支援を一層行うよう努めること。また、ハザードマップ等に基づき提供される情報が住民の避難行動に結びつくよう、ハザードマップの作成、公表、周知の各段階において、多様な主体の参画の機会を積極的に設けるよう助言すること。
- 九 要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、厚生労働省と連携し、避難の実効性の確保に資するため、要配慮者利用施設へ助言等を行う市町村に対して必要な支援を行うこと。
- 十 ダムの洪水調節機能を適切に確保するため、災害の予防的措置として必要な堆砂除去に対する国の財政支援制度の創設を検討するとともに、効率的・効果的に利水ダム等の事前放流を実施するために必要な放流設備の増強等を関係者と連携し推進すること。
- 十一 防災集団移転促進事業が事前防災対策として活用されるよう市町村等に対して本改正内容の周知に努めるとともに、移転先における持続可能なまちづくりのための必要な助言等の支援を行うこと。また、移転者の経済的負担の軽減に配慮した更なる支援策を検討すること。

○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、海事産業の基盤強化を図るため、船舶運航事業者等が作成する特定船舶導入計画及び造船等事業者が作成する事業基盤強化計画の認定制度の創設、内航海運業の登録制度の対象となる事業の追加、船員の労働時間を適切に管理するための労務管理責任者制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 海上運送法の一部改正

船舶運航事業者等が作成する、航行の安全・低環境負荷で船員の省力化に資する高品質な船舶の導入に係る計画の国土交通大臣の認定制度及び同計画に従った船舶の導入に対する支援制度の創設等を行うこと。また、外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収規定を創設すること。

二 造船法の一部改正

造船等事業者が作成する、生産性向上や事業再編等の事業基盤強化に係る計画の国土交通大臣の認定制度及び同計画に従った事業基盤強化に対する支援制度の創設等を行うこと。

三 船員法の一部改正

船舶所有者に対し労務管理責任者の選任を義務付けるとともに、労務管理責任者の意見を勘案した、船員の労働時間の短縮等の適切な措置を講ずることの義務付け等を行うこと。

四 船員職業安定法の一部改正

船員職業紹介、無料の船員職業紹介事業及び船員派遣事業に関する規定の整備を行うとともに、国土交通大臣の指導監督に関する規定の整備等を行うこと。

五 内航海運業法の一部改正

内航海運業に船舶の管理をする事業を追加するとともに、内航海運業者に対し船員の過労防止措置の実施、及び荷主に対し内航海運業者への配慮を義務付け、国土交通大臣による荷主に対する勧告及び公表制度の創設等を行うこと。

六 船舶安全法の一部改正

遠隔支援業務に係る事業場の認定制度を創設するとともに、当該事業場による整備等がなされる船舶に対して定期検査を省略する等の措置を講ずること。

七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 造船業・海運業への支援の実施に当たっては、我が国においてこれらの産業が担っている役割を考慮し、事業基盤や競争力強化の実現に必要な支援を確実に実施するとともに、我が国造船業の競争力が十全に発揮されるよう、国際市場における公正・公平な競争環境の確保に努めること。
- 二 造船業の次世代を担う人材の確保・育成に向け、造船業の意義や就職先としての認知度を向上させるための情報発信の取組強化や、海洋教育及び大学等における産学連携の取組等に対する幅広い支援を今後とも進めること。
- 三 船員の働き方改革については、経済・社会情勢の変化に応じ適宜適切に制度見直しの検討を行い、施策の実効性が確保できるように努めること。特に、少子高齢化の下での船員の担い手確保の観点から、船員の厳しい労働環境の解消や多様な働き方の選択が可能となるような取組を進めるとともに、陸上の制度等も参考にし、船員の労働環境が陸上と比べ相対的に劣後することがないように、必要な施策を講じること。
- 四 我が国の安定的な海上輸送を担う次世代船員の確保・育成に向け、船員や海運業の意義・認知度を向上させるための情報発信の強化を行うとともに、独立行政法人海技教育機構、商船系大学、商船高専、水産高校等、船員の養成・教育機関への幅広い支援を進めること。
- 五 内航海運業者が行う過労防止等の輸送の安全を確保するための措置が確実に実施されるよう、荷主等を含む関係者に必要な勧告・指導等を行う等、万全を期すこと。また、適正な運賃・用船料の確保に向けた内航海運業の取引環境改善を進めるとともに、内航海運業者に対しても経営の効率化や新技術活用等を促し、生産性向上の取組を促進すること。
- 六 内航海運暫定措置事業の終了に伴い、船舶の建造が容易となることによる船腹過剰の状態の発生等の事業環境の悪化を生じさせないように細心の注意を払うとともに、脱炭素社会の実現に向け環境性能の高い船舶や新技術を導入した船舶の建造を一層推進すること。
- 七 カボタージュ規制については、国内海運産業の安定的な海上輸送体制の確保の観点から、今後ともこれを堅持すること。

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化、特別住宅紛争処理の対象の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正

- 1 複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とする住宅の建築及び維持保全に関する長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直し、区分所有住宅の管理者等において当該区分所有住宅を長期優良住宅として維持保全を行うこととして、所管行政庁に同計画の認定を申請することができること。
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定基準として、自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する事項を追加すること。
- 3 長期使用構造等に該当する既存住宅について、建築行為を伴わずとも、当該住宅の維持保全に関する計画の認定を申請することができる長期優良住宅維持保全計画認定制度を創設すること。

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請をする者は、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅が長期使用構造等であることの確認を求めることができ、同機関が交付する長期使用構造等である旨の確認書等を添えて認定の申請をした場合には、当該住宅が長期使用構造等であるとの認定基準に適合しているものとみなすこと。
- 2 指定住宅紛争処理機関による紛争のあっせん及び調停について、時効の完成猶予効の付与等を行うこと。
- 3 住宅紛争処理支援センターの業務として、住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うことを追加すること。

三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正

特別住宅紛争処理の対象として、既存住宅等の瑕疵による損害を填補する保険契約（第19条第2号に規定する保険契約）に係る住宅の売買等に関する紛争を追加すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 分譲マンション等を住棟単位で長期優良住宅として認定する制度の導入に当たっては、一部の住戸が認定基準を満たさない場合の取扱いを含め、その運用の詳細について早期に検討を進めること。また、長期にわたり維持保全を行うこととなる管理者等の負担に配慮するとともに、管理者等に対して責務や必要となる手続についてわかりやすく周知すること。
- 二 長期優良住宅の災害に係る認定基準に関して、認定を行う所管行政庁における円滑かつ適正な運用を確保する観点から、地域の災害リスクへの配慮の方法に係る運用基準を所管行政庁が策定できるよう必要な支援を行うこと。また、所管行政庁の準備期間を十分確保するため、運用に係る基本的な方針等を早期に示すこと。
- 三 共同住宅に係る長期優良住宅の認定基準の見直しに当たっては、賃貸住宅の特性を踏まえ、良質な賃貸住宅の供給が促進されるものとなるよう検討を進めること。
- 四 長期優良住宅に係る技術的審査の求めと住宅性能評価の申請を併せて行うことが可能となることを踏まえ、長期優良住宅の認定の申請を行おうとする者が住宅性能評価書を取得するか否かを適切に判断できるよう、その取得に係るメリットやコストについて十分な周知を図ること。
- 五 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の対象に既存住宅等の瑕疵に係る保険に加入した住宅に関する紛争が追加されることにより、同機関にこれまで以上に高い専門性が求められることに鑑み、住宅紛争処理支援センターによる情報提供や研修等も活用し、同機関に対して十分な支援を行うこと。
- 六 良質な既存住宅が市場で評価され、次の世代に承継されていく住宅循環システムを構築するため、インスペクション、住宅履歴情報、住宅の状態を適切に反映する建物評価手法などの活用を促進するとともに、安心R住宅制度の運用見直し等により、既存住宅の円滑な取引環境の整備を推進すること。
- 七 カーボンニュートラルの実現に向け、住宅や小規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化も含め、住宅・建築物の省エネルギー対策等の抜本的な取組強化についての検討を進め、早期に結論を得ること。

○海上交通安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）要旨

本案は、船舶交通の一層の安全を確保するため、異常な気象又は海象による船舶交通の危険の防止を図る観点等から所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 海上交通安全法の一部改正

- 1 海上保安庁長官は、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある等の海域にある船舶に対し、当該海域からの退去を命令すること等ができること。また、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告できること。
- 2 海上保安庁長官は、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている船舶に対し、当該海域において船舶が安全に航行等をするために必要な情報を提供するとともに、当該船舶の航行等に危険が生ずるおそれがある場合に、進路の変更等の必要な措置を講ずべきことを勧告できること。
- 3 海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

二 港則法の一部改正

- 1 港長は、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶に対し、当該区域において船舶が安全に航行等をするために必要な情報を提供するとともに、当該船舶の航行等に危険が生ずるおそれがある場合に、進路の変更等の必要な措置を講ずべきことを勧告できること。
- 2 海上保安庁長官は、海上交通安全法の規定により船舶に対し、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある等の海域からの退去を命じ又は勧告しようとする場合において、当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、港長等の職権を代行すること。

三 航路標識法の一部改正

- 1 海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）を損傷等した原因者に対し、必要な工事等の施行又は当該工事等の費用の負担を求める制度を創設すること。
 - 2 海上保安庁以外の者が行う管理航路標識に関する工事等に係る海上保安庁長官による承認制度を創設するとともに、海上保安庁長官が指定した航路標識協力団体については、その手続を緩和すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）要旨

本案は、航空機の航行の安全及び無人航空機の飛行の安全並びに航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 世界的規模の感染症の流行等の本邦航空運送事業者を取り巻く環境の著しい変化により、同事業者が経営する航空運送事業に甚大な影響が生じ、我が国の航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる事態が発生した場合、国土交通大臣は、安全かつ安定的な輸送を確保するため、航空運送事業基盤強化方針を定めなければならないこと。また、本邦定期航空旅客運送事業者は、当該方針を踏まえ、航空運送事業基盤強化計画を作成し、国土交通大臣に届け出るとともに、定期的実施状況を報告すること。
- 2 国土交通大臣は、航空機強取等の防止のため、危害行為防止基本方針を策定することとし、空港等の設置者等は同方針に基づき、危害行為を防止するために必要な措置を講じなければならないとともに、空港等の設置者は、危険物等所持制限区域を指定することができること。また、旅客等に対し、保安検査の受検を義務付けるとともに、保安職員は職務遂行のための指示ができること。
- 3 国土交通大臣は、申請により、無人航空機について、第一種機体認証又は第二種機体認証の区分に応じ、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証を行わなければならないこと。また、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の資格の区分に応じ、無人航空機操縦者技能証明を行うこと。

4 一等無人航空機操縦士が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合、国土交通大臣の許可等を受けた上で有人地帯での補助者なしの目視外飛行を認めること。また、これまで飛行ごとの許可等が必要とされていた飛行についても、一定の要件を満たせば、許可等を不要とすること。

二 運輸安全委員会設置法の一部改正

運輸安全委員会が調査対象とする航空事故に、無人航空機による人の死傷又は物件の損壊、航空機との衝突又は接触、その他国土交通省令で定める無人航空機に関する事故であって、国土交通省令で定める重大なものを追加すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 定期航空旅客運送事業者及び国管理空港運営権者への支援に当たっては、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が長期化していることを踏まえ、安全かつ安定的な航空ネットワークが維持されるよう着実に実施すること。

二 危害行為防止基本方針においては、ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすものであることを明確に示すとともに、その責任を果たすよう努めること。また、危害行為防止基本方針の策定や変更にあたっては、関係者の意見を十分に踏まえた上で検討すること。そのため、保安検査に関する有識者会議を継続し、関係者の議論の場を設定すること。

三 保安検査の実施にあたっては、保安検査の確実性と旅客の利便性との両立を図るため、保安検査員の処遇の改善及び保安検査の質の高度化等の保安対策強化に必要な措置を講じること。また、旅客等に対し、保安検査の受検の義務付け及び妨害行為等の場合の罰則について十分な周知を図ること。

四 保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担の見直しについて、諸外国との比較を十分に行い、期間を定めて検討を行うこと。

五 保安検査の適正な費用負担の在り方について、早期に見直しを検討すること。特に、航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性があることを十分に考慮し、検討を進

めること。

六 旅客から徴収している保安料については、その位置付けや意義を明確にした上で、旅客に対し周知を行うとともに、保安料の引き上げが必要な場合には、引き上げの意義や必要性について旅客等に丁寧な説明を行うこと。

七 無人航空機の有人地帯での補助者なしの目視外飛行については、安全性を最大限確保する必要があることから、運航管理方法に係る許可を行うに際し、飛行の方法及び場所に依じて生じるリスクを十分に審査した上で行うこと。

八 無人航空機は、物流等への幅広い活用や国民生活の利便性の向上に寄与することが期待されることから、技術革新等による機体の安全性や性能向上等を検証しつつ、無人航空機に係る規制については、適宜見直しを行うこと。

○水循環基本法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第25号） 要旨

本案は、地下水の適正な保全及び利用を図るため、水循環に関する施策に地下水の適正な保全及び利用に関する施策が含まれていることを明記するとともに、水循環に関する基本的施策として地下水の適正な保全及び利用を図るために必要な措置を追加するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国の責務に関する規定の改正

国が総合的に策定し、及び実施する責務を有する水循環に関する施策として地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含むことを明記すること。

二 地下水の適正な保全及び利用の規定の追加

国及び地方公共団体は、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、 特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止するこ

ととする同年10月13日の閣議決定、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年2月19日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年4月1日の閣議決定及び同年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年12月9日の閣議決定等により変更された平成18年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、令和3年4月6日に入港禁止の期間を令和5年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

＜委員会決議＞

○地下水の適正な保全及び利用に関する件

政府は、水循環基本法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。
- 二 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。
- 三 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

【環境委員会】

○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）

（参議院送付）要旨

本案は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律の目的に、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを追加すること。
- 二 この法律の基本理念に、瀬戸内海の環境の保全は、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえて行わなければならないことを追加すること。
- 三 関係府県知事は、単独で又は共同して、特定の海域について、栄養塩類（窒素及びその化合物並びに^{りん}燐及びその化合物をいう。）を適切に増加させるための措置の計画的な実施に関する栄養塩類管理計画を定めることができるものとする。
- 四 三の計画を定めた府県知事は、定期的に、計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該計画を変更するものとする。
- 五 三の計画に即して栄養塩類の増加に必要な措置を実施する工場又は事業場に対し、水質汚濁防止法に基づく総量規制の特例等を定めるものとする。
- 六 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、水際線付近又はその水深がおおむね20mを超えない海域において砂浜等の状態が維持されている区域（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）を自然海浜保全地区として指定することができるものとする。
- 七 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流ごみ等に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること。また、適切な水質の保全及び管理が図られるよう、栄養塩類増加措置による周辺環境への影響に係る事前調査や、モニタリングの充実に向けた必要な支援を行うこと。さらに、栄養塩類管理計画の変更にあたっては、機動的に対処できるよう、必要な措置を設けること。併せて、栄養塩類の順応的な管理計画に大きな影響を与えることが想起される生態系や食物連鎖構造と水産資源との関係の変遷につき包括的な調査研究を実施すること。
- 二 藻場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境の保全上の重要かつ多様な機能を有していることに鑑み、関係省庁との連携の上、藻場・干潟等の保全、再生及び創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること。また、未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。
- 三 マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみといった漂流ごみ等の除去、発生抑制等に係る施策の実施にあたっては、地方公共団体、漁業者等による連携体制の構築の推進や、漂流ごみ等の処理費用に関する十分な予算の確保に努めること。あわせて、漂流ごみ等に係る各地域の環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。
- 四 瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施にあたっては、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごと、季節ごとの課題に対して、きめ細やかな取組を推進することができるような湾・灘協議会のあり方の検討を行うこと。また、瀬戸内海全域にわたる環境の状況を踏まえ、関係府県に対し、必要に応じて適切に助言等を行うこと。
- 五 瀬戸内海における栄養塩類と生物の多様性及び生産性との関係、気候変動の影響などについて引き続き科学的知見の充実を図り、水質の保全及び管理、気候変動影響への適応策などの必要な施策の実施に努めること。特に基本理念に明示された水温の上昇については、具体的な適応策を検討すること。
- 六 基本理念に掲げられている生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策

定作業との関連性を念頭に置くこと。

七 本法附則第3項による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地球温暖化対策の推進は、パリ協定に定める目標を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとする。

二 都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画の記載事項に、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策の実施に関する目標を追加すること。

三 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるよう努めるものとする。

四 市町村は、地方公共団体実行計画において三の事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めるものとする。

五 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、地方公共団体実行計画を策定した市町村の認定を申請することができるものとする。

六 五の認定を受けた者が地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為については、温泉法、森林法等の許可があったものとみなすもの等とすること。

七 環境大臣及び経済産業大臣は、温室効果ガス算定排出量の報告に関する規定により通知された温室効果ガス算定排出量について、遅滞なく、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、水力、自然界に存する熱等の再生可能エネルギーも積極的に活用すること。また、エネルギーの使用の合理化や地域環境の整備に留意するとともに、地域の特性を生かした事業の展開及びその利益の地域の経済活動への還元等に配慮しつつ行われるよう努めること。
- 二 地球温暖化対策の推進に当たっては、科学的知見の充実に努めつつ、地球温暖化の予防的な取組方法の考え方に基づき早期に対応すること。また、地域住民その他の多様な主体の参加と協力を得るとともに、透明性を確保しながら行うこと。併せて、将来の国民の過大な負担とならないよう迅速かつ適切に行うほか、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かすとともに、国際社会における我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進すること。
- 三 国は、温室効果ガス排出量の削減等の施策の推進に当たり、国民の意見を国の施策に反映させるため、情報の提供や意見聴取等の必要な措置を講ずるよう努めること。また、地方公共団体に対し、住民の意見を施策に反映させるための情報の提供や意見聴取等に努めるよう促すとともに、事業者に対しては、その事業者が講じた措置等についての情報の公開に努めるよう協力を求めること。
- 四 地球温暖化対策の推進に当たっては、幅広い世代や分野の国民の意見を聴取すること等により、国民の意見を十分に施策に反映するよう努めること。
- 五 国は、その設置する施設について省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修を計画的に実施し、エネルギーの使用合理化の促進や温室効果ガスの排出量削減等を図ること。
- 六 地域脱炭素化促進事業については、住民その他利害関係者の意見が十分に反映できるよう、地方公共団体実行計画を定めるに当たっては地域における公聴会の開催等が、また、地方公共団体実行計画協議会の構成員の選定に当たっては当該区域の住民等の参加が確保されるよう地方公共団体に対し促すこと。
- 七 促進区域に関する基準については、国立・国定公園等の保護地域への環境保全上の支障を及ぼさないよう慎重に検討すること。

- 八 大規模な再生可能エネルギー施設を誘致する促進区域の設定を行う場合には、再生可能エネルギーの種類毎の特性等を踏まえつつ、原則として国立・国定公園等の自然環境上重要な保護地域が回避されるような基準を設けること。
- 九 地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、温室効果ガス排出量削減等のための施策の在り方その他の気候変動に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずること。
- 十 地域脱炭素化促進事業に関する地域の設定の在り方について検討を加え、その結果に基づき、環境の保全等のため所要の措置を講ずること。

○自然公園法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）要旨

本案は、国立公園等を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国立公園又は国定公園の区域をその区域に含む市町村等は、当該各公園の区域内における公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域について、当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。
- 二 一の協議会において、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村等は、共同で、環境大臣又は都道府県知事の認定を申請することができるものとする。
- 三 二の認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る事業について、公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。
- 四 国立公園又は国定公園の区域をその区域に含む市町村等は、当該各公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。
- 五 四の協議会において、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村等は、共同で、環境大臣又は都道府県知事の認定を申請する

ことができるものとする。

六 五の認定を受けた自然体験活動促進計画に係る事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。

七 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加するものとする。

八 国立公園又は国定公園の特別地域等における許可を要する行為に係る罰則を引き上げるものとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 国立・国定公園内における質の高い自然体験活動の促進に当たっては、環境教育の機会でもあることを踏まえつつ、利用者へのルールの周知や利用状況のモニタリング等を進めることにより、適正な公園利用とともに公園管理の質の向上や自然環境の保全に資するよう、適切な運用を図ること。

二 地域主体の利用拠点整備改善計画の策定及び同計画に基づく事業の実施について、住民・環境保護団体・有識者等多様な関係者の連携の下での地域協議会における円滑な合意形成をはじめ、地域の状況に応じた利用拠点の魅力向上に向けた取組に必要な支援を行うこと。

三 国立・国定公園における管理運営について、その担い手となる自然保護官等の必要な人材の確保等を通じて、その管理運営体制の一層の充実強化を図ること。

四 国立公園満喫プロジェクトの実施に当たっては、生物多様性の保全の観点から、自然環境の情報収集・調査等に引き続き取り組むとともに、自然環境の保護強化の取組による成果についても適正に評価し、その結果を広く周知するよう努めること。

五 気候変動に伴う生態系の分布や景観の変化を考慮して、国立・国定公園において気候変動への適応に十分配慮した保全と利用の両面からの対応策の検討及び適正な管理の実施等に確実に取り組むこと。

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（内閣提出第61号） 要旨

本案は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 主務大臣は、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。
- 二 主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が設計するプラスチック使用製品について講ずべき措置に関する指針を策定し、当該指針に適合する設計を認定するものとする。また、国は、認定プラスチック使用製品の調達について配慮するとともに、事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品の使用に努めなければならないものとする。
- 三 主務大臣は、商品の販売等に付随して消費者にプラスチック使用製品を無償で提供する事業者がプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のために取り組むべき措置に関する判断基準を策定し、使用の合理化を求める措置を講ずるものとする。
- 四 市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、分別の基準の策定等の措置を講ずるよう努めるとともに、分別収集物の再商品化を容器包装再商品化法で規定する指定法人に委託することができるものとするほか、市町村の分別収集及び再商品化について所要の規定を設けること。
- 五 自らが製造・販売したプラスチック使用製品等が使用済となったものの再資源化のため、その製造事業者等が自主回収・再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、廃棄物処理法の規定による許可を不要とする特例を設けること。
- 六 排出事業者が排出の抑制や再資源化等のために取り組むべき措置に関する判断基準を主務大臣が策定するとともに、排出事業者及び再資源化事業者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、廃棄物処理法の規定による許可を不要とする特例を設けること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 基本方針の制定に当たっては、2050年カーボンニュートラルと整合するよう、プラスチック使用製品廃棄物の発生量の削減に資するものとする。
- 二 市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に関し、市町村の事務に過度な負担をもたらさないよう各市町村の実情に応じた適切な配慮を行うとともに、市町村の財政上の負担について、地方財政措置その他の必要な措置を講ずること。
- 三 消費者がプラスチック使用製品に使用されているプラスチックについて知ることができるような表示制度等の検討を行うこと。
- 四 製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。
- 五 回収され、又は収集された使用済プラスチック使用製品等の再使用又は再生利用による循環的な利用が拡大されることにより熱回収の最小化が図られるよう地方公共団体及び事業者に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。
- 六 マイクロプラスチックの環境への流出状況及びマイクロプラスチックが生態系に与える影響を的確に把握するとともに、その結果に基づき、マイクロプラスチックの環境への流出の防止のために必要な措置を早急に講ずること。
- 七 国内において生じた使用済プラスチック使用製品等について、国内において適正に再使用、再生利用その他の処理がされるよう、リサイクル設備への支援等を行うとともに、使用済プラスチック使用製品等の輸出の規制に関する強化された措置の適正な運用を図ること。
- 八 代替素材の導入に当たっては、当該素材のライフサイクル全体での環境負荷、食料との競合及び発展途上国における社会・環境面での影響等を含む総合的見地から検証を行うこと。
- 九 プラスチック使用製品やその代替品に含まれる有害化学物質が、人の健康又は生態系に悪影響を発生させることがないよう、その影響について調査研究を進めるとともに、プラスチック用添加剤等の化学物質に係る成分の表示について検討を行うこと。
- 十 既に海洋環境等に流出している使用済プラスチック使用製品等については、実効性のある回収方法についての調査研究を行うとともに、回収に取り組む地方公共団体及び事業者等に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずる

こと。

- 十一 海洋プラスチックごみの多くが発展途上国から流出していると推定されていることに鑑み、発展途上国における使用済プラスチック使用製品等の削減及び回収・処理等に関する所要の助言及び支援を行うこと。
- 十二 漁具及び農業用の器具等に係る使用済プラスチック使用製品による環境汚染を防止するため、これらの環境への流出状況を把握し、その流出量の削減のため必要な措置を行うとともに、自然循環する生分解性素材等による海洋環境に悪影響を与えない代替製品の研究開発に一層努めること。
- 十三 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本法で規定するプラスチック使用製品のうち、専ら医療の用に供するものについて、特段の配慮を行うこと。
- 十四 製造事業者のプラスチック使用製品廃棄物の回収から最終処理までの責任の在り方など、拡大生産者責任の徹底等に向けた検討を行うこと。

【安全保障委員会】

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更及び日・印物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。

二 自衛隊法の一部改正

インドとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、インドの軍隊を追加すること。

四 施行期日

この法律は、令和4年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。

【予算委員会】

○令和2年度一般会計補正予算（第3号）

本補正予算は、歳出面において、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入等を計上するとともに、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込み、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和2年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。
(原則として単位未満四捨五入)

歳入

成立予算	160,260,695百万円
補正第3号	15,427,072百万円
計	175,687,767百万円

歳出

成立予算	160,260,695百万円
補正第3号	15,427,072百万円
計	175,687,767百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨

五入)

歳入

1 租税及印紙収入	△	8,388,000百万円
2 税外収入		729,675百万円
3 公債金		22,395,000百万円
(1) 公債金		3,858,000百万円
(2) 特例公債金		18,537,000百万円
4 前年度剰余金受入		690,396百万円
計		15,427,072百万円

歳出

1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	4,358,119百万円
2 ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	11,676,585百万円

3	防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保		3,141,429百万円
4	その他の経費		25,188百万円
5	地方交付税交付金		2,633,937百万円
	(1) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填		2,211,837百万円
	(2) 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填		422,100百万円
6	既定経費の減額	△	4,196,348百万円
7	地方交付税交付金の減額	△	2,211,837百万円
	計		15,427,072百万円

○令和2年度特別会計補正予算（特第3号）

本補正予算は、財政投融资特別会計等11特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、自動車安全特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	51,806,992	51,612,087
補正第3号	△ 45,200	△ 287,000
計	51,761,792	51,325,087

2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	193,779,828	193,779,828
補正第3号	△ 1,920,250	△ 1,920,250
計	191,859,578	191,859,578

3 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定		
成立予算	66,699,491	66,634,675

補正第3号	△ 13,778,463	△ 13,726,920
計	52,921,029	52,907,755
(2) 投資勘定		
成立予算	927,413	927,413
補正第3号	—	△ 36,600
計	927,413	890,813
4 労働保険特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
雇用勘定		
成立予算	5,264,084	5,264,084
補正第3号	1,342,250	1,342,250
計	6,606,334	6,606,334
5 東日本大震災復興特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	2,073,948	2,073,948
補正第3号	△ 386,469	△ 386,469
計	1,687,479	1,687,479

以上のほかに、外国為替資金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

○令和3年度一般会計予算

本予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する一方、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算を講じるため、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、令和2年度第3次補正予算と一体として、編成されたものである。

歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算（臨時・特別の措置を除く。）に対して8.4%増の66兆9,020億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を11兆408億円上回る43兆5,970億円で、公債依存度は40.9%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	57,448,000百万円
	ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けるなど、所要の税制改正を行うこととしている。	
2	官業益金及官業収入	52,206百万円
3	政府資産整理収入	245,241百万円
4	雑収入	5,267,261百万円
5	公債金	43,597,000百万円
	(1) 公債金	6,341,000百万円
	(2) 特例公債金	37,256,000百万円
6	前年度剰余金受入	—
	計	106,609,708百万円

歳出

1	社会保障関係費	35,842,105百万円
	(1) 年金給付費	12,700,454百万円
	(2) 医療給付費	11,982,061百万円
	(3) 介護給付費	3,466,185百万円
	(4) 少子化対策費	3,045,838百万円
	(5) 生活扶助等社会福祉費	4,071,635百万円
	(6) 保健衛生対策費	476,818百万円
	(7) 雇用労災対策費	99,113百万円

毎年薬価改定の実現等の様々な改革努力を積み重ねることにより、社会保障関係費の実質的な伸びは対前年度3,500億円程度の増加となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を着実に達成している。また、「新

しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、令和元年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、社会保障の充実を実施することとしている。

2	文教及び科学振興費	5,396,881百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	1,516,381百万円
(2)	科学技術振興費	1,367,281百万円
(3)	文教施設費	77,344百万円
(4)	教育振興助成費	2,312,398百万円
(5)	育英事業費	123,476百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3	国債費	23,758,758百万円
4	恩給関係費	145,097百万円
(1)	文官等恩給費	6,014百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	130,029百万円
(3)	恩給支給事務費	885百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	8,169百万円

5	地方交付税交付金	15,591,221百万円
---	----------	---------------

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額13兆7,002億円から、平成20年度、21年度、28年度及び令和元年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）等に基づき令和3年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,004億円を控除し、加算することとされている額2兆1,915億円を加えた額を計上している。

6	地方特例交付金	357,684百万円
---	---------	------------

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7	防衛関係費	5,323,546百万円
---	-------	--------------

平成30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の

構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしている。

8 公共事業関係費	6,069,466百万円
(1) 治山治水対策事業費	932,032百万円
(2) 道路整備事業費	1,663,434百万円
(3) 港湾空港鉄道等整備事業費	396,908百万円
(4) 住宅都市環境整備事業費	687,173百万円
(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費	141,185百万円
(6) 農林水産基盤整備事業費	611,391百万円
(7) 社会資本総合整備事業費	1,485,112百万円
(8) 推進費等	76,003百万円
(9) 災害復旧等事業費	76,228百万円

ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策やインフラの人口1人当たりの維持更新コストの増加抑制の観点から、防災・減災、国土強靱化の取組への重点化を実施するほか、人口減少に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの推進や生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備を進める観点から、メリハリ付けを強化することとしている。

9 経済協力費	510,839百万円
---------	------------

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費	174,501百万円
------------	------------

中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期すほか、景気の悪化による中小企業・小規模事業者の信用リスクの上昇等のための資金繰り対策に要する経費を増額することとしている。

11 エネルギー対策費	889,129百万円
-------------	------------

「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12 食料安定供給関係費	1,277,275百万円
--------------	--------------

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13 その他の事項経費 5,773,206百万円

14 新型コロナウイルス感染症対策予備費 5,000,000百万円

今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、計上することとしている。

15 予備費 500,000百万円

計 106,609,708百万円

○令和3年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、493兆6,991億5,700万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、245兆2,572億4,900万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
51,981,786	51,804,728

歳入では、一般会計から16兆19億800万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として1,325億3,900万円を受け入れるほか、地方法人税については、1兆3,232億円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、一時借入金及び借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金17兆5,711億200万円（うち、震災復興特別交付税1,326億2,700万円）を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
246,789,254	246,789,254

歳入において、一般会計から23兆7,576億6,300万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から74兆180億2,000万円、東日本大震災復興特別会計から

276億4,500万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,132億円、公債金144兆3,219億7,500万円、復興借換公債金2兆8,709億7,100万円、東日本大震災復興株式売払収入1兆4,492億1,500万円、東日本大震災復興配当金収入504億5,000万円、運用収入513億700万円、東日本大震災復興運用収入24億1,000万円、雑収入1,263億7,200万円及び東日本大震災復興雑収入2,700万円をそれぞれ見込んでいる。

3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
2,464,975	1,079,272

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により令和2年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆9,213億3,000万円を令和3年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	72,177,979	71,933,140
(2) 投資勘定	672,804	672,804
(3) 特定国有財産整備勘定	47,526	18,023

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を45兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換等を図ることとし、3,626億円の産業投資支出を行うこととしている。

5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,219,572	2,219,572
(2) 電源開発促進勘定	329,810	329,810
(3) 原子力損害賠償支援勘定	11,504,698	11,504,698

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6 年金特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 基礎年金勘定	27,087,443	27,087,443
(2) 国民年金勘定	3,828,923	3,828,923
(3) 厚生年金勘定	49,497,642	49,497,642
(4) 健康勘定	12,421,265	12,421,265
(5) 子ども・子育て支援勘定		
	3,244,986	3,244,986
(6) 業務勘定	432,043	432,043

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆8,956億9,500万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10兆1,997億9,000万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、58億1,000万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）1人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2

兆4,896億300万円を受け入れることとしている。

7 東日本大震災復興特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
931,787	931,787

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額42億4,600万円、復興公債金2,183億円等を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○令和3年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
20,423	13,053

中小企業の経営転換や企業の事業再構築等の支援及び家計の暮らしと民需の下支えを図るため、実質無利子・無担保融資を、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面令和3年前半まで継続するとともに、中小企業等の業態転換等を支援する。また、「沖縄振興基本方針」（平成24年5月11日内閣総理大臣決定）における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として5,619億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資21億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	383,760	198,537
(2) 農林水産業者向け業務	51,331	46,918
(3) 中小企業者向け業務	211,856	141,672
(4) 信用保険等業務	439,811	938,421
(5) 危機対応円滑化業務	502,306	893,837
(6) 特定事業等促進円滑化業務		

国民一般向け業務において、小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援及び家計の暮らしと民需の下支えを図るため、実質無利子・無担保融資を、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面令和3年前半まで継続するとともに、中小企業等の業態転換等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を含め総額13兆510億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付5,900億円）の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金13億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金3億7,900万円、財政融資資金の借入れ9兆500億円、社債の発行による収入4,200億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で46兆7,040億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金466億円を予定している。

3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
943, 019	891, 691

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、日本企業による脱炭素社会に向けた海外事業活動や、サプライチェーン強靱化等を支援していくこととし、総額2兆7,000億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金600億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金2,150億円、社債の発行による収入2兆25億円及び貸付回収金等3,825億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
122, 861	107, 227

開発途上地域の政府等に対して、1兆5,000億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金470億2,000万円、財政融資資金からの借入金6,144億円、国際協力機構債券の発行による収入2,540億円及び貸付回収金等5,845億8,000万円を予定している。

【決算行政監視委員会】

○平成28年度一般会計歳入歳出決算、平成28年度特別会計歳入歳出決算、平成28年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成28年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成28年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額102兆7,740億2,667万円余、歳出決算額97兆5,417億6,484万円余であり、差引き5兆2,322億6,183万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成29年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成28年度における財政法第6条の純剰余金は、3,782億8,731万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成28年度末現在852兆8,933億1,667万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成28年度末現在43兆6,434億2,088万円余である。

二 特別会計

平成28年度の特別会計の数は14であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入410兆1,617億3,295万円余、歳出395兆3,607億6,725万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は4兆9,533億7,123万円余、不用額の合計額は11兆4,650億4,560万円余である。

債務負担額は、平成28年度末現在235兆9,682億4,162万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成28年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額72兆356億9,054万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等70兆7,457億3,710万円余であり、差引き1兆2,899億5,343万円余が平成28年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成28年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆650億1,813万円余、支出9,068億9,540万円余である。

○平成29年度一般会計歳入歳出決算、平成29年度特別会計歳入歳出決算、平成29年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成29年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成29年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額103兆6,440億4,998万円余、歳出決算額98兆1,156億472万円余であり、差引き5兆5,284億4,526万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成30年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成29年度における財政法第6条の純剰余金は、9,094億4,514万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成29年度末現在876兆288億9,130万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成29年度末現在42兆9,507億3,947万円余である。

二 特別会計

平成29年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入386兆4,869億4,135万円余、歳出374兆1,502億1,044万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は4兆2,321億4,944万円余、不用額の合計額は18兆9,592億7,210万円余である。

債務負担額は、平成29年度末現在229兆1,533億2,251万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成29年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額75兆9,847億928万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等74兆6,234億6,958万円余であり、差引き1兆3,612億3,969万円余が平成29年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成29年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆1,296億1,105万円余、支出9,618億2,732万円余である。

（議決の内容）

平成28年度及び平成29年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、

国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 官民ファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構では出資等の実績がないまま解散したサブファンドが見受けられた。ガバナンスの強化及び情報公開を行うとともに合理化を検討すべきである。また、国からの役職員の出向の在り方について疑念が抱かれないよう見直しを検討すべきである。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策については、今後も引き続き、治療薬やワクチンの早期承認に努めるとともに、感染症対策の現場を含めた医療・介護等に対する支援、様々な職種の特性や給与体系に対応した形での雇用に対する支援、観光需要の創出や消費の活性化等を含めた事業継続に対する支援等を、地域格差と地方公共団体の自由度にも配慮しつつ、迅速かつ十分に講じるべきである。一方で、支援事業の事務を民間に委託する場合には、公正さが疑われないよう徹底すべきである。

また、国民が我が国の感染状況を的確に理解し得るよう、正確な情報を多様な媒体を通じて発信すべきである。

- (3) 高校生等奨学給付金については、除籍処分など高校生に学業上の不利益が発生していたことに鑑み、政府は都道府県を通じ学校に対し制度の周知徹底を図るべきである。また、代理受領制度に代わる制度改善を検討すべきである。

教育設備については、公立工業高等学校の測量設備等の老朽化の実態把握を行うとともに、近年の技術革新に合わせた設備の更新が可能となるよう新たな補助制度の創設を検討すべきである。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、政府は関連性が疑われる予算の防止に努め、情報公開を徹底するとともに、開催に向けて、アスリートに配慮し、必要な支援策を講じるべきである。

- (4) 社会保障制度改革については、高齢化や働き方の変容による社会構造・価値観の変化を見据え、年金、医療、介護の各分野において、ICTの導入を支援するとともに、制度の重点化・効率化を図るべきである。
- (5) 核燃料サイクルについては、もんじゅ廃炉を含め政府・民間合わせて約11兆円が投じられたにもかかわらず、その具体的な見通しが明らかでない。今後、再処理施設の在り方やプルトニウムの利用見通しを含め、国民的議論を喚起して検討を進めるべきである。
- (6) 河川管理については、ごく短い堤防の未整備区間が長期間進捗しないとあったことのないよう、未整備区間を早期に完成させるべきである。また、一級河川については、中抜け区間も含め、国による一体管理に向けた検討を進めるべきである。

地域公共交通確保維持事業については、地域実態を踏まえた運用に必ずしもなっていない点を改め、補助要件の緩和を検討すべきである。

新たな住宅セーフティネット制度については、制度の活用が低調であることを踏まえ、自治体等から聞き取りを行い、至急改善策を講ずるべきである。
- (7) 在日米軍関係経費の負担については、新たな特別協定に係る米国との交渉に当たっては、大幅な増額や新規経費が含まれぬよう厳格に対応すべきである。
- (8) 規制改革に当たって、政府は形式主義的な制度・慣行を率先して見直し、テレワークなどを含めたデジタル化を積極的に推進し、我が国を災害や非常事態に強いイノベーティブな社会構造としていく方策を早急に採るべきである。
- (9) 学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、決裁文書の改ざんなどが明らかになり、国民の信頼を著しく失わせたことは極めて遺憾である。このような事案の再発を防止するため、政府は国有財産の管理に当たり、法令に基づく手続、公文書の管理、情報公開を徹底すべきである。
- (10) 「桜を見る会」については、招待者の選定基準や選定プロセスが曖昧であったこと、その結果、招待者数が増加し開催経費が予算額を大きく上回ったことは遺憾である。政府の公式行事を行う場合には、国民の疑念が生じないように、招待者の選定基準を明らかにするなど運営方法を見直すべきである。
- (11) 予備費については、憲法に定められた財政民主主義の観点から懸念が生

じることのないよう努めるべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(注：平成28年度決算及び平成29年度決算は、一括して審査・採決が行われた。)

○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成28年度中の国有財産の増減額は、総増加額6兆1,120億4,065万円余、総減少額5兆2,022億5,003万円余であり、差引き純増加額は9,097億9,061万円余である。

これを平成27年度末現在額105兆982億125万円余に加算すると、平成28年度末現在額は106兆79億9,187万円余である。

平成28年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産23兆4,645億7,841万円余、普通財産82兆5,434億1,346万円余であり、区分別では政府出資等76兆6,107億235万円余、土地17兆9,693億1,670万円余、建物3兆3,980億8,897万円余、立木竹2兆9,441億3,327万円余、工作物2兆7,336億6,106万円余等である。

○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成28年度中の増減額は、総増加額1,911億8,272万円余、総減少額1,668億9,320万円余であり、差引き純増加額は242億

8,951万円余である。

これを平成27年度末現在額 1兆563億2,335万円余に加算すると、平成28年度末現在額は 1兆806億1,286万円余である。

平成28年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの 1兆455億2,863万円余、緑地の用に供するもの141億7,045万円余等である。

○平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成29年度中の国有財産の増減額は、総増加額 6兆5,293億975万円余、総減少額 5兆7,131億1,512万円余であり、差引き純増加額は8,161億9,462万円余である。

これを平成28年度末現在額106兆79億9,187万円余に加算すると、平成29年度末現在額は106兆8,241億8,650万円余である。

平成29年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産 23兆7,653億4,941万円余、普通財産83兆588億3,708万円余であり、区分別では政府出資等77兆1,182億1,744万円余、土地18兆2,062億9,339万円余、建物 3兆4,410億3,637万円余、立木竹 2兆9,979億2,693万円余、工作物 2兆6,590億3,802万円余等である。

○平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成29年度中の増減額は、総増加額1,524億4,677万円余、総減少額1,222億5,174万円余であり、差引き純増加額は301億9,503万円余である。

これを平成28年度末現在額 1兆806億1,286万円余に加算すると、平成29年度末現在額は 1兆1,108億789万円余である。

平成29年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの 1兆779億9,140万円余、緑地の用に供するもの146億2,210万円余等である。

**○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和元年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間において決定された2,134億4,484万5,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、中小企業者等の経営支援に必要な経費、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に必要な経費等31件である。

**○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和元年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から令和2年3月24日までの間において決定された2,534億2,351万1,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する強力な資金繰り支援に必要な経費、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費等38件である。

○令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和元年度特別会計予備費の予算総額8,340億5,250万円のうち、令和2年3月10日に決定された労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費420億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

【議院運営委員会】

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 （議院運営委員長提出、衆法第14号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和3年10月31日までの間、引き続き現行の削減措置を継続すること。
- 二 この法律は、令和3年5月1日から施行すること。

○国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第24号）要旨

本案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、60歳を超える国会職員に係る退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会職員の定年を65歳とすること。ただし、その職務と責任に特殊性があること等により定年を65歳とすることが著しく不相当と認められる職を占める国会職員の定年については、70歳を上限として両議院の議長が協議して定める年齢とすること。
- 二 一の定年は、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、段階的に引き上げるものとする。
- 三 各本属長は、管理監督職の国会職員について、管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。
- 四 各本属長は、60歳に達した日以後定年前に退職した者を、定年退職日に相当する日までの間、本人の希望に基づく選考により、短時間勤務の職に再任用することができるものとする。
- 五 当分の間、改正前の国会職員法における定年に達した日以後、定年退職日に相当する日前に退職した国会職員に対する退職手当の算定について、定年を理由とする退職と同様に算定するものとする。
- 六 改正後の国会職員法の規定による人事行政制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

七 この法律は、令和5年4月1日から施行すること。ただし、六については公布の日から施行すること。

【災害対策特別委員会】

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 災害対策基本法の一部改正

1 特定災害対策本部

特定災害（非常災害に該当するに至らない災害で、地域の状況等を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、内閣総理大臣は、防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部を設置することができること。

2 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

非常災害対策本部の本部長を国務大臣から内閣総理大臣に変更するとともに、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を災害が発生するおそれがある場合から設置することができること。

3 個別避難計画

市町村長は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めなければならないこと。

4 市町村長の避難の指示等

市町村長による避難のための立退きの勧告及び指示を指示に一本化するとともに、市町村長は、事態に照らし緊急を要する等と認めるときは緊急安全確保措置を指示することができること。

5 広域避難

災害が発生するおそれがある場合における居住者等の市町村の区域を越えた避難について、市町村長間の協議等を可能とすること。

二 災害救助法の一部改正

災害が発生するおそれがある場合において、都道府県知事等は、特定災害対策本部等の所管区域とされた市町村の区域内において、同法による避難所の供与を実施することができること。

三 内閣府設置法の一部改正

内閣府に防災分野を掌理する特命担当大臣を置くものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について留意すべきである。

- 一 新たな避難情報の運用開始に当たっては、的確な発令に繋がるよう市町村に対して十分な説明を行うとともに、住民等の確実な避難に繋がるよう制度の周知に努めること。
- 二 国の災害対策本部を設置するに当たっては、「誰も取り残さない」というインクルーシブ防災及びSDGsの概念に鑑み、その構成員には、災害時における男女共同参画担当、障がい者施策担当等の職を務める者が必要に応じて含まれるよう留意すること。特に非常災害対策本部を設置する場合において、当該職を担当する特命担当大臣が設置されているときは、当該特命担当大臣も必要に応じて本部員とするよう努めること。
- 三 各市町村における個別避難計画の作成が進むよう、速やかに取組指針を改定するとともに、災害対応人材の確保、各種の財政措置、先進・優良事例に関する情報の提供、市町村等の情報共有の場の設置等、必要な支援を行うこと。特に、市町村について福祉部局と防災部局の綿密な連携が図られるよう後押しすること。
- 四 障がい者、高齢者等への実効性の高い避難支援を可能とするため、平常時における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る情報の避難支援等関係者への事前提供を進めることができるよう、市町村を支援すること。
- 五 水防法等に基づく避難確保計画による避難支援の対象外の避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成する等、切れ目のない避難支援が行われるよう、適切な助言をすること。
- 六 福祉避難所の在り方については、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめを踏まえ、その改善に努めること。
- 七 広域避難については、地方公共団体の相互応援や民間事業者等との協力に関する協定の締結等、住民等への周知啓発、避難訓練の実施、優良事例に関する情報の提供等、平常時から円滑な実施に向けた取組を進めること。また、広域避難のみならず、自らの地方公共団体内での垂直避難、公共施設や民間の大型商業施設への避難など、現実的に対応可能な複数の避難パターンも組み合わせることで、地域における総合的な避難対策の一層の強化が図られるよう支援すること。

八 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など多様な主体の視点を取り入れることができるよう、制度及び運用の改善に努めること。

○地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を令和8年3月31日まで5年延長するものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるようにするため、自然災害義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害の被災者又はその遺族の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこと。

二 差押禁止等

- 1 自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、令和3年1月1日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用すること。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

○災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）要旨

本案は、海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生した地域等において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域の医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害等から保護することに資することを旨として、行われなければならないこと。

二 国の責務

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

三 基本方針

- 1 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備は、災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力を確保すること等の基本方針に基づき、推進されるものとする。
- 2 政府は、基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後1年以内を目途として講じなければならないこと。

四 整備推進計画

政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な整備推進計画を策定しなければならないこととし、策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

五 船舶活用医療推進本部

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする船舶活用医療推進本部を置くこと。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

<委員会決議>

○災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する件

政府は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行に当たっては、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保を図るに当たっては、いわゆるドクターヘリやドクターカーなど多様な救急医療の提供手段も含めて考慮することにより、災害が発生した地域等において必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう努めること。
- 二 保有する船舶を検討するに当たっては、我が国が長く多様な海岸線を持ち、大小様々な港湾が存在する中で、船舶を活用した医療提供が求められる様々な状況を勘案し、十全な機能が発揮されるよう、留意すること。また、船舶の保有・運用に係る経費や新たに建造する場合はその建造費などが過大にならないよう留意すること。
- 三 災害時等以外において、保有する船舶を国際緊急援助活動等に活用する場合には、「災害が発生した地域等」において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供するという本来の任務に支障をきたすことのないようにすること。
- 四 船舶の運用主体が国以外の者となった場合には、その運用に係る人員の確保について、国民から公務員の天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、留意すること。
- 五 災害等から得られた教訓等を踏まえて、本法に基づく措置については、必要に応じて適宜見直すこと。
- 六 本法に基づく措置については、当委員会に適宜報告すること。
右決議する。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第32号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、次のいずれかに該当するものをいうこと。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は検疫法の規定により宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（外出自粛要請）を受けた者
- 2 検疫法の規定により隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

二 特例郵便等投票

- 1 特定患者等の投票については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法（特例郵便等投票）により行わせることができること。
- 2 特例郵便等投票をしようとする特定患者等は、請求時に外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前4日までに、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、外出自粛要請等に係る書面を提示して、投票用紙等の交付を請求するものとする。ただし、やむを得ず当該書面の提示ができない場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が保健所等から情報提供を受けて当該選挙人が特定患者等である旨及び請求時に外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかると見込まれる旨を確認できるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができること。

三 特定患者等である選挙人の努力

特定患者等である選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないこと。

四 罰則

特例郵便等投票について、公職選挙法の投票干渉罪等の規定が適用されるよう整理すること。

五 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して5日を経過した日から施行すること。

2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用すること。

(附帯決議)

一 本法律は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請等により、選挙権の行使の機会が実質的に制限されている者が多数にのぼることから、特例的に当分の間、郵便等投票を認めるものであり、極めて異例の措置であることに留意する。

二 政府は、この法律の公布から施行までの期間が短いことを踏まえ、特例郵便等投票を利用しようとする者が円滑にその手続を進められるよう、その手続、制度内容について、国民に対し迅速かつ十分な周知徹底を図るものとする。

三 特例郵便等投票の対象者は、感染のつど次々に変わっていくので、有資格者に的確に周知することができるかどうか本制度の鍵を握っていることから、政府は、選管と保健所が緊密に連携し、請求すれば特例郵便等投票ができることを周知徹底するように努めるものとする。

四 政府は、郵便等投票には過去に不正の問題があったことに留意し、特例郵便等投票の対象者が新型コロナウイルス感染症関係者に厳に限定され、なおかつ本人確認が確実になされることに最大限に留意するものとする。

五 政府は、特定患者等の特例郵便等投票により保健所の業務が増えないように配慮するとともに、今後に備えるため保健所の体制整備等に努めるものとする。

六 政府は、今後も新型コロナウイルス感染症と同様の感染症の蔓延が起こった場合に備え、外出自粛時の投票権の確保についてどのような対応をすべきか、長期的視点に立って検討するものとする。

七 特例郵便等投票は、選管と療養者の間で投票用紙が行き来することや、一人暮らしの自宅療養者の場合は投票用紙の投函等に援助が必要であることから、政府は地方自治体と連携し、選管関係者等が感染することがないように、十分な予防措置が講じられるように周知徹底するものとする。

八 PCR検査等行政検査により陰性となった濃厚接触者も宿泊療養者・自宅

療養者と同様に外出自粛が求められるものの、投票は不要不急の外出に当たらないため可能ではあるが、人間関係が濃密的な地域社会においては事実上困難となる場合もあると想定されることから、本委員会は、特例郵便等投票に係る濃厚接触者の取り扱いについて、地方自治体の負担にも配慮しつつ、実施状況の検証も踏まえて引き続き検討を加えるものとする。

九 本委員会は、選挙の公平を確保しつつ、あらゆる特定患者等の投票の機会が確保されるよう、特例郵便等投票に係る代理記載制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

十 政府は、この法律が最初に適用される東京都議会議員選挙等や衆議院議員選挙における特例郵便等投票の実施状況について検証を行うとともに、その後もこの法律の施行状況について適宜に検証を行い、本委員会においても、当該検証の結果を受けて、検討を行うものとする。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第28号）要旨

本案は、選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理する等のもので、その内容は次のとおりである。

一 罰則の規定の整理

選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理すること。

二 選挙事務の委嘱に係る規定の整理

選挙事務の委嘱に係る規定を整理すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【消費者問題に関する特別委員会】

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、情報通信技術の進展に伴い、オンラインモールなどの取引デジタルプラットフォームが、国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保し、もって取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務

取引デジタルプラットフォーム提供者は、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するための措置を講ずるよう努めるとともに、講じた措置の概要等を開示すること。また、内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム提供者が行う措置に関して、必要な指針を策定すること。

二 取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請

内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム上の商品等の販売条件等の表示が、商品の安全性の判断に資する事項等について著しく事実と相違する表示等であると認められ、かつ、販売業者等が特定できないなど販売業者等によって当該表示が是正されることを期待することができない場合に、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、販売業者等による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等の措置をとることを要請することができること。また、取引デジタルプラットフォーム提供者は、当該要請に応じたことにより販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わないものとする。

三 販売業者等情報の開示請求

消費者は、取引デジタルプラットフォーム上での販売業者等との売買契約等に係る自己の債権を行使するため、必要な場合に限り、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該販売業者等に関する情報の開示を請求することができること。

四 官民協議会

内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益

の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うため、内閣総理大臣、国の関係行政機関、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体、消費者団体等により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会を組織すること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 売主が消費者（非事業者である個人）であるC to C取引の「場」となるデジタルプラットフォームの提供者の役割について検討を行い、消費者の利益の保護の観点から、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 二 本法第3条で、取引デジタルプラットフォーム提供者が努力義務として講ずるべきとされている措置等の実施状況について実態把握に努めるとともに、必要に応じ、消費者の利益の保護の観点から、更なる実効性の確保について検討を行い、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 三 本法第4条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請等の実施状況について実態把握に努めるとともに、必要に応じ、消費者の利益の保護の観点から、更なる実効性の確保について検討を行い、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 四 本法第4条第1項第1号の著しく事実と相違する表示等の解釈については、商品の安全性の判断に資する事項等を表示しないことをもって消費者が誤認する場合を含むものであることを明らかにすること。
- 五 本法第4条第1項第1号の「商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要事項として内閣府令で定めるもの」については、取引デジタルプラットフォームにおける消費者被害の実態を踏まえたうえで定めること。また、消費者被害の実態や情報通信技術の発展を踏まえて適宜検討を加え、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。
- 六 本法第5条第1項の「内閣府令で定める額」を定めるに当たっては、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる取引における消費者被害の実

態に照らし、必要十分な消費者が開示請求制度を利用できるよう、適切な額とすること。

七 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術は急速に進展し得るものであるため、本法第5条第1項の販売業者等情報を内閣府令において定めるに当たっては、消費者が自己の債権を行使するために必要かつ十分な範囲の情報が開示請求の対象となるようにするとともに、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。

八 いわゆる情報商材等を取扱う販売業者等が参加する取引デジタルプラットフォームや、SNSを利用して行われる取引における消費者被害の実態の把握を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

九 デジタル広告、不正又は悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益の保護の観点から検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十 外国会社との消費者被害の解決を促進させるため、関係省庁が連携して会社法第933条第1項第1号の定める外国会社登記における代表者登記義務を周知するとともにその履行を促すこと。また、関係省庁が連携して販売業者等又は取引デジタルプラットフォーム提供者たる外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときには、会社法第827条第1項の定める取引継続禁止命令の申立てを検討すること。

十一 C to C取引を含めたデジタルプラットフォームにおける取引に関する紛争を効率的・実効的に解決するためのオンラインによる手続が可能な裁判外紛争解決手続（ODR）の提供について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十二 本法の制定趣旨や各条項の解釈等について、消費者、取引デジタルプラットフォーム提供者、販売業者等、関係行政機関などに対して十分な周知徹底を図ること。

十三 消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会において身に付けるべき知識を習得するための消費者教育を充実すること。特に、令和4年4月からの成年年齢の引下げの影響を受ける若年者や、「新しい生活様式」として利用が拡大している高齢者に対して積極的に取り組むこと。

十四 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術の急速な進展に伴

う消費者被害の複雑化・多様化や、海外の行政機関との連携の必要性に鑑み、消費者庁その他の関係省庁の予算、機構・定員を十分確保すること。

○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るため、通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示を禁止するとともに、預託等取引契約に係る規制の対象となる物品の範囲を拡大し、預託等取引業者等が販売する物品等を対象とする預託等取引契約等の勧誘及び締結を原則として禁止するほか、特定適格消費者団体に対する情報提供に係る規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定商取引に関する法律の一部改正

- 1 詐欺的な定期購入商法への対策として、通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示や人を誤認させるような表示を禁止するなどの措置を講ずること。
- 2 売買契約に基づかないで送付された商品について、販売業者がその返還を請求することができる期間をなくすこと。
- 3 販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるものとする。加えて、申込者等が契約の申込みの撤回等を電磁的記録により行うこともできるものとする。
- 4 外国執行当局に対する情報提供制度の創設を行うこと。

二 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正

- 1 法律の規制の対象となる物品を政令で指定するものから全ての物品とし、法律の題名を「預託等取引に関する法律」に改めること。
- 2 販売を伴う預託等取引を原則禁止するとともに、禁止に違反した者に対する罰則を定めること。
- 3 特定商取引に関する法律の改正と同様に、契約締結時等の書面交付に係る規定の整備及び外国執行当局に対する情報提供制度の創設を行うこと。

三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行す

るために必要な限度において、特定適格消費者団体に対し、特定商取引に関する法律及び預託等取引に関する法律に基づく行政処分に関して作成した書類を提供することができるものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 申込者等が契約の申込みの撤回等を電磁的記録により行う場合の効力発生時期について、申込みの撤回等に係る電磁的記録による通知を發した時とすること。
- 二 特定商取引に関する法律及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律の改正規定のうち、販売業者等が交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する規定について、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 三 政府は、二の施行後2年を経過した場合において、販売業者等が交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【地方創生に関する特別委員会】

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を2年間延長するとともに、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る建築基準法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 農地法の特例として、農業委員会が一定の要件を満たす法人に対し、農地の取得を許可することができる現行の特例措置の期限を2年間延長すること。
- 二 工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例として、工場等の緑地面積の敷地面積に対する割合等について、市町村が周辺環境との調和の確保に配慮しつつ、条例で、これらの法律により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができること。
- 三 建築基準法の特例として、国家戦略特別区域計画の認定をもって、地区計画等の区域において条例で用途規制の緩和を行う際に必要となる国土交通大臣の承認があったものとみなすこと。
- 四 中心市街地の活性化に関する法律の特例として、国家戦略特別区域計画の認定をもって、中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなすこと。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 養父市で実施されている法人農地取得事業について、農地を所有する目的及び効果を明らかにすること。また、弊害がないことのみをもって、直ちにこの制度の全国展開及び実施期間の再延長を前提としないこと。さらに、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。
- 二 株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。また、近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。
- 三 株式会社の農地所有を認めた後、農地の利用状況等についての的確に監視す

るよう特定地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を当該地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該住民に必要以上の負担とならないよう配慮すること。

四 令和3年度中に国家戦略特別区域以外においても政府が実施する法人農地取得事業に係るニーズと問題点の調査は、その実施目的を明確にし、全国展開を前提とするものでないこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（9法律）の改正を行うこと。

二 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

【憲法審査会】

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第196回国会衆法第42号）要旨

本案は、国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 投票人名簿及び在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度を廃止し、閲覧できる場合を明確化、限定するなどした新たな閲覧制度を創設すること。
- 二 在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う国民投票の在外投票人名簿への登録についての規定の整備を行うこと。
- 三 投票の当日、市町村内のいずれの投票区に属する投票人も投票することができる共通投票所を設けることができる制度を創設すること。
- 四 期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加すること。また、期日前投票の開始時刻の2時間以内の繰上げ及び終了時刻の2時間以内の繰下げを可能とすること。
- 五 外洋を航行中の船員について、ファクシミリ装置を用いて投票することができるようにする洋上投票制度について、便宜置籍船等の船員並びに実習を行うため航海する学生及び生徒も対象とすること。
- 六 天災等で投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときに行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも5日前に行うこととされていたものを少なくとも2日前までに行えば足りることとすること。
- 七 投票所に入ることができる子供の範囲を、「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大すること。
- 八 施行期日等
 - 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。
 - 2 改正後の規定は、この法律の施行の日以後に投票日の50日前の登録基準日がある国民投票について適用し、この法律の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例によること。

（修正要旨）

国は、この法律の施行後3年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨の規定を追加すること。

- 一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項

- 1 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備
 - 2 投票立会人の選任の要件の緩和
- 二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
- 1 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
 - 2 国民投票運動等の資金に係る規制
 - 3 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

IV 決議案

○ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案（逢沢一郎君外5名、決議第3号）

我が国は、ミャンマーにとっての最大の支援国として、同国の民主化プロセスを後押ししてきた。本年2月1日に発生したミャンマー国軍によるクーデターは、民主化への努力と期待を踏みにじるものであり、クーデターを引き起こした国軍による現体制の正当性は全く認められない。クーデター以降、ミャンマーでは、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍や警察による民間人に対する暴力が継続し、多数の民間人が死傷している。

本院は、こうした状況を強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民と共にあることを表明するとともに、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人に対する残虐行為の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問をはじめとする不当に拘束された国内外の人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求める。

政府においては、本院の意を体し、国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、これらの事項の速やかな実現に全力を尽くすことを強く要請する。
右決議する。

V 通過議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第6号)(修正)	新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型インフルエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずるもの なお、緊急事態宣言時及びまん延防止等重点措置時の命令に違反した場合における過料の額、入院の措置等に係る罰則、積極的疫学調査に係る罰則、医療関係者等に対する協力の要請に係る規定等の修正を行った。	1/22	2/ 3
	○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	原子力発電施設等の周辺の地域の生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き続きこれらの整備に必要な特別措置を講ずるため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を令和13年3月31日まで10年間延長するもの	1/29	3/26
	○子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることのできる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずるもの	2/ 2	5/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○デジタル社会形成基本法案（内閣提出第26号）（修正）	<p>デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めるもの</p> <p>なお、デジタル社会の形成に当たっては是正が図られなければならない利用機会の格差の要因について「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めるとともに、デジタル社会の形成に当たって国及び地方公共団体が行う施策に「公正な給付と負担の確保」のための環境整備を追加する等の修正を行った。</p>	2/ 9	5/12
	○デジタル庁設置法案（内閣提出第27号）	<p>デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもの</p>	2/ 9	5/12
	○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第28号）	<p>デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行うもの</p>	2/ 9	5/12

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第29号）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、個別の法律の規定によらない一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとするもの	2/ 9	5/12
	○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第30号）	行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設するもの	2/ 9	5/12
	○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）	クロスボウによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務を定める等の措置を講ずるもの	2/24	6/ 8
	○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）	相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定める等の措置を講ずるもの	2/26	5/18
	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずるもの	3/ 9	5/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（内閣提出第62号）	我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定めるもの	3/26	6/16
	○国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、60歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるもの	4/13	6/4
	●宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第37号）	宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、宇宙活動法の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進するもの	6/9	6/15
	●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第34号）	政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うもの	6/8	6/10
総務	○地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第53号）（修正）	地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずるもの なお、施行期日についての修正を行った。	(令和2年) 3/13	6/4

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	令和2年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起こすことができることとするもの	1/18	1/28
	○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	将来における我が国の経済社会の発展の基盤となるビヨンド5Gの実現に不可欠な革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるもの	1/18	1/28
	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの	1/29	3/26
	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	令和3年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うもの	1/29	3/26
	○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（内閣提出第31号）（修正）	地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めるもの なお、法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正を行った。	2/9	5/12

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続（非訟手続）を創設するとともに、開示請求を行うことができる特定電気通信役務提供者の範囲を見直す等の措置を講ずるもの	2/26	4/21
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	日本放送協会の令和3年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入6,900億円、事業支出7,130億円、事業収支差金△230億円となっている。 事業運営に当たっては、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力をあげることにしている。	2/ 5	3/31
	●過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案（総務委員長提出、衆法第5号）	人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策の実施に必要な措置を講ずるもの	3/ 9	3/26
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少するもの	2/ 2	4/ 7
	○少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	民法の成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、18歳及び19歳の者について、少年法上の「少年」として家庭裁判所に全件送致する現行の規定を適用する一方、原則として検察官に送致しなければならない事件の対象範囲を拡大するとともに、検察官送致決定後は少年法が定める刑事事件の特例を原則適用しないこととし、公判請求された場合には推知報道の禁止を解除する等の措置を講ずるもの	2/19	5/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	○民法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第55号)	所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等の措置を講ずるもの	3/ 5	4/21
	○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案 (内閣提出第56号)	社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設するもの	3/ 5	4/21
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第32号)	国際情勢の変化等に鑑み、在ダナン日本国総領事館の新設、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置の導入、子女教育手当の支給開始年齢の引下げ等を行うもの	2/ 9	3/26
	○地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件 (条約第1号)	我が国、東南アジア諸国連合の構成国、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドの15か国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させるとともに、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での枠組みを構築する等の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるもの	2/24	4/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を改正し、協定の有効期間（平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間）を令和4年3月31日まで1年間延長することについて定めるもの	3/ 2	3/31
	○日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	自衛隊とインド軍隊との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定めるもの	3/ 5	5/19
	○民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	我が国と欧州連合との間で、双方の航空当局による民間航空製品（民間航空機及びその構成品・部品等）に対する重複した検査等を可能な限り省略するための枠組みを定めるもの	3/ 5	5/19
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	我が国とセルビアとの間で、二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、課税権の調整を行うとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるもの	3/ 5	5/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	我が国とジョージアとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるもの	3/ 5	5/28
	○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	我が国とジョージアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/ 5	5/28
	○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	我が国政府と英国政府との間の現行の原子力協定について、英国による欧州原子力共同体（ユーラトム）からの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されることを反映させ、我が国政府とユーラトムとの間の原子力協定の一部の規定と同旨の規定を加え、また、核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映させる内容の改正を行うもの	3/ 5	6/ 4
	○大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	現行の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正し、条約の対象となる魚種を拡大するとともに、紛争解決に関する規定及び漁業主体に関する規定を追加すること等を行うもの	3/ 5	6/ 4
	○国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立すること及びその運営について定めるもの	3/ 5	6/ 4

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する現行の交換公文を改正し、我が国が経済協力開発機構及びその職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるもの	3/ 5	5/28
財務金融	○令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第3号）	令和2年度第3次補正予算の編成に当たり、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を超える金額をその財源に充てるため、剰余金の処理の特例措置を定めるもの	1/18	1/28
	○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、令和3年度から令和7年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を定めるもの	1/18	3/26
	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設、住宅ローン控除制度の特例の延長等を行うもの	1/26	3/26
	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率及び特惠関税制度等の適用期限の延長、個別品目の関税率の見直し等を行うもの	1/29	3/31
	○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、銀行等の業務範囲規制等の緩和、海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備、事業の抜本的な見直しを行う地域銀行等に対する資金交付制度の創設等を行うもの	3/ 5	5/19

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
文部科学	○国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構にファンドを設置し、その運用益を活用して、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実の助成を行い、また、優秀な若手研究者の育成や活躍の推進の助成を行うため、必要な措置を講ずるもの	1/18	1/28
	○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	小学校及び義務教育学校前期課程の学級編制の標準を現行の40人（第1学年は35人）から35人とし、令和7年3月31日までの間において小学校第2学年から第6学年まで段階的に引き下げるもの	2/ 2	3/31
	○文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案等について定めるもの	2/ 5	4/16
	○国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	国立大学法人の学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、名称を「学長選考・監察会議」とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずる。また、国立大学法人小樽商科大学、同帯広畜産大学及び同北見工業大学を統合して「国立大学法人北海道国立大学機構」とし、国立大学法人奈良教育大学及び同奈良女子大学を統合して「国立大学法人奈良国立大学機構」とするもの	3/ 2	5/14
	○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等のメール送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送番組のインターネット同時配信等における著作物等の利用を放送等と同様に円滑化するための措置を講ずるもの	3/ 5	5/26
	●教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第19号）	教員等による児童生徒へのわいせつ行為等を防止するため、わいせつ行為等により懲戒免職となった教員への免許再交付の特例や、わいせつ行為等による教員免許状失効者のデータベースを国が整備すること等を定めるもの	5/21	5/28

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
文部科学	●令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（馳浩君外4名提出、衆法第21号）	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病の治療の目的で、医薬品である覚醒剤の持込み、使用等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例について定めるもの	5/28	6/ 9
厚生労働	○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設、医療計画の記載事項への新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項の追加、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援の仕組みの強化等の措置を講ずるもの	2/ 2	5/21
	○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合の2割への見直し、傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し、子どもに係る国民健康保険料の減額措置の導入等の措置を講ずるもの	2/ 5	6/ 4
	○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講ずるもの	2/ 5	6/11
	○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）	子の出生後8週間の期間内において、合計28日を限度として、分割して2回まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設するほか、事業主に対する育児休業を取得しやすい雇用環境整備等の義務付け等の措置を講ずるもの	2/26	6/ 3
	●令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第12号）	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給される令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金について、その対象者自らが受け取ることができるよう差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	4/ 9	4/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	●強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（馳浩君外7名提出、衆法第23号）	我が国が強制労働の廃止に関する条約を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改めるもの	5/31	6/ 9
	●特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第28号）	建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、国の規制権限不行使の責任が認められたことに鑑み、未提訴の被害者について、その損害の迅速な賠償を図るため、給付金等の支給について定めるもの	6/ 2	6/ 9
	●中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第33号）	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立するもの	6/ 4	6/11
	●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第34号）	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策等並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めるもの	6/ 4	6/11
農林水産	○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	市町村が策定する森林の間伐等の実施の促進に関する計画に基づく間伐等に対する支援措置等の期限を令和12年度まで10年間延長するとともに、成長に優れた苗木の植栽を行う事業に関する認定制度を創設し、当該認定を受けた者に対し、支援措置を講ずるもの	2/ 9	3/26
	○農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るため、農業法人投資育成事業の対象となる法人として、林業又は漁業を営む法人、食品産業の事業者等を追加する等の措置を講ずるもの	2/26	4/21
	○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案（内閣提出第45号）	畜舎等の建築等に係る負担を軽減するため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた畜舎等に関する建築基準法の特例を定めるもの	3/ 2	5/12

委員会名	議案名	概要	提出	成立
農林水産	○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	農林中央金庫について、不測の事態などで金融システムに混乱が生じるおそれがある場合における農水産業協同組合貯金保険機構による業務遂行の監視、資金の貸付け及び資本増強等の措置を講ずるもの	3/ 5	5/28
	●有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第8号）	有明海及び八代海等の海域において、令和3年度から令和13年度までに行われる港湾又は漁港における汚泥等の堆積を排除するために行う事業及び漁場における特定の漁港漁場整備事業に係る経費に対する国の補助の割合の特例並びにこれらの事業に係る経費に関する地方債の特例について定めるとともに、国及び地方公共団体による海岸漂着物の処理等について定めるもの	3/17	3/31
	●鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第26号）	鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るため、対象鳥獣の捕獲等の強化、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充、人材育成の充実強化並びに銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長の措置を講ずるもの	6/ 2	6/ 9
	●公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第30号）	建築物における木材の利用の一層の促進を図るため、木材の利用を促進する主な対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置の拡充等をするもの	6/ 3	6/11
経済産業	○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第23号）	新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講ずるもの	2/ 5	6/ 9

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上を図るため、手続期間の徒過により消滅した特許権の回復要件の緩和、特許審判等での口頭審理を映像及び音声の送受信により行う方法の導入、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講ずるもの	3/ 2	5/14
	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	令和3年4月14日から令和5年4月13日までの2年間、外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に対する輸出入禁止等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの	4/16	6/11
国土交通	○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、これらの会社に対する助成金の交付に係る業務の期限の延長及び出資に係る業務の追加等のこれらの会社への支援措置を拡充すること等の措置を講ずるもの	1/29	3/26
	○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、改良すべき踏切道の指定方法の見直し、地方踏切道改良計画の作成の義務付け、踏切道の改良の方法への踏切道と密接な関連を有する道路の改良の追加、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設等の措置を講ずるとともに、広域災害応急対策の拠点となる防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設、鉄道事業者による災害時の他人の土地の使用等に係る措置を拡充する等の措置を講ずるもの	1/29	3/31

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため、特定都市河川の指定対象の拡大、特定都市河川流域における一定の開発行為等に対する規制の導入、雨水貯留浸透施設の設置計画に係る認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、浸水想定区域制度の拡充、都道府県知事等が管理する河川に係る国土交通大臣による権限代行制度の拡充、一団地の都市安全確保拠点施設の都市施設への追加、防災のための集団移転促進事業の対象の拡大等の措置を講ずるもの	2/ 2	4/28
	○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	海事産業の基盤強化を図るため、船舶運航事業者等が作成する特定船舶導入計画及び造船等事業者が作成する事業基盤強化計画の認定制度の創設、内航海運業の登録制度の対象となる事業の追加、船員の労働時間を適切に管理するための労務管理責任者制度の創設等の措置を講ずるもの	2/ 5	5/14
	○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化、特別住宅紛争処理の対象の拡大等の措置を講ずるもの	2/ 5	5/21
	○海上交通安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）	船舶交通の一層の安全を確保するため、異常な気象又は海象による船舶交通の危険の防止を図る観点から船舶交通がふくそうする海域にある船舶に対して海上保安庁長官が適切な方法によるびよう泊、当該海域からの退去等の措置を講ずべきことを勧告し又は命令することができることとするとともに、海上保安庁以外の者による海上保安庁の管理する航路標識の工事又は維持に係る承認制度を創設する等の措置を講ずるもの	3/ 2	5/25

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	○航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	最近における航空輸送及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機の航行の安全及び無人航空機の飛行の安全並びに航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、国土交通大臣による航空運送事業の基盤強化に関する方針の策定及び必要な支援の実施、危険物等所持制限区域に立ち入る旅客等に対する保安検査の受検の義務付け、無人航空機の機体の安全性の確保及び操縦を行おうとする者について行う技能証明に係る制度の創設、運輸安全委員会による無人航空機に係る事故等の原因を究明するための調査の実施等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/ 4
	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和3年4月6日閣議決定）に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めるもの	4/16	6/11
	●水循環基本法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第25号）	地下水の適正な保全及び利用を図るため、水循環に関する施策に地下水の適正な保全及び利用に関する施策が含まれていることを明記するとともに、水循環に関する基本的施策として地下水の適正な保全及び利用を図るために必要な措置を追加するもの	6/ 2	6/ 9
環境	○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保を図るため、関係府県知事が栄養塩類（窒素及び磷）の管理に関する計画を定めることができる制度を創設するとともに、自然海浜保全地区の指定対象の拡充、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下における漂流ごみ等の除去・発生抑制等の措置を講ずるもの	2/26	6/ 3

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現等を地球温暖化対策の推進に当たっての基本理念として新たに定めるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量報告制度について電子システムによる報告を公表する仕組みとする見直し等の措置を講ずるもの	3/ 2	5/26
	○自然公園法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	国立公園等を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、利用拠点の質の向上又は質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設、利用のための規制の強化等の措置を講ずるもの	3/ 2	4/23
	○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（内閣提出第61号）	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品の廃棄物の排出の抑制等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/ 4
安全保障	○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更及び日・印物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	2/ 2	4/21
予算	○令和2年度一般会計補正予算（第3号） ○令和2年度特別会計補正予算（特第3号）	歳出面において、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入等を計上するとともに、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込み、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるもの この結果、令和2年度一般会計第3次補正後予算の総額は、第2次補正後予算に対し歳入歳出とも15兆4,271億円増加し、175兆6,878億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。	1/18	1/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	○令和3年度一般会計予算 ○令和3年度特別会計予算 ○令和3年度政府関係機関予算	経済・財政一体改革を着実に推進する一方、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、106兆6,097億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/18	3/26
決算 行政監視	○令和元年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1)(承諾を求めるの件)(第 201回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等31件、計2,134億円余	(令和2年) 3/17	6/ 2
	○令和元年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2)(承諾を求めるの件)(第 201回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から令和2年3月24日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費等38件、計2,534億円余	(令和2年) 5/19	6/ 2
	○令和元年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (承諾を求めるの件)(第201回国 会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額8,340億円余のうち、令和2年3月10日に決定された使用額は、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費1件、420億円	(令和2年) 5/19	6/ 2
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当 等に関する法律の一部を改正する 法律案(議院運営委員長提出、衆 法第14号)	令和2年5月1日より行っている歳費の月額2割削減措置を、令和3年5月1日から同年10月31日までの間延長するもの	4/20	4/23

委員会名	議案名	概要	提出	成立
議院運営	●国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第24号）	政府職員の改正に準じて、国会職員の定年を段階的に引き上げる等の措置を講ずるもの	6/ 1	6/ 4
災害対策	○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特定災害対策本部の設置、非常災害対策本部等の本部長及び設置時期の見直し、市町村による個別避難計画の作成、避難のための立退きの勧告及び指示の一本化、広域にわたる避難住民等の受入れに関する協議手続の整備、災害救助法に基づく救助の対象の拡大等の措置を講ずるもの	3/ 5	4/28
	●地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第9号）	地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を令和8年3月31日まで5年延長するもの	3/18	3/31
	●自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第18号）	自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるようにするため、自然災害義援金について、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	5/20	6/ 4
	●災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進するため、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置するもの	5/27	6/11
倫理選挙	●特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第32号）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、宿泊施設や自宅等で療養する者等の投票が困難となっている現状に鑑み、これらの者を特定患者等と定義し、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるもの	6/ 3	6/15

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
倫理選挙	●公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第28号）	選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理するとともに、選挙事務の委嘱に係る規定を整理するもの	4/23	5/25
消費者 問 題	○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（内閣提出第53号）	取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取組の促進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めるもの	3/ 5	4/28
	○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）（修正）	通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示を禁止するとともに、預託等取引契約に係る規制の対象となる物品の範囲を拡大し、預託等取引業者等が販売する物品等を対象とする預託等取引契約等の勧誘及び締結を原則として禁止する等の措置を講ずるもの なお、クーリング・オフの通知を電子メール等で行う場合の効力発生時期を明記するほか、契約書面等の交付を電子化する規定の施行を延期する等の修正を行った。	3/ 5	6/ 9
地方創生	○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を2年間延長する等の措置を講ずるもの	2/19	5/12
	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 5	5/19

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

議 案 名	概 要	提出	成立
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外5名提出、第196回国会衆法第42号)(修正)</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの なお、国は、改正法の施行後3年を目途に、①公職選挙法で既に講じられている措置など投票環境向上に関する事項、②CM規制など国民投票の公平・公正を確保するための措置に関する事項等について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨の検討条項を追加する修正を行った。</p>	<p>(平成30年) 6/27</p>	<p>6/11</p>

VI 決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
総務	○日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成28年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入7,019億円、経常事業支出6,885億円、差引き経常事業収支差金が133億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が280億円となっているもの	(平成29年) 12/ 5	6/ 1 異議がない
	○日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成29年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入7,156億円、経常事業支出7,073億円、差引き経常事業収支差金が83億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が229億円となっているもの	(平成30年) 12/ 4	6/ 1 異議がない
決算 行政監視	○平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入102兆7,740億円余、歳出97兆5,417億円余であり、差引き剰余は5兆2,322億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計410兆1,617億円余、歳出合計395兆3,607億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額72兆356億円余、一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円余であり、資金残額は1兆2,899億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆650億円余、支出合計9,068億円余	(平成29年) 11/21	4/13 議決
	○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より9,097億円余増加し、106兆79億円余	(平成29年) 11/21	4/13 是認
	○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より242億円余増加し、1兆806億円余	(平成29年) 11/21	4/13 是認

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
決 算 行政監視	○平成29年度一般会計歳入歳出決算 平成29年度特別会計歳入歳出決算 平成29年度国税収納金整理資金受 払計算書 平成29年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入103兆6,440億円余、歳出98兆1,156億円余 であり、差引き剰余は5兆5,284億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆4,869億 円余、歳出合計374兆1,502億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額75兆9,847億円余、一般会 計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円余であり、資金残額は1 兆3,612億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,296 億円余、支出合計9,618億円余	(平成30年) 11/20	4/13 議決
	○平成29年度国有財産増減及び現在 額総計算書	国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より8,161 億円余増加し、106兆8,241億円余	(平成30年) 11/20	4/13 是認
	○平成29年度国有財産無償貸付状況 総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成29年 度末現在額は、平成28年度末現在額より301億円余増加し、1兆 1,108億円余	(平成30年) 11/20	4/13 是認

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

＜委員会＞

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議案名	概要
内閣	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号） (立憲・希望・無会・共産・自由・社民)	国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号） (立憲・国民*・無会・自由・社民)	行政文書の管理をめぐる昨今の状況を踏まえ、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が十分に果たされるようにするため、行政文書の決裁に係る手続は原則として電子的に行われなければならないこととし、及び決裁済行政文書の変更を禁止するとともに、独立公文書監視官に関する規定の創設、行政文書の管理の適正に関する通報の制度の創設等の措置を講ずるもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号） (立憲・国民*・無会・社民)	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの
	●国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号） (立憲・国民*・無会・社民)	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号） (立憲・国民*・無会・社民)	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号） （立憲・国民*・無会・共産・維新・自由・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外11名提出、第197回国会衆法第11号） （立憲・国民*・無会・自由）</p>	<p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p>
	<p>●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号） （立憲・国民*・無会・共産・社民・自由）</p>	<p>全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの</p>
	<p>●天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号） （国民*）</p>	<p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後において平成の元号を用いて同日以後の日を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合における当該表記について、令和の元号を用いてこれに相当する日を表している表記として取り扱うこととする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号） （国民*）</p>	<p>重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等並びに各議院の委員会等による調査命令及び議員による当該調査命令の要請等について定めるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●手話言語法案（山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第26号） （立憲・国民*・共産・社民）</p>	<p>手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、ろう者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図るため、手話の習得等に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案（山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第27号） （立憲・国民*・共産・社民）</p>	<p>全ての視聴覚障害者等が、円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現するため、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●多文化共生社会基本法案（中川正春君外4名提出、第198回国会衆法第28号） （立憲）</p>	<p>我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案（安住淳君外19名提出、第201回国会衆法第1号） （立国社・共産）</p>	<p>特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止するもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案（小川淳也君外8名提出、第201回国会衆法第3号） （立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防止することが喫緊の課題となっていることに鑑み、新型コロナウイルス感染症検査の実施体制の整備に必要な措置等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施を促進し、もって国民の生命及び健康を保護するもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>● 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（今井雅人君外7名提出、第203回国会衆法第8号） （立民・共産・国民※）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生の状況及びそのまん延防止のための措置の実施の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症に対する対策を含めた新型インフルエンザ等対策の実効性の向上を図るため、施設の使用制限等に係る要請等に応じた事業者に対する給付金の支給、新型インフルエンザ等対策を実施する関係機関の間の情報の共有等について定めるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事の権限を拡大し、あわせて新型コロナウイルス感染症の特性に即した対応の強化を図るため、社会経済活動のための検査体制の整備、情報の報告等の統一的な体制の整備等について定めるもの</p>
	<p>● 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的な推進に関する法律案（大西健介君外6名提出、衆法第22号） （立民）</p>	<p>子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項及び子ども省の設置についての検討等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的に推進するもの</p>
	<p>● 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（岡本充功君外6名提出、衆法第43号） （立民・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生の状況及びそのまん延防止のための措置の実施の状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策の実効性の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する医療の提供に係る要請等に関する規定を設けるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る検査の促進に係る施策等について定めるもの</p>
総務	○ 放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	<p>近年の放送をめぐる環境の変化を踏まえ、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対する日本放送協会の協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講ずるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

委員会名	議 案 名	概 要
総務	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号） （立憲・希望・無会・自由・社民）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案（吉川元君外5名提出、第201回国会衆法第21号）（立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金について、その支給の趣旨に鑑み、支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外7名提出、第201回国会衆法第27号） （立国社）</p>	<p>情報通信技術を利用して行われる在宅勤務の促進に資する等のため、電磁的記録の真正な成立の推定に関し、当該電磁的記録に記録された情報について行われている電子署名が、当該電子署名を行うために必要な符号及び物件が適正に管理されることにより、本人だけが行うことができることとなるものであることをその要件とする等の措置を講ずるもの</p>
法務	<p>○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）</p>	<p>退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号） （立憲・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪を廃止するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号） （立憲・国民*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>●民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号） （立憲・共産・社民）</p>	<p>現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの</p>
	<p>●出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号） （国民※1）</p>	<p>家畜伝染病予防法第36条第1項の規定により輸入してはならないこととされる物を所持する外国人を上陸拒否の対象とするもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（階猛君外3名提出、第201回国会衆法第25号） （立国社）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等について新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業を行うもの</p>
	<p>●出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第203回国会衆法第9号） （立民・共産・国民※2）</p>	<p>本邦への上陸により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の病原体が国内に侵入するおそれがあると認められる外国人を上陸拒否の対象とするもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消の推進に関する法律案（階猛君外3名提出、衆法第36号） （立民）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、新型コロナウイルス感染症に関連する差別の禁止、国の行政機関等、地方公共団体等及び事業者における新型コロナウイルス感染症に関連する差別を解消するための措置等を定めるもの</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

※2 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

委員会名	議案名	概要
財務金融	●自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案（古本伸一郎君外2名提出、第198回国会衆法第29号） （国民※・社保・未来）	自動車が国民生活に重要な役割を果たしていることに鑑み、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置を定めるもの
文部科学	●青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（遠藤利明君外8名提出、第198回国会衆法第20号） （自民・国民※・公明・維新・未来）	青少年自然体験活動等を推進し、もって我が国の活力の向上に寄与するため、その推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの
	●大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（城井崇君外5名提出、第200回国会衆法第10号） （立国社・共産）	大学等における修学の支援において、配偶者と死別又は離婚した後婚姻をしていない者、未婚のまま父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生じないように配慮を義務付けるもの
	●独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案（川内博史君外5名提出、第201回国会衆法第4号） （立国社・共産）	大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験は多肢選択式によることとするとともに、当該試験の枠組みにおいては民間試験等の活用を行わないこととするもの
	●新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案（川内博史君外5名提出、第201回国会衆法第14号） （立国社・共産）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が学生等の修学等に及ぼす影響の緩和を図るため、大学等における授業料の減免に要する費用の支弁その他の学生等の支援等に関する特別の措置について定めるもの
厚生労働	●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号） （立憲・国民※・無会・共産・自由・社民）	保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号） （立憲・社民）</p>	<p>公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの</p>
	<p>●認知症基本法案（後藤茂之君外5名提出、第198回国会衆法第30号） （自民・公明）</p>	<p>認知症施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、認知症施策推進基本計画等の策定について定めるとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第11号） （立国社・共産）</p>	<p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第12号） （立国社・共産）</p>	<p>当分の間、障害福祉サービス等報酬のうち、食事提供体制加算等を廃止してはならないものとするとともに、送迎加算について、障害福祉サービス等の利用者に不利な内容のものを定めてはならないものとする規定を設けるもの</p>
	<p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第13号） （立国社・共産）</p>	<p>重度の肢体不自由者等に対する職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案（尾辻かな子君外10名提出、第201回国会衆法第15号）（立国社・共産・維新）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等により、児童扶養手当の支給を受ける者の家庭に経済的な影響を与えていることに鑑み、当該家庭の生活の安定に資するため、臨時特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案（西村智奈美君外6名提出、第201回国会衆法第18号） （立国社・共産）</p>	<p>業務等における性的加害言動を禁止するとともに、業務等における性的加害言動を受けた従業者等に対する支援その他の施策を推進するもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外6名提出、第203回国会衆法第2号） （立民・共産・国民※）</p>	<p>労働者の雇用形態による賞与、退職手当等の待遇の格差を是正するため、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の合理的と認められない待遇の相違の禁止並びに待遇の相違が合理的と認められるか否かの判断に当たっての考慮事項の限定等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案（中島克仁君外7名提出、衆法第1号） （立民・共産・国民※）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した日等から令和3年1月31日までを対象期間とする新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金を支給するため必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案（逢坂誠二君外9名提出、衆法第2号） （立民・共産・国民※）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等により、児童の属する低所得者世帯に経済的な影響を与えている現状に鑑み、児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援を行うため必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（早稲田夕季君外10名提出、衆法第3号） （立民・共産・国民※）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険の基本手当の支給の拡充、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の拡充、離職者に対する支援等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（川内博史君外14名提出、衆法第4号） （立民・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響により、社会経済情勢が著しく変化し、とりわけ、低所得者等が生活を維持することが困難となっている現状に鑑み、低所得者等に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出、衆法第11号） （立民）</p>	<p>現役世代の負担の軽減が図られるよう、当分の間、後期高齢者負担率に特別調整率を加える特例を設けるとともに、保険料の賦課限度額を引き上げる特例、国が中・低所得者の保険料減額費用を負担する措置等を講ずるもの</p>
	<p>●低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（池田真紀君外10名提出、衆法第29号） （立民）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定めるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

委員会名	議案名	概要
厚生労働	●新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（中島克仁君外9名提出、衆法第35号） （立民）	新型コロナウイルス感染症等の急速なまん延に対処し、国民の生命及び健康を保護するため、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるもの
	●家庭医制度の整備の推進に関する法律案（中島克仁君外11名提出、衆法第38号） （立民）	国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の実現に資するため、家庭医制度の整備に関する施策を総合的に推進するもの
	●新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進に関する法律案（長妻昭君外13名提出、衆法第42号） （立民）	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進を図るため、ワクチン接種に関し、政府による工程表の策定、筋肉内注射を実施する者の確保を図るために政府が講ずべき措置等について定めるもの
	●新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案（岡本充功君外6名提出、衆法第44号） （立民・共産）	令和3年2月1日から9月30日までを対象期間とする新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金を支給するため必要な事項を定めるもの
	●特定医療従事者の就労及びその継続を支援するための給付金の支給に関する法律案（岡本充功君外6名提出、衆法第45号） （立民・共産）	新型インフルエンザ等緊急事態措置区域等において、重症等の新型コロナウイルス感染症の患者に対して治療、看護等を行う特定医療従事者の就労及びその継続を支援するための給付金を支給するため必要な事項を定めるもの
農林水産	●主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号） （立憲・希望・無会・共産・自由・社民）	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うもの
	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号） （立憲・国民*・無会・共産・自由・社民）	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号) (立憲・国民^{※1}・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号) (立憲・国民^{※1}・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号) (立憲・国民^{※1}・無会・自由・社民)</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第34号) (国民^{※1})</p>	<p>アフリカ豚熱をはじめとする監視伝染病の病原体が国内に侵入することを防止するため、必要な訓練を受けた犬の配置その他の輸入検疫に係る体制の整備についての規定を新設するもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている茶業等に係る緊急の支援等に関する法律案(山井和則君外17名提出、衆法第16号) (立民)</p>	<p>茶業を行う者によるお茶の生産の方式の改善のための取組等及びお茶の文化の振興に資する活動を行う者による新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための取組に対する緊急の支援等に関し必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案(佐々木隆博君外4名提出、衆法第39号) (立民・共産・国民^{※2})</p>	<p>地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で農業用植物の新品種の育成及び在来品種の保全が重要であることに鑑み、地域における農業の持続的な発展を図るため、公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるもの</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ(平成30年5月7日～令和元年9月30日)

※2 国民民主党・無所属クラブ(令和2年10月27日～)

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外 5 名提出、第196回国会衆法第 7 号） （立憲・共産・自由・社民）</p>	<p>原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに原発廃止・エネルギー転換改革推進計画の策定等について定めるとともに、原発廃止・エネルギー転換改革推進本部を設置するもの</p>
	<p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（近藤昭一君外 7 名提出、第198回国会衆法第21号） （立憲・国民*・共産・社保・社民）</p>	<p>地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p>
	<p>●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（近藤昭一君外 5 名提出、第198回国会衆法第22号） （立憲・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保に資するため、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（近藤昭一君外 7 名提出、第198回国会衆法第23号） （立憲・国民*・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資するため、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画の作成等について定めるもの</p>
	<p>●エネルギー協同組合法案（近藤昭一君外 7 名提出、第198回国会衆法第24号） （立憲・国民*・共産・社保・社民）</p>	<p>地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの</p>
	<p>●中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案（後藤祐一君外 7 名提出、第201回国会衆法第 9 号） （立国社・共産・維新）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が中小企業者等の事業活動に甚大な影響を及ぼしていることに鑑み、中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及び負担軽減を通じた中小企業者等支援のため、株式会社日本政策金融公庫による代位弁済並びに求償権の適切な行使及び放棄等や国による補助その他の財政上の措置について定めるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年 5 月 7 日～令和元年 9 月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案（田嶋要君外6名提出、第201回国会衆法第20号） （立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら同給付金を使用することができるようにするため、同給付金の差押えを禁止する等の措置について定めるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、衆法第10号） （立民・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続していることに鑑み、その影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し、給付金の支給のための財政上の措置等必要な事項を定めるものとするもの</p>
	<p>●自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（古本伸一郎君外11名提出、衆法第40号） （立民・国民^{※1}）</p>	<p>我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p>
国土交通	<p>●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（森山浩行君外7名提出、第196回国会衆法第43号） （立憲・国民^{※2}・無会・共産・自由・社民・無）</p>	<p>航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外6名提出、衆法第13号） （立民）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの</p>
環境	<p>●対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号） （立憲・希望・社民）</p>	<p>原子力緊急事態宣言がされた後、解除された「特定原子力事業所」に設置された発電用原子炉施設について、申請期間内に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく適合性審査の申請がされないときは、当該発電用原子炉の設置許可を取り消す等、同法の特例を定めるもの</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

※2 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
安全保障	●自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外1名提出、衆法第27号） （維新・国民※1）	領域等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等するもの
	●領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、衆法第31号） （立民）	領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするもの
決 算 行政監視	●会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号） （立憲・国民※2・無会・自由・社民）	会計検査院の検査に係る機能の強化を図るため、懲戒処分要求の対象の拡大及び懲戒処分要求への人事院等の関与の強化、国会及び内閣への随時報告の義務付け、意見表示又は処置要求に関する制度の強化等を行うもの
	○平成30年度一般会計歳入歳出決算 平成30年度特別会計歳入歳出決算 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書 平成30年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入105兆6,974億円余、歳出98兆9,746億円余であり、差引き剰余は6兆7,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計381兆1,771億円余、歳出合計368兆9,360億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額78兆2,204億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円余であり、資金残額は1兆3,227億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,307億円余、支出合計1兆635億円余
	○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より1兆7,697億円余増加し、108兆5,939億円余
	○平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より365億円余増加し、1兆1,473億円余

※1 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

※2 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
決算 行政監視	<p>○令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書 令和元年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入109兆1,623億円余、歳出101兆3,664億円余であり、差引き剰余は7兆7,959億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆5,519億円余、歳出合計374兆1,696億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額77兆4,666億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆812億円余であり、資金残額は1兆3,854億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,645億円余、支出合計1兆644億円余</p>
	<p>○令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より1兆2,773億円余増加し、109兆8,712億円余</p>
	<p>○令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より463億円余増加し、1兆1,937億円余</p>
	<p>○令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）</p>	<p>一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和2年5月19日から令和3年1月15日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費等24件、計5兆8,356億円余</p>
	<p>○令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）</p>	<p>一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年4月7日から令和3年1月26日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費等39件、計2,506億円余</p>
	<p>○令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）</p>	<p>特別会計予備費予算総額7,944億円余のうち、令和2年12月15日に決定された使用額は、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費1件、550億円</p>
	<p>○令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）</p>	<p>特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和2年12月15日に決定された経費増額は、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額1件、1,000億円</p>

委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	○令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和3年2月9日から令和3年3月23日までの間において決定された使用額は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費等14件、計3兆3,064億円余
	○令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年2月24日から令和3年3月29日までの間において決定された使用額は、大雪に伴う道路事業に必要な経費等4件、計332億円余
議院運営	●行政監視院法案（辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第31号） （立憲・国民 ^{※1} ・共産・社保・社民）	行政監視及び立法機能の充実強化を図り、国政の健全な発展に寄与するため、国会に行政監視院を置くもの
	●国会法の一部を改正する法律案（辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第32号） （立憲・国民 ^{※1} ・共産・社保・社民）	行政監視及び立法機能の充実強化に資するため、国会に行政監視院を置くもの
	●我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案（階猛君外3名提出、衆法第6号） （立民・国民 ^{※2} ）	我が国において、人口の減少や少子高齢化の進展に対応しつつ、経済の活力の向上及び持続的な発展を実現し、並びに持続可能な財政構造を確立することが課題となっており、中長期的な視点に立って政策を立案することの重要性が増大している現状に鑑み、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するため、国会に経済財政等将来推計委員会を置くもの
	●国会法の一部を改正する法律案（階猛君外3名提出、衆法第7号） （立民・国民 ^{※2} ）	経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員の推薦、国政に関する調査等を行うため、国会に、経済及び財政等に関する将来の推計に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くもの
倫理選挙	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号） （立憲・無会）	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの

※1 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

※2 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	<p>●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号） （立憲・国民^{※1}・無会・社民）</p>	<p>公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの</p>
	<p>●政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号） （立憲・国民^{※1}・無会・社民・自由）</p>	<p>国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、収支報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表を義務付けるもの</p>
	<p>●インターネット投票の導入の推進に関する法律案（中谷一馬君外12名提出、衆法第41号） （立民・国民^{※2}）</p>	<p>インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進するもの</p>
震災復興	<p>●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号） （立憲・希望・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号） （立憲・希望・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置の創設等をするもの</p>
	<p>●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号）（立憲・希望・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

※2 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

委員会名	議 案 名	概 要
震災復興	●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外6名提出、第198回国会衆法第36号） （立憲・国民*・共産・維新・社保・社民・無）	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、国による支給基準の作成及び公表に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

<憲法審査会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

議 案 名	概 要
●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号） （国民*）	憲法改正国民投票の投票人が憲法改正案に関する正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛成又は反対の判断を行うことができる環境の整備等を図るため、政党等による国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の禁止、特定国民投票運動団体の届出及び収支報告、国民投票運動等に関する支出金額の制限、国民投票運動等に関する寄附の制限、インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化、国民投票の当日における国民投票運動の禁止その他の公正な国民投票運動等の実施のための措置、憲法改正案の広報の充実強化及び投票環境の整備等並びに国政選挙の選挙運動期間と国民投票の期日前投票の期間との重複を回避し国民投票に関する周知等のための十分な期間を確保するための措置等を講ずるもの

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）